

第二次山陽小野田市総合計画 (後期基本計画)

令和 8 年 度 実 施 計 画

活 力 と 笑 顔
あ ふ れ る ま ち
～スマイルシティ山陽小野田～

令和 8 年 6 月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

目 次

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の構成と計画期間	2
3	重点プロジェクト	3
	重点施策1 活力あふれるまち	
(1)	安全・安心なまちづくり	5
(2)	地域経済の活力増進	8
	重点施策2 笑顔あふれるまち	
(1)	地域づくりの推進	9
(2)	子育て支援・学びの充実	12
	重点施策3 魅力あふれるまち	
(1)	文化・スポーツの振興	18
(2)	魅力の発信	20
	四つの横断的取組	
(1)	D X・G Xの推進	21
(2)	山口東京理科大学との連携	27
(3)	スマイルエイジングの推進	29
(4)	官民連携の推進	46
4	分野別計画	47
5	令和8年度実施計画事業一覧	
	第1章 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～	
	基本施策1 子育て支援の充実	49
	基本施策2 高齢者福祉の充実	55
	基本施策3 障がい者福祉の充実	61
	基本施策4 地域福祉の推進	64
	基本施策5 社会保障の安定	67
	基本施策6 健康づくりの推進	71
	基本施策7 地域医療体制の充実	74

第2章 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8	消防・救急体制の充実	7 6
基本施策 9	防災対策の充実	7 7
基本施策 10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	8 1
基本施策 11	地域づくりの推進	8 3
基本施策 12	人権尊重のまちづくり	8 6
基本施策 13	自然環境の保全・循環型社会の形成	8 7
基本施策 14	国際交流・地域間交流の推進	9 1
基本施策 15	シティセールス・移住定住の推進	9 1

第3章 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16	住環境の確保	9 3
基本施策 17	公園・緑地の整備・保全	9 5
基本施策 18	水道の安定供給と汚水処理の充実	9 6
基本施策 19	道路・交通網及び港湾施設の充実	9 9
基本施策 20	適正な土地利用の推進	1 0 2

第4章 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21	多様な働く場の確保	1 0 4
基本施策 22	企業立地の推進	1 0 4
基本施策 23	商工業の振興	1 0 5
基本施策 24	農林水産業の推進	1 0 6
基本施策 25	観光・交流の振興	1 1 0

第5章 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26	学校教育の推進	1 1 3
基本施策 27	社会教育の推進	1 1 9
基本施策 28	次世代の学校・地域創生の推進	1 2 1
基本施策 29	山口東京理科大学の教育環境の整備・充実	1 2 1
基本施策 30	芸術文化によるまちづくりの推進	1 2 2
基本施策 31	スポーツによるまちづくりの推進	1 2 5

第6章 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32	効率的で効果的な行政運営	1 2 8
基本施策 33	健全な財政運営	1 3 2
基本施策 34	市政への市民参画の推進	1 3 6

施策体系外・繰出金	1 3 8
-----------	-------

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度))

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は12年間とします。

(2) 基本計画

(前期：平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))

(中期：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

(後期：令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度))

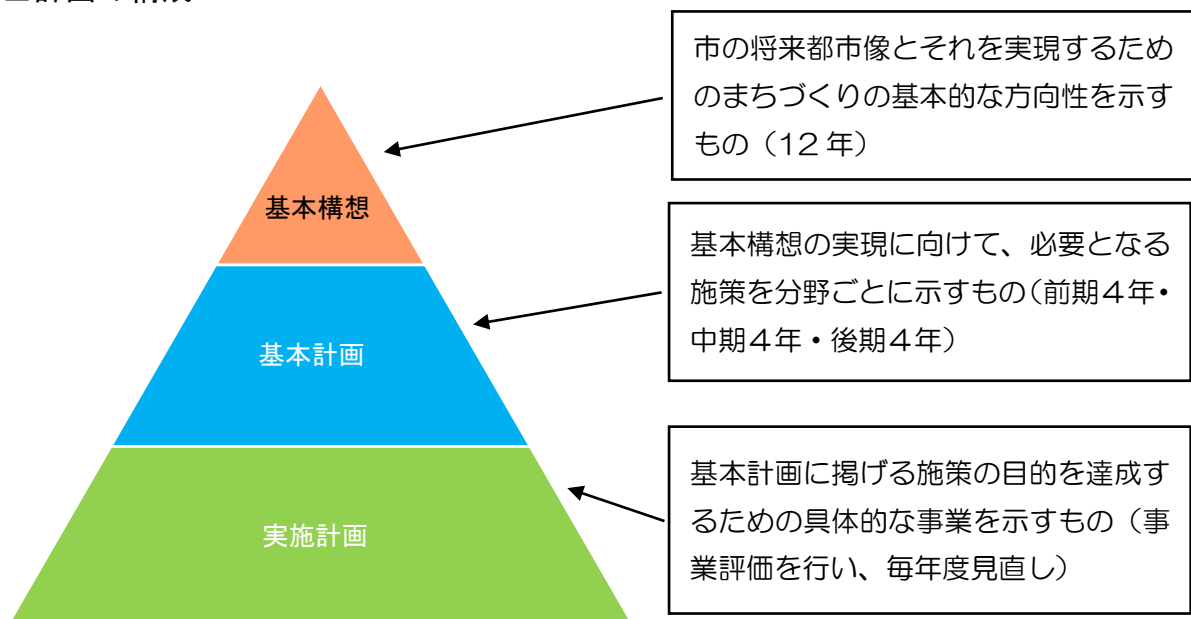
基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

(3) 実施計画(3年のローリング方式)

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

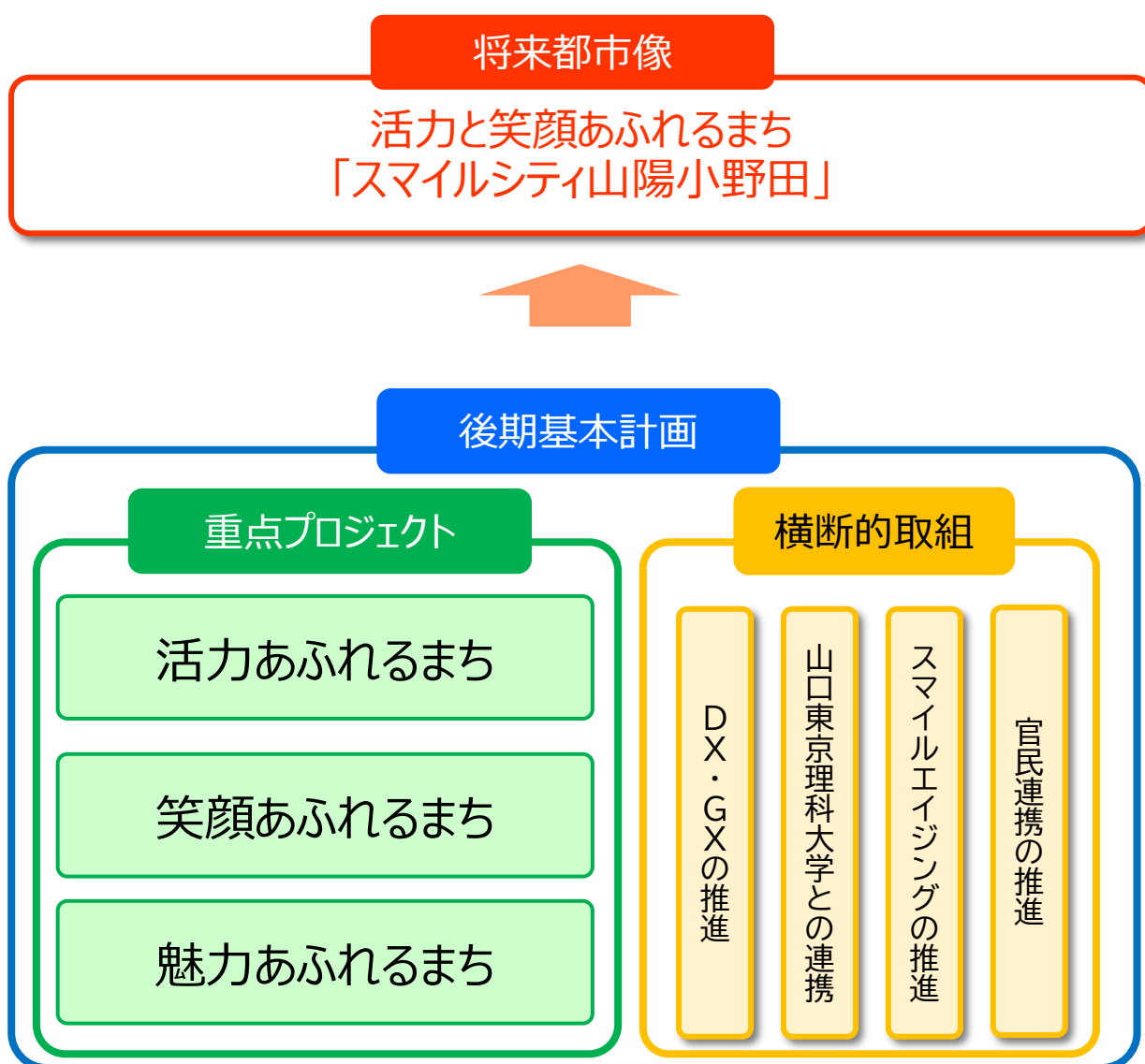
■計画の構成



重点プロジェクト

第二次山陽小野田市総合計画の策定後、本市では、将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、企業誘致などによる地域経済の活力増進や、子育て支援の充実、シティセールスの推進によるまちの魅力向上に取り組んできました。

後期基本計画においても、引き続きこれらの取組を推進するほか、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方の下、重点プロジェクトとして「三つの柱」を設定し、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組めます。



重点プロジェクト

三つの柱

- 1 活力あふれるまち
- 2 笑顔あふれるまち
- 3 魅力あふれるまち

四つの横断的取組

- 1 D X ・ G X の推進
- 2 山口東京理科大学との連携
- 3 スマイルエイジングの推進
- 4 官民連携の推進

※後期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、分野別計画と同一の事業が掲載されています。

※「令和8年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

活力あふれるまち

(1) 安全・安心なまちづくり

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
個別避難計画作成事業		平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新している。また、令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、自己避難が困難な高齢者や障がい者(避難行動要支援者)への「個別避難計画」の作成が各市町村の努力義務とされた。これを受けて、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R5以前 ～R13以降	175	社会福祉課
消防団装備改善事業		消防団が使用する被服や装備品などの消防資機材について、老朽化が進んでいるものや規格が変わったもの、新たに必要となったものについて、計画的に更新、整備していく。 現在使用している消防団の防火服は、表面素材の難燃性能も低く、透湿性能が少ないものを使用している。昨今の異常気象等により、消防活動中における熱中症対策は極めて重要である。また、消防団員の活動中の二次災害を防ぐためにも性能の優れた新型の防火服が必要であることから、3年計画で新型のものに更新していく。令和8年度は更新計画2年目となり、83着の更新を行う。	R5以前 ～R13以降	10,751	消防課
総合防災訓練事業	DX・GX スマエジ	災害対策基本法第48条において、市長は法令または防災計画に基づき防災訓練を実施しなければならないと義務付けられている。この規定により、防災訓練を実施してきているが、平成30年度を最後に災害対策本部設置に特化した机上訓練のみの実施。今後、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練(屋外実動訓練)を実施することが望ましい。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R5以前 ～R13以降	8,318	総務課
防災ラジオ助成事業		市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち防災ラジオは、Jアラートからの緊急地震速報等発令時に、ラジオが自動的に起動し防災情報を提供するものである。平成24年度から自主防災組織、要配慮者利用施設、その他の事業所や市民に有償で配布している。令和4年度からは多局放送に対応した新型を配布している。なお令和6・7年度の購入実績はなく、在庫状況(令和7年9月時点)旧型44台、新型69台で在庫不足が見込まれる。	R5以前 ～R13以降	345	総務課

活力あふれるまち

(1) 安全・安心なまちづくり

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災情報システム関係事業(臨時)	DX・GX	市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち、Jアラートはミサイル攻撃等の国民保護関係情報や緊急地震速報の発令時に市内14カ所に設置した屋外スピーカー及び学校等の既存放送設備を利用して防災情報を提供するものである。なお、FM波がつながりにくい施設については、現行機器の老朽化更新に合わせてIP告知受信機(LTE網活用)に変更していく必要がある。 令和8年度は、次の事業を実施する。 ・Jアラートシステムソフトウェア更新(改修内容が未定であるが、最大経費を算出したため、計上するもの)	R5以前 ～R13以降	394	総務課
避難所備蓄品整備事業		南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予測される中、市として発災直後の避難所運営に必要な食料品などの備蓄を強化する。備蓄品の年次的な調達と管理は、品質管理、製造・賞味期限の管理、そして財政的負担の分散を図り、安全で効率的な備蓄を実現するために必要である。これにより、市民の安全と健康を確保し、災害時には迅速かつ適切な対応を行う。	R7 ～R13以降	2,084	社会福祉課
自主防災組織等育成事業	DX・GX スマエジ	自主防災組織の設立及び充実により地域防災力の向上が図れ、減災に大きく寄与できる。よって自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 ・自主防災組織は自治会で設置されるもので、自治会総数334自治会のうち、結成自治会は294自治会。	R5以前 ～R13以降	1,120	総務課
防災士育成事業	スマエジ	防災士は”自助”、”共助”、”協働”を基本理念としており、その育成は、①災害時に自分の身を守る正しい知識を習得し、犠牲者を減らすこと②地域の防災訓練の中心としてリーダーシップをとり、地域防災力が向上すること③市と連携し、地域とのつながりの橋渡しになること等につながる。 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠であり、その役割を担う防災士の育成のため講習費用の一部を補助し、防災士を育成する。	R5以前 ～R13以降	60	総務課
避難所等整備事業		国は、能登半島地震の反省や、今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化の一つとして、各市町の避難所環境の改善を掲げており、令和6年度補正予算において新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)を創設した。合わせて、国が最低限必要とする災害用物資・資機材の備蓄量の基準を示したため、当該交付金と同趣旨の地域未来交付金を活用して、備蓄量の基準に達するよう年次的に災害用物資・資機材を購入するもの。なお、令和8年度は、簡易ベット358台、テント式パーテーション355張を購入する。また、出水期における避難場所への雨水の流入を防ぐため、止水板を購入する。	R7 ～R10	10,583	総務課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置された。築造から30年以上が経過し、著しく老朽化が進行しているため施設の整備更新を行う。	R5以前 ～R13以降	113,400	農林水産課

活力あふれるまち

(1) 安全・安心なまちづくり

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
河川浚渫事業		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R5以前 ～R13以降	3,000	土木課
河川整備事業		境川は、上流の殖生山溜池にその源を發し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5以前 ～R10	24,000	土木課
高千帆地区浸水対策事業		高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。	R5以前 ～R13以降	33,000	下水道課
空家等活用促進区域活性化事業		空家法改正(R5)により市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能となった。中心市街地や地域再生の拠点など、地域の拠点となる区域において空家等が集積すると、当該地域の本来の機能を低下させてしまうおそれがあるため、空家等の分布や活用の状況等からみて、空家等の活用が必要と認める区域を空家等活用促進区域として定め、空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進する。	R7 ～R13以降	2,000	生活安全課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が7箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、改修を行う。	R5以前 ～R13以降	3,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R5以前 ～R13以降	11,000	農林水産課

活力あふれるまち

(2) 地域経済の活力増進

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会(協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供。)との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R5以前 ～R13以降	10823	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R5以前 ～R13以降	330,612	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 【指定地区】小野田駅前商店街周辺、厚狭商店街周辺、旧セメント町商店街周辺、理科大周辺	R5以前 ～R13以降	2,000	商工労働課
創業支援事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴奏支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R5以前 ～R13以降	7,200	商工労働課
新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R5以前 ～R13以降	5,263	農林水産課

笑顔あふれるまち

(1) 地域づくりの推進

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域運営組織推進事業	スマエジ	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となり、様々な地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区運営協議会(以下、各協議会)に対し、財政的支援、人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 各協議会が行う地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対して、各協議会が自らの裁量で事業への配分や使途の決定を行うことができる「地域づくり交付金」を交付する。 【専門家派遣事業】 地域づくりの専門家を各地区に派遣し、年に2回、協議会に関するヒアリングを実施し、課題解決に向けた助言を行う。また、協議会が研修会やワークショップ等を実施しようとする場合に、必要に応じて外部講師の調整・派遣を支援する。	R5以前 ～R13以降	24,526	市民活動推進課
地域づくり支援事業		地域住民の主体的な取組に基づいた地域づくりを推進するため、国の集落支援員制度を活用した「地域づくり支援員」を各地域交流センターに配置している。地域づくり支援員は、住民の話し合いの場づくりや地域の課題解決に向けた取組の運営支援、また、地区運営協議会の運営サポート、事務局機能などを担う。 地域づくり支援員の資質向上を図り、各地区運営協議会の活動を支援することで、持続可能な地域社会の実現を図る。	R5以前 ～R13以降	43,284	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(経常)		Aスクエアに設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進することで、市民活動の推進を図る。 また、指定管理者制度による民間活力を導入し、民間事業者のノウハウ等を運営に反映させることにより、多様な主体が、それぞれが持つノウハウ、資源、ネットワークを持ち寄り、地域の課題解決に向け、対等な立場で協力して共に働くことで「未来の山陽小野田市」のための新しい価値を創出する協創によるまちづくりを推進する。	R6 ～R13以降	68,118	市民活動推進課
社会教育士育成事業	スマエジ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士の取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆取得予定者数 1名 ◆受講計画 (開催地未定) 広島大学、18日間想定 ◆社会教育士取得実績 (R5)1名、(R6)1名、(R7)1名	R5以前 ～R8	335	市民活動推進課
本山地域交流センター管理運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	9,231	市民活動推進課
赤崎地域交流センター管理運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	9,692	市民活動推進課
須恵地域交流センター管理運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	8,265	市民活動推進課

笑顔あふれるまち

(1) 地域づくりの推進

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地域交流センター 管理運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	310	市民活動推進課
高泊地域交流センター管理 運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,023	市民活動推進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,847	市民活動推進課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	8,094	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理 運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	8,188	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理 運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	437	市民活動推進課
出合地域交流センター管理 運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	6,706	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理 運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	6,537	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理 運営事業		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	9,533	市民活動推進課
地域交流センター管理運 営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場合があるセンター長会議を開催する。	R5以前 ～R13以降	5,855	市民活動推進課
地域おこし協力隊による中 山間地域活性化事業		中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を配置する。	R5以前 ～R13以降	7,624	地域活性化室

笑顔あふれるまち

(1) 地域づくりの推進

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域おこし協力隊によるスマイルシティ魅力発信事業		シティセールス課が抱える課題の一つとして、全国的な観点からみて本市の知名度の低さが挙げられる。これまで以上に交流人口や関係人口、移住・定住者を増やし、更なる活性化を図るためには、まず本市のことを知ってもらうことが第一であり、そのためには、本市の魅力を様々な分野から発信を行い、知名度を上げていくことが必要不可欠である。 その課題の解決策として、地域おこし協力隊の制度を活用し、令和6年4月1日から地域おこし協力隊員として委嘱した、シンガーソングライターでありスペシャルスマイルプランナーの西広ショータさんと市が協力し合い、様々な媒体を活用して情報発信を行うことで、本市の知名度の向上を図る。	R7 ～R8	6,864	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	官民連携	「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5以前 ～R13以降	7,075	シティセールス課
地域おこし協力隊による中小企業支援事業		市内の中小企業については、コロナウイルス感染症が終息した後も、物価や燃料費高騰等の影響を受け、その経営環境は厳しい状況が続いている。中小企業への支援については市と商工会議所で連携して対応しており、支援活動を強化するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、隊員を山陽商工会議所へ派遣する。	R8 ～R10	7,235	商工労働課
社会教育主事資格取得事業	スマエジ	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R5以前 ～R13以降	311	社会教育課

笑顔あふれるまち

(2) 子育て支援・学びの充実

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地区公立保育所整備事業		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R5以前 ～R10	915,454	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業		物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R5以前 ～R8	4,230	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	スマエジ	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R5以前 ～R8	5,409	子育て支援課
公立保育所運営事業(主食提供分)	スマエジ	子どもの衛生管理、安定した栄養補給や食育の機会創出、そして保護者の負担軽減のため、令和8年度より公立保育所3園において、3歳以上の園児においても主食を提供する。 各園で炊飯することで食中毒等のリスクを減らせるとともに、温かいご飯を提供することで、子どもの食が進み、子どもの健やかな成長に寄与できる。	R8 ～R13以降	2,039	子育て支援課
一時預かり事業		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R5以前 ～R13以降	810	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R5以前 ～R13以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R5以前 ～R13以降	16,000	子育て支援課
障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R5以前 ～R13以降	20,804	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内11小学校区において、小学校の余裕教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時30分まで、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで朝の延長保育を実施。	R5以前 ～R13以降	195,423	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業		核家族化や共働き世帯の増加に加え、平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している中、児童を安全に保育できる環境を整えるため、施設の老朽化に伴う修繕や周辺整備、備品整備等を行う事業である。令和8年度は、本山児童クラブの法面改修による環境整備及び出合児童クラブの教室変更に伴う環境整備を実施する。	R5以前 ～R13以降	5,485	子育て支援課

笑顔あふれるまち

(2) 子育て支援・学びの充実

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
病児保育事業		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R5以前 ～R13以降	28,540	子育て支援課
子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R5以前 ～R13以降	306	子育て支援課
養育支援訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を実施する。	R7 ～R13以降	10,219	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	スマエジ	市内3箇所の私立保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(平成29年度までは焼野保育園でも実施、令和3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣施設に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R5以前 ～R13以降	27,069	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	スマエジ	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R5以前 ～R13以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,886	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	スマエジ	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供や、子育て世代に役立つ講習開催等の支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R5以前 ～R13以降	803	子育て支援課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業		乳幼児医療費助成: 小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成: 18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R5以前 ～R13以降	115,225	子育て支援課

笑顔あふれるまち

(2) 子育て支援・学びの充実

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
福祉医療事業(単市事業分)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R5以前 ~R13以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R5以前 ~R13以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R5以前 ~R13以降	7,020	子育て支援課
入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校・中学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。(令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。)	R5以前 ~R13以降	44,296	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等 包括相談支援事業型)	スマエジ	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R5以前 ~R13以降	3,835	子育て支援課
妊婦のための支援給付事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等を届出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給	R7 ~R13以降	32,131	子育て支援課
発育・発達事業	スマエジ	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R5以前 ~R13以降	196	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	スマエジ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R5以前 ~R13以降	38,918	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	スマエジ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R5以前 ~R13以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	スマエジ	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために育児相談を実施する。不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R5以前 ~R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	スマエジ	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6 ~R13以降	1,652	子育て支援課

笑顔あふれるまち

(2) 子育て支援・学びの充実

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域組織活動育成事業	スマエジ	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R5以前 ～R13以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	スマエジ	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R5以前 ～R13以降	516	子育て支援課
家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R5以前 ～R13以降	68	子育て支援課
児童扶養手当支給事業		18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。令和6年11月分より全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ。 ※支給額:全部支給 48,050円(1人)、2人目以降は11,350円加算(金額は全部支給の場合)	R5以前 ～R13以降	288,118	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業		ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	R5以前 ～R13以降	8,041	子育て支援課
ひとり親福祉事業		母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	R5以前 ～R13以降	78	子育て支援課
母子生活支援事業		児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの。	R5以前 ～R13以降	5,500	子育て支援課
産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R5以前 ～R13以降	3,000	健康増進課
通学路安全対策事業		通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R5以前 ～R13以降	61,000	土木課
学校和式トイレ洋式化事業		家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進める。	R5以前 ～R13以降	8,880	教育総務課
特別教室空調設備設置事業		近年、夏季の気温が上昇傾向にあるため、小・中学校におけるエアコン未設置の特別教室にエアコンを設置することで、教育環境の改善を図る。 令和8年度は中学校を対象として実施設計を行う。	R8 ～R12	7,901	教育総務課

笑顔あふれるまち

(2) 子育て支援・学びの充実

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
幼稚園給食実施事業	DX・GX スマエジ	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。 また、栄養管理ソフトの導入により、食物アレルギー管理における安全性の向上を図る。加えて、業務の効率化により創出された時間を食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に充当し、栄養価のみならず様々な面に配慮した献立作成を可能とする。	R5以前 ～R13以降	1,010	学校教育課
学校給食実施事業(小学生負担軽減)		小学校の学校給食費については、県の補助金等を活用し、保護者負担を0円とします。引き続き、安心・安全な学校給食の提供に努めます。	R8 ～R8	178,752	学校給食センター
学校給食実施事業(物価高騰分)		保護者負担を抑制するため、中学校の学校給食費は据え置きとし、物価高騰分を支援します。引き続き、安心・安全な学校給食の提供に努めます。	R5以前 ～R8	31,237	学校給食センター
GIGAスクール推進事業	DX・GX	児童生徒に1人1台整備したタブレット端末を活用し、効果的な授業の実施を可能とするため、ICT支援員を配置し、学校からの質問対応や機器故障等への支援体制を整備する。また、Wi-Fi環境が未整備である生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネット通信に係る費用を負担する。 1人1台端末の活用が日常化する一方、令和2年度に整備した端末は故障の増加やバッテリーの耐用年数到来が見込まれるため、補助要件である県の共同調達により、生徒用端末(予備機を含む)を更新する。調達台数は、年度末の納品を想定し、令和9年度の生徒見込数とする。併せて、令和2年度及び令和4年度に整備した有償ソフトウェアについて、ライセンス期間が満了するため更新する。	R5以前 ～R13以降	135,959	学校教育課
生成AIを活用した新しい学び推進事業	DX・GX	生成AIの活用が当たり前となる時代に、子どもたちには「生成AIを使いこなす力」と「人間ならではの感性」の両方を身につける必要がある。そのため、授業や家庭学習において、自ら問いを立てて探究を進め、思考を広げ、深めるツールとして生成AIを主体的に活用し、出力結果を吟味する経験を重ねることが求められる。こうした観点から、本市は県施策と連携し、学習用に特化した生成AIを全中学校に導入し、個人情報保護等に係るリスクを低減して、安全・安心な環境での活用を推進する。	R8 ～R9	1,947	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業		特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R5以前 ～R13以降	11,831	学校教育課
外国語教育推進事業	理科大	ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施することにより英語教育の充実を図っている。学習指導要領の改訂を受け、平成30年度から、小学校5・6年生における「外国語」と、3・4年生における「外国語活動」の試行を開始した。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度にALTを3人から5人に増員し、併せて処遇改善を図った。 令和5年度からはALTの配置を5人から4人に変更するとともに、中学校1年生から3年生を対象に英会話学習アプリ「TerraTalk」を導入した。なお、令和8年度以降、学校が引き続き本アプリを利用する場合、ライセンス費用は校納金から支出することとする。さらに、山口東京理科大学との教育連携協定に基づき外国語教育推進事業を位置づけ、小・中学校に同大学の学生を補助指導員として派遣し、併せて大学教員の専門的知識を活用した教職員研修を実施することにより、英語教育の更なる充実を図る。	R5以前 ～R13以降	14,123	学校教育課

笑顔あふれるまち

(2) 子育て支援・学びの充実

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校司書配置事業		全ての小・中学校に学校司書を配置し、学校における読書活動の推進に努める。読書活動の充実により、児童生徒の読解力、語彙力、集中力等の向上が期待される。 また、学校図書館運営の改善・向上を図り、授業における利活用の促進や本に親しむ機会の充実、授業で有効活用できる書籍の選定及び教職員への提案等を通じて、読書活動の充実を図るとともに、学校図書館担当教職員等の資質向上を図る。	R5以前 ～R13以降	33,210	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	スマエジ	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	スマエジ	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R5以前 ～R13以降	50	学校教育課
キャリア教育推進事業		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R5以前 ～R13以降	417	学校教育課
マタニティ・ブックスタート事業	スマエジ	赤ちゃんが生まれる家庭に絵本をプレゼントし、誕生する前から読み聞かせを通して親子の絆を深め、子どもが楽しみながら本を読むきっかけを提供する。	R5以前 ～R13以降	678	中央・厚狭図書館
放課後子ども体験教室事業	スマエジ	社会教育課、小学校、地域交流センター等が連携して取り組む中で、地域の方の参画を得て、放課後の子どもの居場所をつくとともに、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を取り組むことにより、地域社会の中で、子どもたちを見守り、育んでいく環境づくりを推進する。 体験活動の内容については、各教室に配置している校区コーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R8 ～R13以降	9,256	社会教育課

魅力あふれるまち

(1) 文化・スポーツの推進

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館改修事業		館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。第5期工事は、楽屋、研修室、電気室の屋上防水工事を実施する。	R5以前 ～R13以降	31,926	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	スマエジ	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」を開催する。 ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門的コンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立秋美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R5以前 ～R13以降	11,980	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、市が所蔵している竹内傳治氏のガラスアート作品及び現代ガラス展受賞作品を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 ガラス作品に付与する動産保険料と、突発的に事業者から作品を回収する必要が生じた場合や、市の施設に展示する場合の運搬費用を計上する。	R5以前 ～R13以降	612	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業		ガラス文化の発展を目的として、市内で活動するガラス造形作家とともに立ち上げたガラスアートブランド「CLASS GLASS」の浸透を図るとともに、「ガラスアートのまち山陽小野田」の魅力を全国に発信し、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進している。	R5以前 ～R13以降	570	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	スマエジ	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R5以前 ～R13以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	スマエジ	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として好評を得た事業であり、令和8年度についても開催する。	R6 ～R13以降	465	文化スポーツ推進課
市民体育館整備事業		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和7年度から、アリーナ内特定天井の解消、アリーナへの空調設備の新設、館内トイレの洋式化、シャワー室の改修を実施する。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。 なお、工事により令和7年度冬から令和8年度末までの間はアリーナの利用を休止する。	R6 ～R8	498,167	文化スポーツ推進課

魅力あふれるまち

(1) 文化・スポーツの推進

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマエジ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R5以前 ～R13以降	600	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	スマエジ	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図るため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R5以前 ～R13以降	1,000	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	スマエジ	令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和8年度新体制発足後からの休日における学校部活動の地域展開に向けて取組を進める。 体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、運営団体や実施主体について調整を図る。また、実証事業の成果を参考に中学校部活動の地域展開を行い、団体数の増加や指導者の確保を進めていく。	R5以前 ～R13以降	18,426	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	スマエジ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務を民間事業者に委託したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R5以前 ～R13以降	66,631	文化スポーツ推進課

魅力あふれるまち

(2) 魅力の発信

事業名	横断的 取組	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業	スマエジ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R5以前 ～R13以降	459	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	スマエジ	市の魅力を大々的にPRするため、10月の1か月間、「スマイルハロウィンさんようおのだ」を開催します。市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」をはじめ、10月の1か月間、市内全域における交流人口の増加や観光促進を図ることを目的に、実行委員会に補助金を支出する。	R5以前 ～R13以降	3,500	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者及び関係人口を増やす。「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。移住等の相談からお試し暮らし、関係人口及び移住へと繋げていく。	R5以前 ～R13以降	361	シティセールス課
移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイトの運用・保守を行うもの。	R5以前 ～R13以降	262	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図ります。令和8年度も、移住支援員による情報発信等を行い、本市の認知度向上を図ります。また、お試し滞在利用者を移住に導くためのフォローアップを行うため、利用後も移住検討者との接触を図ります。	R5以前 ～R13以降	2,165	シティセールス課
きらら交流館再整備事業		きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅そらうみ』として、リニューアル工事を行う。 リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募し、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。令和5年度から令和6年度にかけて基本設計及び実施設計を実施し、令和7年度から令和9年度にかけて改修工事、外構工事を行い、令和9年9月のリニューアルオープンを目指す。	R5以前 ～R13以降	636,550	シティセールス課

四つの横断的取組

(1) DX・GXの推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護認定審査会ペーパーレス化事業		介護認定審査会資料をペーパーレス化することで、委員の方々にはクラウド上で事前の審査資料を確認していただけるようになり、現状の郵送と比較して迅速な資料提供が可能となる。また、審査資料の印刷費、郵送料などが削減できるため、コストカットが見込まれる。	R7 ～R13以降	570	高齢福祉課
デジタルを活用した保健事業の推進事業		令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国民健康保険保健事業においても実施する。 国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るため、特定保健指導の対象者等の生活習慣病ハイリスク者や希望者に市民向けアプリ(スマエジ健康アプリ)及びスマートウォッチを活用して、保健医療専門職が個別に具体的な保健指導を実施する。	R8 ～R13以降	678	保険年金課
総合防災訓練事業	安全・安心	災害対策基本法第48条において、市長は法令または防災計画に基づき防災訓練を実施しなければならないと義務付けられている。この規定により、防災訓練を実施してきているが、平成30年度を最後に災害対策本部設置に特化した机上訓練のみの実施。今後、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練(屋外実動訓練)を実施することが望ましい。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業(臨時)	安全・安心	市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち、Jアラートはミサイル攻撃等の国民保護関係情報や緊急地震速報の発令時に市内14カ所に設置した屋外スピーカー及び学校等の既存放送設備を利用して防災情報を提供するものである。なお、FM波がつながりにくい施設については、現行機器の老朽化更新に合わせてIP告知受信機(LTE網活用)に変更していく必要がある。 令和8年度は、次の事業を実施する。 ・Jアラートシステムソフトウェア更新(改修内容が未定であるが、最大経費を算出したため、計上するもの)	R5以前 ～R13以降	394	総務課
防災体制機能強化事業		・災害時、現場からの緊急連絡や協議等で防災用スマートフォンを利用している。しかし、老朽化によりリチウム電池の劣化が激しく、膨張などにより爆発の危険性が高まっていることから、早急に機種変更を行う必要がある。	R5以前 ～R13以降	448	総務課
自主防災組織等育成事業	安全・安心	自主防災組織の設立及び充実により地域防災力の向上が図れ、減災に大きく寄与できる。よって自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 ・自主防災組織は自治会で設置されるもので、自治会総数334自治会のうち、結成自治会は294自治会。	R5以前 ～R13以降	1,120	総務課
市民活動センター推進事業(臨時)		LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。令和8年度は、施設の利便性を高めるため、オンライン施設予約システム及びオンライン決済を導入する。	R8 ～R13以降	14	市民活動推進課

四つの横断的取組

(1) DX・GXの推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域交流センターデジタル 化推進事業		地域住民による主体的な地域課題解決の取組には、デジタルの活用が不可欠であることから、地域の拠点である地域交流センターにおいてデジタル化の推進を図る。 R8年度はオンライン施設予約システム及びオンライン決済の導入により、施設利用申請における利便性の向上を図る。 ・R5年度: インターネット環境整備(11センター) ・R6年度: スマホ講座(11センター) ・R8年度: オンライン施設予約システム及びオンライン決済の導入	R8 ～R13以降	52	市民活動推進課
GX推進事業		本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指す。 令和8年度は山陽小野田市GX推進協議会の開催経費を計上する。	R6 ～R13以降	54	環境課
下水道管理デジタル化推進事業		下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムの導入により、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5以前 ～R13以降	516	下水道課
高泊地区デマンド型交通 運営事業		令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入した。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10～)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7～R9)。	R5以前 ～R13以降	6,255	商工労働課
幼稚園給食実施事業	子育て・ 学び	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。 また、栄養管理ソフトの導入により、食物アレルギー管理における安全性の向上を図る。加えて、業務の効率化により創出された時間を食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に充当し、栄養価のみならず様々な面に配慮した献立作成を可能とする。	R5以前 ～R13以降	1,010	学校教育課
GIGAスクール推進事業	子育て・ 学び	児童生徒に1人1台整備したタブレット端末を活用し、効果的な授業の実施を可能とするため、ICT支援員を配置し、学校からの質問対応や機器故障等への支援体制を整備する。また、Wi-Fi環境が未整備である生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネット通信に係る費用を負担する。 1人1台端末の活用が日常化する一方、令和2年度に整備した端末は故障の増加やバッテリーの耐用年数到来が見込まれるため、補助要件である県の共同調達により、生徒用端末(予備機を含む)を更新する。調達台数は、年度末の納品を想定し、令和9年度の生徒見込数とする。併せて、令和2年度及び令和4年度に整備した有償ソフトウェアについて、ライセンス期間が満了するため更新する。	R5以前 ～R13以降	135,959	学校教育課
学校図書システム更新事業		学校図書システムは、老朽化に伴い令和4年度にクラウドへの移行を伴う機器の更新を完了した。併せて、公共図書館の図書システムとの統合も完了しており、学校に所蔵のない図書を相互貸借することが可能となるなど、学校図書館機能の充実・拡大を図り、本システムの安定的な運用を通じて児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R5以前 ～R13以降	5,251	学校教育課

四つの横断的取組

(1) DX・GXの推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
生成AIを活用した新しい学び推進事業	子育て・ 学び	生成AIの活用が当たり前となる時代に、子どもたちには「生成AIを使いこなす力」と「人間ならではの感性」の両方を身につける必要がある。そのため、授業や家庭学習において、自ら問いを立てて探究を進め、思考を広げ、深めるツールとして生成AIを主体的に活用し、出力結果を吟味する経験を重ねることが求められる。こうした観点から、本市は県施策と連携し、学習用に特化した生成AIを全中学校に導入し、個人情報保護等に係るリスクを低減して、安全・安心な環境での活用を推進する。	R8 ～R9	1,947	学校教育課
小学校社会科副読本デジタル化事業		小学校3・4年生の社会科学習においては、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえ、本市の現状に即した内容とするため副読本を改訂する。この改訂に併せ、今後の学習者用デジタル教科書の導入を見据え、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル化を推進する。 また、一般市民等もWebで閲覧が可能となることから、本市の魅力を市内外に発信するシティセールスのツールとしても活用する。	R5以前 ～R13以降	548	学校教育課
電子書籍購入事業		来館しなくても、いつでも・どこでも・だれでも利用できる電子図書館で利用できる電子書籍を購入し、コンテンツの充実を図る。	R5以前 ～R13以降	500	中央・厚狭図書館
人事給与システム構築・運用事業		令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせてクラウド化したことにより、国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和8年9月末が保守期限となるが保守期限以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守を行っていく。	R5以前 ～R13以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がりと、職員の負担を大幅に軽減させることができている。 引き続き、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用を行っていく。	R5以前 ～R13以降	11,352	人事課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業		RPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラー防止のほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R5以前 ～R13以降	1,371	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業		令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5以前 ～R13以降	319	市民課
ビジネスチャットツール導入事業		本市では職員間の連絡手段として、業務の効率化や省力化、災害時における迅速な情報伝達と議論・相談への対応、セキュリティ性の確保の面から、有償でのビジネスチャット「LOGOチャット」を導入した。継続して運用する。	R7 ～R13以降	2,772	デジタル推進課

四つの横断的取組

(1) DX・GXの推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
窓口業務改善事業		令和7年7月、職員によるワーキンググループを立ち上げ、窓口業務のBPR(窓口の手続きを見直して、無駄を省き、わかりやすく、早く、便利にする取組)を推進している。その第一歩として、死亡に伴う各種手続きを一括で受け付ける「おくやみコーナー」を新設し、ご遺族の負担軽減を図る。また、将来的には、窓口Saasの導入により、おくやみ時だけでなく、出生や転入時においても「書かない・待たない・回らない窓口」を実現し、対面とデジタルの最適融合で、窓口の利便性向上と業務効率化を目指す。	R8 ～R13以降	1,405	デジタル推進課
デジタル化推進事業		本市では「協創」によるまちづくりや「スマイルエイジング」を推進し、持続可能な地域社会の構築を目指している。これらの取組にデジタル技術を融合させることで、その可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手による「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりへの主体的な参加を促すとともに、まちづくりの質を向上させるため、健康やデジタル技術の知見を有する山口東京理科大学と連携しながらデジタル技術を活用する。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R5以前 ～R13以降	4,960	デジタル推進課
デジタルデバйд対策事業		デジタル化の推進に当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となることから、市民が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携して、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R5以前 ～R13以降	440	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案があった、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業について、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、令和5年度からの3年間で、実証を行いながら事業化に取り組んできた。引き続き、この健康づくり事業に取り組むとともに、数理情報科学科を擁する山口東京理科大学と連携して、データを大学とともに分析し、それを市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組んでいるが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。	R5以前 ～R13以降	3,396	デジタル推進課
公共施設オンライン予約システム導入運用事業		本市では、小学校単位の地域交流センターや、全市対応のスポーツ施設が充実しており、多くの市民に利用されている。また、小中学校の体育館についても、市民の利用が可能である。しかしながら、現在は、各施設において、紙台帳で施設利用の管理がされており、市民は、事前に利用申請や利用料支払いを窓口でする必要のあることから、利用時とは別に窓口に出向く必要があるなど大きな負担となっている。また、各施設においても、利用に伴う様々な事務が発生し、本来の業務の妨げとなっている。公共施設を市民がより利用しやすくするとともに、公共施設のあり方検討に必要な施設の利用状況の正確な把握に向け、公共施設の予約手続きをオンライン上でできるようにすることで、市民サービスの向上と行政業務の効率化を図る。	R8 ～R13以降	11,254	デジタル推進課
学校施設開放事務デジタル化事業		現在、学校体育館等学校施設開放における予約受付・使用料収納事務については学校窓口で行っている。オンライン施設予約システムやオンライン決済を含むマルチペイメントサービスを導入することにより施設利用者の利便性向上を図る。	R8 ～R13以降	170	教育総務課

四つの横断的取組

(1) DX・GXの推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R5以前 ～R13以降	4,625	市民課
マイナンバーカード申請支 援事業		職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを行う。	R5以前 ～R13以降	991	市民課
証明書コンビニ交付事業		マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R5以前 ～R13以降	9,859	市民課
証明書等自動交付事業		窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R5以前 ～R13以降	1,133	市民課
申請書作成支援事業		令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードを利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R5以前 ～R13以降	436	市民課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。 令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードの申請、交付、記載事項の変更、電子証明書の更新等の手続きを行っている。	R5以前 ～R13以降	710	南支所
総合事務所窓口業務		主に山陽地区の行政ニーズに対応するため、各種の申請・届出等の受付や証明等発行、各種税(料)の収納などの業務を行う。 また、令和5年10月より、キャッシュレスに対応したセミセルフレジを設置しており、市民の利便性の向上とデジタルを活用した事務の効率化を図る。	R5以前 ～R13以降	1,117	市民窓口課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R5以前 ～R13以降	1,457	市民窓口課

四つの横断的取組

(1) DX・GXの推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
eLTAX更改事業		令和8年10月にeLTAX第5期更改が行われ、eLTAXを利用して納税通知書(軽自動車税・固定資産税)の電子化、国税からの問い合わせ資料や他団体への資料(市民税・軽自動車税・固定資産税)回送システムの改修など機能が強化される。それに伴い、基幹システムの改修を行う。	R7 ~R8	5,320	税務課
扶養情報連携対応事業		令和8年度から個人住民税の扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みが実装されることから、被扶養者の情報を自治体中間サーバーに副本登録をするための基幹システムの改修を行う。	R8 ~R8	2,198	税務課
納税通知書電子化事業		令和9年4月から法人宛の、令和10年4月から個人宛の軽自動車税及び固定資産税の納税通知書の電子化が開始される。それに伴い、通知の電子化が行えるように基幹システムの改修を行う。	R8 ~R8	2,933	税務課
文書管理システム運用事業		令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R5以前 ~R13以降	7,577	総務課
財務会計システム改修事業		国では①納付者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③地方公共団体の事務負担軽減を目的に、eL-QRを活用した公金収納を推進している。現行の財務会計システムではeL-QRに対応していないため、令和9年4月からの運用開始に向けて、システム改修を行う。	R8 ~R13以降	27,141	財政課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業		令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示された。これに基づき、令和7年度に戸籍システムを国が提供するガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行した。令和8年度は、システムの安定稼働を図るため必要となる保守管理を行う。	R6 ~R8	55,582	市民課
財務会計システム電子決裁化事務		既存の財務会計システムを電子決裁化することにより、決裁区分によっては長い時間を要していた決裁をスムーズに行うことが可能となり、支払の遅延もなくなるのが期待できる。また、これを実施するとペーパーレスとなり、以前から課題であった文書保管の省スペース化にも繋がる。	R9 ~R13以降	ゼロ予算	出納室
タブレット端末導入事業		国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5以前 ~R13以降	194	議会事務局
タブレット端末更新事業 (臨時)		現在使用中のタブレット端末及びペーパーレス会議システムは、令和5年5月に導入し、令和8年4月をもって契約が満了となる。令和7年10月に議員改選があることから、新たな議会において、満了後の在り方を検討してもらう予定としているため、一旦令和8年5月から令和9年4月まで(1年間)を再リース契約とし、その予算措置を行う。 また、令和8年度は機器更新等に向けた準備を行い、令和9年度に予算措置を行う予定である。	R7 ~R8	2,283	議会事務局

四つの横断的取組

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング薬局事業		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援する。	R5以前 ～R13以降	241	健康増進課
GX推進事業		本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指す。 令和8年度は山陽小野田市GX推進協議会の開催経費を計上する。	R6 ～R13以降	54	環境課
産学官連携推進事業		山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	商工労働課
外国語教育推進事業	子育て・ 学び	ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施することにより英語教育の充実を図っている。学習指導要領の改訂を受け、平成30年度から、小学校5・6年生における「外国語」と、3・4年生における「外国語活動」の試行を開始した。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度にALTを3人から5人に増員し、併せて処遇改善を図った。 令和5年度からはALTの配置を5人から4人に変更するとともに、中学校1年生から3年生を対象に英会話学習アプリ「TerraTalk」を導入した。なお、令和8年度以降、学校が引き続き本アプリを利用する場合、ライセンス費用は校納金から支出することとする。さらに、山口東京理科大学との教育連携協定に基づき外国語教育推進事業を位置づけ、小・中学校に同大学の学生を補助指導員として派遣し、併せて大学教員の専門的知識を活用した教職員研修を実施することにより、英語教育の更なる充実を図る。	R5以前 ～R13以降	14,123	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	子育て・ 学び	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R5以前 ～R13以降	417	学校教育課
山口東京理科大学連携事業		市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月に薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となつて市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課

四つの横断的取組

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタル化推進事業		本市では「協創」によるまちづくりや「スマイルエイジング」を推進し、持続可能な地域社会の構築を目指している。これらの取組にデジタル技術を融合させることで、その可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手による「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりへの主体的な参加を促すとともに、まちづくりの質を向上させるため、健康やデジタル技術の知見を有する山口東京理科大学と連携しながらデジタル技術を活用する。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R5以前 ～R13以降	4,960	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案があった、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業について、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、令和5年度からの3年間で、実証を行いながら事業化に取り組んできた。 引き続き、この健康づくり事業に取り組むとともに、数理情報科学科を擁する山口東京理科大学と連携して、データを大学とともに分析し、それを市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組んでいるが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。	R5以前 ～R13以降	3,396	デジタル推進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施するための運営費を計上する。 (R4年度から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R5以前 ～R13以降	46,535	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	食事	子育て・学び	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R5以前 ～R8	5,409	子育て支援課
公立保育所運営事業(主食提供分)	食事	子育て・学び	子どもの衛生管理、安定した栄養補給や食育の機会創出、そして保護者の負担軽減のため、令和8年度より公立保育所3園において、3歳以上の園児においても主食を提供する。各園で炊飯することで食中毒等のリスクを減らせるとともに、温かいご飯を提供することで、子どもの食が進み、子どもの健やかな成長に寄与できる。	R8 ～R13以降	2,039	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	食事 交流	子育て・学び	市内3箇所の私立保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(平成29年度までは焼野保育園でも実施、令和3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣施設に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R5以前 ～R13以降	27,069	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	交流	子育て・学び	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R5以前 ～R13以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	子育て・学び	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,886	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事 交流	子育て・学び	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供や、子育て世代に役立つ講習開催等の支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R5以前 ～R13以降	803	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等 包括相談支援事業型)	知守	子育て・学び	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R5以前 ～R13以降	3,835	子育て支援課
乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R5以前 ～R13以降	6,125	子育て支援課
幼児健康診査事業	知守 食事		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R5以前 ～R13以降	1,882	子育て支援課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
発育・発達事業	知守	子育て・学び	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R5以前 ～R13以降	196	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	知守	子育て・学び	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R5以前 ～R13以降	38,918	子育て支援課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R5以前 ～R13以降	72	子育て支援課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流		市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R5以前 ～R13以降	292	子育て支援課
母子保健健康教育事业	知守		乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R5以前 ～R13以降	241	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	知守	子育て・学び	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R5以前 ～R13以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	知守	子育て・学び	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために育児相談を実施する。不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時対応する。(オンライン相談含む)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
母子家庭訪問指導事業	知守		ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	知守		妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行う。	R5以前 ～R13以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業	知守		産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R5以前 ～R13以降	1,219	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業	交流		母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R5以前 ～R13以降	484	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業	食事		妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R5以前 ～R13以降	683	子育て支援課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
多胎妊娠婦支援事業	知守		多胎妊娠婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R5以前 ～R13以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業	知守 食事		葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5以前 ～R13以降	0	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	知守	子育て・学び	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6 ～R13以降	1,652	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	交流		子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R5以前 ～R13以降	315	子育て支援課
地域組織活動育成事業	交流	子育て・学び	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R5以前 ～R13以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	運動	子育て・学び	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R5以前 ～R13以降	516	子育て支援課
介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R5以前 ～R13以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R5以前 ～R13以降	303	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R5以前 ～R13以降	1,209	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R5以前 ～R13以降	1,800	高齢福祉課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に第一層協議体を設置し、生活支援コーディネーターによる地域における支え合いの取組を支援する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R5以前 ～R13以降	10,428	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R5以前 ～R13以降	6,772	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	知守 運動 交流		地域の高齢者に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R5以前 ～R13以降	1,032	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	知守 運動 交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R5以前 ～R13以降	378	高齢福祉課
介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何らかの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R5以前 ～R13以降	159	高齢福祉課
認知症サポーター養成事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R5以前 ～R13以降	114	高齢福祉課
石丸総合館管理運営事業	知守 運動 交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。	R5以前 ～R13以降	3,115	市民活動推進課
民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R5以前 ～R13以降	16,285	社会福祉課
山陽地区民生委員・児童委員活動支援事業	交流		年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要がある。民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々のよき相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	市民窓口課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	知守		医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。データヘルス計画に基づく、効果的・効率的な保健事業を展開するためにKDBデータ等のデータ分析結果を用い、本市特有の健康課題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等を実施する。そのため、公衆衛生に精通する医師や保健師等の専門家が所属する事業者からの指導、助言体制を整える。 令和8年度はデータヘルス計画の中間評価の年度であり計画の進捗確認を実施する。データヘルス計画の中間評価・進捗確認に対する助言も得ることで、計画の着実な実施と医療費適正化を目指す。	R6 ～R8	499	保険年金課
国民健康保険特定健診事業	知守		40歳～74歳の市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症等の疾病の早期発見と生活習慣の改善を図る。特定健診未受診者に対して、勧奨時期・勧奨対象者に応じた受診勧奨を実施する。 【みなし健診】 医療機関で特定健康診査の基本健診項目をすべて満たす検査を実施した場合、結果の診療情報を活用し、特定健康診査を受診したとみなすことが出来る。このみなし健診を令和8年度から、県内市町国保における「情報提供料」及び「情報提供様式」の標準化を実施する。	R5以前 ～R13以降	55,555	保険年金課
特定保健指導事業	知守		特定健康診査の検査結果等をもとに選定した対象者に、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すための保健指導を実施することで、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。 特定保健指導の対象者に対して、利用券発送後の電話による勧奨及び医療機関において健診結果説明時に対面で利用勧奨を実施する。	R5以前 ～R13以降	4,818	保険年金課
国民健康保険保健事業	知守 運動		データヘルス計画に基づき国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 がん検診事業・健康運動事業・はり・きゅう施術費補助事業・脳ドック事業・歯周病検診事業・糖尿病性腎症重症化予防事業・慢性腎臓病（CKD）受診勧奨事業 市の健康課題の検討結果に基づき、青年期からの生活習慣病対策・がん・骨粗しょう症対策の必要性が高いことから、国保加入者の20～39歳までの対象者に若者健康診査（骨量検査含む）及び子宮がん検診の利用勧奨を行う。若者健診の結果、生活習慣を見直すための保健指導を実施する。	R5以前 ～R13以降	21,756	保険年金課
デジタルを活用した保健事業の推進事業	知守		令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国民健康保険保健事業においても実施する。 国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るため、特定保健指導の対象者等の生活習慣病ハイリスク者や希望者に市民向けアプリ（スマエジ健康アプリ）及びスマートウォッチを活用して、保健医療専門職が個別に具体的な保健指導を実施する。	R8 ～R13以降	678	保険年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事 運動 交流		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、市町の課題に応じて高齢者の保健事業を展開している。 KDBシステム等を活用して本市の後期高齢者の健康課題を抽出し、課題に応じて個別支援を行うハイリスクアプローチと集団に対して知識の普及と啓発を行うポピュレーションアプローチの2種類がある。 ポピュレーションアプローチは通いの場等で、口腔、栄養、服薬管理などの、フレイル予防の健康教育や健康相談等の事業を実施する。 ハイリスクアプローチは条件に応じた対象者を抽出し、健康状態不明・低栄養防止・糖尿病性腎症重症化予防・CKD受診勧奨事業・身体的フレイル防止・認知症ハイリスクアプローチの事業を実施する。市の健康課題の検討結果に基づき、認知症ハイリスクアプローチを令和8年度から開始する。	R5以前 ～R13以降	16,276	保険年金課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R5以前 ～R13以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R5以前 ～R13以降	127	健康増進課
食育推進計画の推進	食事 交流		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和7年度から第3次計画を推進。 市民のさまざまな健康課題及び食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を活かした生活習慣病予防、フレイル対策等食育事業を展開する。 また、市民が主体的な食育を実践できるよう支援し、庁内関係各課や関係機関との食育ネットワークを強化する。	R5以前 ～R13以降	309	健康増進課
食育推進会議	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和7年度から第3次計画を推進。 第3次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R5以前 ～R13以降	131	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R5以前 ～R13以降	58	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R5以前 ～R13以降	17	健康増進課
スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 また、スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R5以前 ～R13以降	718	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援する。	R5以前 ～R13以降	241	健康増進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
自殺対策事業	知守		自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(R4.10)、県の自殺総合対策計画(第4次)をふまえ、市では第2次自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、本市において自殺死亡率が増加していることから、こころの相談会を実施し、こころの支援体制を強化する。	R5以前 ～R13以降	75	健康増進課
自殺対策事業(臨時分)	知守		自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(R4.10)、県の自殺総合対策計画(第4次)をふまえ、市では第2次自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。本市において自殺死亡率が増加していることから、こころの相談会を新たに実施し、こころの支援体制を強化する。	R8 ～R13以降	60	健康増進課
ひきこもり対策事業	知守		社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族、支援者が、地域の中で相談できる体制を整備する。支援には家族支援、本人支援、居場所づくり、社会参加の4段階があり、まずは家族が本人への対応方法を学ぶ機会を提供することで、家族支援を行う。	R5以前 ～R13以降	2,478	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	知守 食事 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう。	R5以前 ～R13以降	243	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	825	健康増進課
地域・職域連携推進事業	知守		本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実施することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実施し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	健康増進課
健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R5以前 ～R13以降	3	健康増進課
成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R5以前 ～R13以降	315	健康増進課
成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R5以前 ～R13以降	177	健康増進課
成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R5以前 ～R13以降	53	健康増進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う。	R5以前 ～R13以降	285	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特に平成31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R5以前 ～R13以降	74,947	健康増進課
結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R5以前 ～R13以降	1,061	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の再勧奨(無料クーポン券対象者にターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R5以前 ～R13以降	1,725	健康増進課
健康マイレージ事業	知守 食事 運動 交流		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市で啓発する。参加者は健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)を得ることができる。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	健康増進課
若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R5以前 ～R13以降	1,129	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(経常)	知守		50歳及び55歳の社会保険加入者に個別に受診勧奨ハガキを郵送。	R8 ～R13以降	114	健康増進課
定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R5以前 ～R13以降	143,795	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業	知守		予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,927	健康増進課
定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン)	知守		個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。(年一回・秋冬接種)	R6 ～R13以降	28,948	健康増進課
定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン)	知守		免疫向上を目的とし、帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。	R7 ～R13以降	33,557	健康増進課
定期予防接種事業(RSウイルスワクチン)	知守		新生児や乳児の感染・重症化を防ぐことを目的とし、RSウイルスを予防接種法のA類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。	R8 ～R13以降	9,635	健康増進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
定期予防接種事業(75歳以上インフルエンザワクチン)	知守		高用量インフルエンザワクチンは、標準量の4倍の抗原を含み、発症や重症化予防効果に優れており、特に75歳以上で高い有効性と費用対効果が認められている。このことから、令和8年10月から標準量ワクチンとの選択を可能とした上で、75歳以上の者を対象として高用量ワクチンを定期接種として実施する。	R8 ～R13以降	44,562	健康増進課
AED管理事業	知守		平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所を増やし充実を図った。令和8年10月31日にAED設置に係る契約が満了するため、入札により業者決定後、改めてリース契約を行う。	R5以前 ～R13以降	3,655	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R5以前 ～R13以降	1,718	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業	知守		市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきたため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施し、安心安全な医療体制を提供している。	R5以前 ～R13以降	2,287	健康増進課
休日救急医療対策事業	知守		市内における休日の一次救急医療を確保するための事業である。山陽小野田医師会に委託し、休日の9時から17時までの間、当番医師が軽症の急患に対応する体制を整えている。市民の安心・安全な医療を提供するために不可欠なものである。	R5以前 ～R13以降	3,696	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業	知守		宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座等(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5以前 ～R9	2,592	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある7つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R5以前 ～R13以降	8,778	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(臨時分)	知守		本事業は、宇部小野田医療圏における二次救急体制の維持・強化を目的として、輪番病院への支援を「出務日に応じた固定額」に加え「救急受入1件につき5,000円の出来高払い」を併用する仕組みに抜本的に見直すもので、これにより、病院の積極的な受入を促進し、患者の搬送先確保を円滑化していく。	R8 ～R13以降	7,103	健康増進課
総合防災訓練事業	交流	安全・安心	災害対策基本法第48条において、市長は法令または防災計画に基づき防災訓練を実施しなければならないと義務付けられている。この規定により、防災訓練を実施してきているが、平成30年度を最後に災害対策本部設置に特化した机上訓練のみの実施。今後、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練(屋外実動訓練)を実施することが望ましい。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	交流	安全・安心	自主防災組織の設立及び充実により地域防災力の向上が図れ、減災に大きく寄与できる。よって自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 ・自主防災組織は自治会で設置されるもので、自治会総数334自治会のうち、結成自治会は294自治会。	R5以前 ～R13以降	1,120	総務課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
防災士育成事業	交流	安全・安心	防災士は”自助”、”共助”、”協働”を基本理念としており、その育成は、①災害時に自分の身を守る正しい知識を習得し、犠牲者を減らすこと②地域の防災訓練の中心としてリーダーシップをとり、地域防災力が向上すること③市と連携し、地域とのつながりの橋渡しになること等につながる。 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠であり、その役割を担う防災士の育成のため講習費用の一部を補助し、防災士を育成する。	R5以前 ～R13以降	60	総務課
防災標語コンクール実施事業	交流		近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
地域運営組織推進事業	交流	地域づくり	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となり、様々な地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区運営協議会(以下、各協議会)に対し、財政的支援、人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 各協議会が行う地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対して、各協議会が自らの裁量で事業への配分や用途の決定を行うことができる「地域づくり交付金」を交付する。 【専門家派遣事業】 地域づくりの専門家を各地区に派遣し、年に2回、協議会に関するヒアリングを実施し、課題解決に向けた助言を行う。また、協議会が研修会やワークショップ等を実施しようとする場合に、必要に応じて外部講師の調整・派遣を支援する。	R5以前 ～R13以降	24,526	市民活動推進課
ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、特色ある活動を支援する。	R5以前 ～R13以降	715	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業 ■補助対象事業 若山公園さくらまつり、竜王山公園桜まつり、江汐公園つつじまつり、復活!住吉まつり、寝太郎の里ほたるまつり、やけの美タフェスタ、埴生ぎおんふるさと祭り、山陽小野田Smileジュニア☆フェスタ、ふるさと風あげフェスティバル、I Love Sanyo-onoda	R5以前 ～R13以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数が、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R5以前 ～R13以降	62,467	市民活動推進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
社会教育士育成事業	交流	地域づくり	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士の取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆取得予定者数 1名 ◆受講計画（開催地未定） 広島大学、18日間想定 ◆社会教育士取得実績 (R5)1名、(R6)1名、(R7)1名	R5以前 ～R8	335	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	176	市民活動推進課
多文化共生推進事業	交流		本市における外国人の人口は、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な日本語教室の運営を目指している。	R5以前 ～R13以降	1,155	市民活動推進課
シティセールス推進事業	交流	魅力の発信	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R5以前 ～R13以降	459	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	交流	魅力の発信	市の魅力を大々的にPRするため、10月の1か月間、「スマイルハロウィンさんようおのだ」を開催します。市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」をはじめ、10月の1か月間、市内全域における交流人口の増加や観光促進を図ることを目的に、実行委員会に補助金を支出する。	R5以前 ～R13以降	3,500	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	交流		本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R5以前 ～R13以降	335	シティセールス課
きらら交流館運営事業	交流		改修工事のため休館中のきらら交流館の維持管理を行う。観光交流拠点施設として、令和7年度から改修工事に入るため、令和7年4月に社会教育課からシティセールス課へ所管替えを行い、以後シティセールス課が維持管理を行う。	R7 ～R13以降	242	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのポスタリティ向上を図る。	R5以前 ～R13以降	50	シティセールス課
いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や教員経験者等の専門的な知識・経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室(教育支援センター)及び学校を訪問し、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R5以前 ～R13以降	23,632	学校教育課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	101,982	学校給食センター
幼稚園給食実施事業	食事	子育て・学び	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養管理ソフトの導入により、食物アレルギー管理における安全性の向上を図る。加えて、業務の効率化により創出された時間を食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に充当し、栄養価のみならず様々な面に配慮した献立作成を可能とする。	R5以前 ～R13以降	1,010	学校教育課
学校給食実施事業(人材派遣)	食事		令和5年度から定年延長制度が始まったが、従来の60歳で退職を考えている調理員や60歳前に辞める早期退職者が多く、調理業務の人員確保が困難になっている。今までは退職者の補充をハローワーク等で募集していたが、現在の方法では人材の確保が困難になっているため、人材派遣会社も利用して給食調理員の確保に努め、安心安全なおいしい給食を安定提供する。	R7 ～R13以降	3,344	学校給食センター
児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R5以前 ～R13以降	12,762	学校教育課
小・中学校体育振興事業	運動		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、水泳競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R5以前 ～R13以降	186	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	子育て・学び	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	知守	子育て・学び	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R5以前 ～R13以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	知守		次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育むため、豊富な知識や経験、技能等を有する保護者や地域住民等から教育活動への協力を得て、教科書の上に依らない多様な教育活動を実施する。	R5以前 ～R13以降	412	学校教育課
地域交流センター社会教育推進事業	知守 交流		11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管され、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていく。	R5以前 ～R13以降	4,217	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R5以前 ～R13以降	1,022	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	交流	地域づくり	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R5以前 ～R13以降	311	社会教育課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
マタニティ・ブックスタート事業	知守	子育て・学び	赤ちゃんが生まれる家庭に絵本をプレゼントし、誕生する前から読み聞かせを通して親子の絆を深め、子どもが楽しみながら本を読むきっかけを提供する。	R5以前 ～R13以降	678	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	知守		令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃなかくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R5以前 ～R13以降	113	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守		令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。 また、「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」は令和5年度から令和9年度までの5ヶ年の計画期間であるため次の計画期間の第五次計画の策定の準備をする。	R5以前 ～R13以降	24	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R5以前 ～R13以降	584	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	知守		近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として図書資料の充実を図る。	R5以前 ～R13以降	18,117	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	知守		来館しなくても、いつでも・どこでも・だれでも利用できる電子図書館で利用できる電子書籍を購入し、コンテンツの充実を図る。	R5以前 ～R13以降	500	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	交流		学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。 コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会及び地域教育協議会における助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R5以前 ～R13以降	3,669	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	交流		従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R5以前 ～R13以降	5,017	社会教育課
放課後子ども体験教室事業	交流	子育て・学び	社会教育課、小学校、地域交流センター等が連携して取り組む中で、地域の方の参画を得て、放課後の子どもの居場所をつくるとともに、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組むことにより、地域社会の中で、子どもたちを見守り、育んでいく環境づくりを推進する。 体験活動の内容については、各教室に配置している校区コーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R8 ～R13以降	9,256	社会教育課
家庭教育支援事業	知守 交流		家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R5以前 ～R13以降	905	社会教育課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
家庭教育支援事業(中学校区分)	知守交流		「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R5以前 ～R13以降	254	社会教育課
市民館管理運営事業(文化ホール棟)	交流		発表会や式典、総会などを開催できる市民館の文化ホール、会議室等を管理し、市民等の利用に供する。	R5以前 ～R13以降	18,989	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)	交流		文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	46,214	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会	交流		市民が生のおけストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R5以前 ～R13以降	565	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業	交流		本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R5以前 ～R13以降	41,535	文化スポーツ推進課
(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、不二輸送機ホールが開館当初から保有する、世界最高峰のピアノとして多くのピアニストから愛されているスタインウェイピアノを、広く市内外の人に弾いてもらう機会を提供するとともに、ピアノ演奏の素晴らしさを体感・共感することを目的に、3日間にかけて開催する事業で、1人1曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徵的事業である。	R5以前 ～R13以降	891	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R5以前 ～R13以降	381	文化スポーツ推進課
市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌)	R5以前 ～R13以降	349	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業	交流		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R5以前 ～R13以降	27	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R5以前 ～R13以降	1,100	文化スポーツ推進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
現代ガラス展開催事業	交流	文化・スポーツ	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」を開催する。 ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門的コンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R5以前 ～R13以降	11,980	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	交流	文化・スポーツ	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R5以前 ～R13以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	交流	文化・スポーツ	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として好評を得た事業であり、令和8年度についても開催する。	R6 ～R13以降	465	文化スポーツ推進課
三井住友海上文化財団「地域住民のためのコンサート」開催事業	交流		地域における文化の振興を支援するため、都道府県、市町村および公益財団法人三井住友海上文化財団(以下「財団」)の三者共同主催により、各地の公立文化ホール等を会場として、市民へ廉価で質の高いクラシックコンサートを提供する事業である。また、演奏家の出演料、宿泊費等を財団が助成することにより、少ない経費負担でコンサートを開催することができる。 一人でも多くの方にコンサートへ足を運んでもらい、生の演奏に触れ、音楽を好きになってもらうことにより、芸術文化によるまちづくりを推進する。	R8 ～R13以降	495	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業(体育ホール棟)	運動交流		スポーツやイベントをすることができる市民館の体育ホール、休憩室等を管理し、市民等の利用に供する。	R5以前 ～R13以降	6,833	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業	運動交流		体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R5以前 ～R13以降	57,960	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	文化・スポーツ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R5以前 ～R13以降	600	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	運動交流	文化・スポーツ	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図るため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R5以前 ～R13以降	1,000	文化スポーツ推進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	運動	文化・スポーツ	令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和8年度新体制発足後からの休日における学校部活動の地域展開に向けて取組を進める。体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、運営団体や実施主体について調整を図る。また、実証事業の成果を参考に中学校部活動の地域展開を行い、団体数の増加や指導者の確保を進めていく。	R5以前 ～R13以降	18,426	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業	運動		市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、地域のスポーツの拠点として活動できるよう生涯スポーツを振興する。	R5以前 ～R13以降	383	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業	運動		競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・卓球 前期・後期各10回、40名程度 ・レクリエーション 前期・後期各10回、40名程度 ・小学生水泳教室 7月～8月に全7回程度、250名程度	R5以前 ～R13以降	1,300	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 スポーツ推進委員定例会を毎月開催する。県主催の研修会等へ参加することで市内での活動につなげる。	R5以前 ～R13以降	1,487	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業	運動交流		西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R5以前 ～R13以降	2,486	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ポッチャの4競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。 また、ニュースポーツの体験ができるブースを出展することで、参加者が新たなスポーツに触れる機会をつくる。	R5以前 ～R13以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R5以前 ～R13以降	420	文化スポーツ推進課

四つの横断的取組

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和8年度事業費 (単位:千円)	担当課
サッカー交流公園運営業務	運動交流	文化・スポーツ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務を民間事業者に委託したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R5以前 ～R13以降	66,631	文化スポーツ推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	知守食事運動交流		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案があった、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業について、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、令和5年度からの3年間で、実証を行いながら事業化に取り組んできた。 引き続き、この健康づくり事業に取り組むとともに、数理情報科学科を擁する山口東京理科大学と連携して、データを大学とともに分析し、それを市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組んでいるが、他分野のデータの活用に広がっていくことも想定しながら取り組む。	R5以前 ～R13以降	3,396	デジタル推進課
ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守食事運動交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなど、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R5以前 ～R13以降	1,632	シティセールス課
広報紙発行事業	知守食事運動交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R5以前 ～R13以降	14,124	シティセールス課
市政情報発信事業	知守食事運動交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R5以前 ～R13以降	327	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業	知守食事運動交流		本市は公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、X(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知らせてもらい「本市のファン」を増やす。 また、令和4年度に導入したLINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。	R5以前 ～R13以降	1,875	シティセールス課
出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R5以前 ～R13以降	12	生活安全課

四つの横断的取組

(4) 官民連携の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域おこし協力隊募集・受入事業	地域づくり	「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5以前 ～R13以降	7,075	シティセールス課

分野別計画

■ 施策の体系

基本構想に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策 1 子育て支援の充実

基本施策 5 社会保障の安定

基本施策 2 高齢者福祉の充実

基本施策 6 健康づくりの推進

基本施策 3 障がい者福祉の充実

基本施策 7 地域医療体制の充実

基本施策 4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8 消防・救急体制の充実

基本施策 12 人権尊重のまちづくり

基本施策 9 防災対策の充実

基本施策 13 自然環境の保全・循環型社会の形成

基本施策 10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進

基本施策 14 国際交流・地域間交流の推進

基本施策 11 地域づくりの推進

基本施策 15 シティール・移住定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16 住環境の確保

基本施策 19 道路・交通網及び港湾施設の充実

基本施策 17 公園・緑地の整備・保全

基本施策 20 適正な土地利用の推進

基本施策 18 水道の安定供給と汚水処理の充実

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21 多様な働く場の確保

基本施策 24 農林水産業の推進

基本施策 22 企業立地の推進

基本施策 25 観光・交流の振興

基本施策 23 商工業の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26 学校教育の推進

基本施策 29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 27 社会教育の推進

基本施策 30 芸術文化によるまちづくりの推進

基本施策 28 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 31 スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32 効率的で効果的な行政運営

基本施策 34 市政への市民参画の推進

基本施策 33 健全な財政運営

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、重点プロジェクトと同一の事業が掲載されています。

※「令和8年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策1 子育て支援の充実						
(1)働く子育て家庭の支援						
保育所等施設型給付事業 (私立12園及び管外保育所)			保育事業を私立保育所(12保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・伸宏・姫井・石井手・西高泊・こぐま・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい及び管外保育園 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けず令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R5以前 ～R13以降	1,313,661	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業			子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、令和元年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行、令和6年度から小野田めぐみ幼稚園は幼稚園型認定こども園へ移行。令和7年度から真珠幼稚園、令和8年度からるんびに幼稚園が新制度へ移行。	R5以前 ～R13以降	215,337	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業			民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである事業所内保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。	R5以前 ～R13以降	31,020	子育て支援課
公立保育所運営事業		スマエジ	公立保育所で保育を実施するための運営費を計上する。 (R4年度から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けず令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R5以前 ～R13以降	46,535	子育て支援課
小野田地区公立保育所整備事業	子育て・ 学び		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R5以前 ～R10	915,454	子育て支援課
公立保育所環境整備事業			公立保育所は老朽化が進み、園児に危険が及ぶ可能性がある箇所が見受けられる。児童・保護者の安心安全を第一に、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、備品等も老朽化が進み、修繕または買い替えが必要である。	R5以前 ～R13以降	2,449	子育て支援課
保育所等ICT化推進等事業			私立保育所等の保育士の業務負担軽減を図るために保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登校園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	R5以前 ～R8	2,175	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業	子育て・ 学び		物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R5以前 ～R8	4,230	子育て支援課
認定こども園整備助成事業			認定こども園の整備、また認定こども園に移行するための施設整備に対して助成を行うことで、認定こども園の健全な運営や安心安全な教育・保育の提供に繋げ、加えて定員の確保、待機児童の解消を図ることを目的とする事業	R8 ～R8	16,896	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	子育て・ 学び	スマエジ	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R5以前 ～R8	5,409	子育て支援課
認定こども園等施設型給付事業			市内の子どもが通う市内外の認定こども園に対し、施設型給付費を支払い、子育て世帯の負担を軽減する。	R6 ～R13以降	269,096	子育て支援課
保育士独自加配事業			私立の保育施設において、配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援する。	R6 ～R13以降	33,940	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
公立保育所運営事業(主食提供分)	子育て・ 学び	スマエジ	子どもの衛生管理、安定した栄養補給や食育の機会創出、そして保護者の負担軽減のため、令和8年度より公立保育所3園において、3歳以上の園児においても主食を提供する。各園で炊飯することで食中毒等のリスクを減らせるとともに、温かいご飯を提供することで、子どもの食が進み、子どもの健やかな成長に寄与できる。	R8 ～R13以降	2,039	子育て支援課
一時預かり事業	子育て・ 学び		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R5以前 ～R13以降	810	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)	子育て・ 学び		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R5以前 ～R13以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業	子育て・ 学び		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R5以前 ～R13以降	16,000	子育て支援課
障がい児保育事業	子育て・ 学び		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。 私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R5以前 ～R13以降	20,804	子育て支援課
保育所保険料補助事業			入所児童の安全管理のため、任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	R5以前 ～R13以降	99	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所)			対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和2年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。	R5以前 ～R13以降	250	子育て支援課
私立幼稚園特別支援事業			私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。	R5以前 ～R13以降	262	子育て支援課
第2子以降保育料無償化事業			認可外保育施設利用者のうち、保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限を設けずに助成する。【上限月額】一般認可外42,000円、企業主導型37,100円	R6 ～R13以降	3,797	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	子育て・ 学び		市内11小学校区において、小学校の余裕教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時30分まで、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで朝の延長保育を実施。	R5以前 ～R13以降	195,423	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業	子育て・ 学び		核家族化や共働き世帯の増加に加え、平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している中、児童を安全に保育できる環境を整えるため、施設の老朽化に伴う修繕や周辺整備、備品整備等を行う事業である。令和8年度は、本山児童クラブの法面改修による環境整備及び出合児童クラブの教室変更に伴う環境整備を実施する。	R5以前 ～R13以降	5,485	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
放課後児童対策事業(放 課後児童クラブ)(臨時分)			児童クラブにおいて、配慮が必要な子どもの受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブを円滑に運営するとともに、児童の安心安全に努める。また、施設の維持管理においても、児童に危険が及ばないように、適切に管理する。	R5以前 ～R13以降	11,160	子育て支援課
病児保育事業	子育て・ 学び		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R5以前 ～R13以降	28,540	子育て支援課
子育て短期支援事業	子育て・ 学び		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R5以前 ～R13以降	306	子育て支援課
養育支援訪問事業	子育て・ 学び		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
子育てワンストップ事業			子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育、母子保健	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付 事業(副食費)			幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。	R5以前 ～R13以降	270	子育て支援課
施設等利用給付事業			令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。	R5以前 ～R13以降	16,854	子育て支援課
乳児等通園支援事業(こども 誰でも通園制度)	子育て・ 学び		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を実施する。	R7 ～R13以降	10,219	子育て支援課

(2) 切れ目のない寄り添った子育て支援体制の充実

地域子育て支援拠点事業	子育て・ 学び	スマエジ	市内3箇所の私立保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(平成29年度までは焼野保育園でも実施、令和3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣施設に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R5以前 ～R13以降	27,069	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画推進事業			令和6年度に策定した「第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。	R5以前 ～R13以降	160	子育て支援課
子育て支援情報発信事業			子育て支援情報発信ツールとして、また、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的として、令和4年度に導入した「母子モ」の管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	660	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	子育て・ 学び	スマエジ	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R5以前 ～R13以降	20	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て総合支援センター 管理・運営事業	子育て・ 学び	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,886	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	子育て・ 学び	スマエジ	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供や、子育て世代に役立つ講習開催等の支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R5以前 ～R13以降	803	子育て支援課
児童手当支給事業			高校生年代までの国内に住所を有する児童(18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額) 3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降: 30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子:10,000円 第3子以降: 30,000円	R5以前 ～R13以降	1,204,669	子育て支援課
特別児童扶養手当事業			身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	R5以前 ～R13以降	140	子育て支援課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業	子育て・ 学び		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R5以前 ～R13以降	115,225	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)	子育て・ 学び		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R5以前 ～R13以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子育て・ 学び		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R5以前 ～R13以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業	子育て・ 学び		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R5以前 ～R13以降	7,020	子育て支援課
小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R5以前 ～R13以降	13,834	学校教育課
中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R5以前 ～R13以降	23,763	学校教育課
学校保健に係る医療費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	R5以前 ～R13以降	10	学校教育課
学校給食に係る給食費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	R5以前 ～R13以降	38,736	学校教育課
奨学関係事業			将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的理由により修学が困難な県内の生徒・学生に対し、奨学金の貸与業務を行っている山口県ひとつく財団に負担金を支出する。	R5以前 ～R13以降	560	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
交通遺児助成金支給事業			交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	R5以前 ～R13以降	211	学校教育課
入学祝金給付事業	子育て・ 学び		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校・中学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。(令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。)	R5以前 ～R13以降	44,296	子育て支援 課
利用者支援事業(妊娠等 包括相談支援事業型)	子育て・ 学び	スマエジ	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R5以前 ～R13以降	3,835	子育て支援 課
妊婦のための支援給付事業	子育て・ 学び		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等を届出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給	R7 ～R13以降	32,131	子育て支援 課
乳児健康診査事業		スマエジ	出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R5以前 ～R13以降	6,125	子育て支援 課
幼児健康診査事業		スマエジ	母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R5以前 ～R13以降	1,882	子育て支援 課
発育・発達事業	子育て・ 学び	スマエジ	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R5以前 ～R13以降	196	子育て支援 課
妊産婦健康診査事業	子育て・ 学び	スマエジ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R5以前 ～R13以降	38,918	子育て支援 課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付		スマエジ	母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R5以前 ～R13以降	72	子育て支援 課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)		スマエジ	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R5以前 ～R13以降	292	子育て支援 課
母子保健健康教育事業		スマエジ	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R5以前 ～R13以降	241	子育て支援 課
発育・発達事業(療育教室)	子育て・ 学び	スマエジ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R5以前 ～R13以降	234	子育て支援 課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	子育て・ 学び	スマエジ	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために育児相談を実施する。不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援 課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
母子家庭訪問指導事業		スマエジ	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
利用者支援事業(こども家庭センター型)		スマエジ	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行う。	R5以前 ～R13以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業		スマエジ	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R5以前 ～R13以降	1,219	子育て支援課
不妊治療費助成事業			次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R5以前 ～R13以降	1,542	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業		スマエジ	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R5以前 ～R13以降	484	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業		スマエジ	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R5以前 ～R13以降	683	子育て支援課
多胎妊産婦支援事業		スマエジ	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R5以前 ～R13以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業		スマエジ	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5以前 ～R13以降	0	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	子育て・ 学び	スマエジ	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6 ～R13以降	1,652	子育て支援課
(3)地域社会での子育て支援						
ファミリーサポートセンター事業		スマエジ	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R5以前 ～R13以降	315	子育て支援課
地域組織活動育成事業	子育て・ 学び	スマエジ	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R5以前 ～R13以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	子育て・ 学び	スマエジ	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R5以前 ～R13以降	516	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4) 配慮が必要な子どもと家庭の支援						
家庭児童相談事業	子育て・ 学び		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R5以前 ～R13以降	68	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	子育て・ 学び		18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。令和6年11月分より全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ。 ※支給額: 全部支給 48,050円(1人)、2人目以降は11,350円加算(金額は全部支給の場合)	R5以前 ～R13以降	288,118	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	子育て・ 学び		ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	R5以前 ～R13以降	8,041	子育て支援課
ひとり親福祉事業	子育て・ 学び		母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	R5以前 ～R13以降	78	子育て支援課
母子生活支援事業	子育て・ 学び		児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの。	R5以前 ～R13以降	5,500	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業			ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R5以前 ～R13以降	77	子育て支援課
基本施策2 高齢者福祉の充実						
(1) 生涯現役社会づくりの推進						
介護支援ボランティア活動事業		スマエジ	第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R5以前 ～R13以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業		スマエジ	第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R5以前 ～R13以降	303	高齢福祉課
敬老啓発事業			100歳長寿者に対する市長の表敬訪問。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターの募集を行う。また、高齢者の長寿を祝い、敬老意識の醸成を図るため、地域で敬老事業を実施されるよう働きかけていくとともに、事務的支援を行っていく。	R5以前 ～R13以降	597	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)		スマエジ	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R5以前 ～R13以降	1,209	高齢福祉課
老人福祉作業所と利用促進			老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担	R5以前 ～R13以降	557	高齢福祉課
全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金)			ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	R5以前 ～R13以降	50	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
生きがいと健康づくり推進事業		スマエジ	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R5以前 ～R13以降	1,800	高齢福祉課
(2)高齢になっても住みよい地域づくり						
総合相談・支援事業(地域包括支援センターの充実)			高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的かつ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	R5以前 ～R13以降	3,204	高齢福祉課
包括的・継続的ケアマネジメント業務			高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、主任ケアマネジャーの実践力向上のための支援及び情報交換を行う。	R5以前 ～R13以降	92	高齢福祉課
地域ケア会議推進事業			ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	R5以前 ～R13以降	195	高齢福祉課
地域包括支援センター委託事業			市内を北部(旧山陽町・高千帆小学校区)と南部(高千帆小学校区を除く旧小野田市)の2圏域とし、その地域包括支援センター(北部)の運営を外部法人へ委託し、南部は直営の運営とする。また、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、市全体の事業の実施や地域包括支援センターの統括を行う。	R6 ～R13以降	28,488	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業			医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。	R5以前 ～R13以降	491	高齢福祉課
生活支援サービスの体制整備事業		スマエジ	単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に第一層協議体を設置し、生活支援コーディネーターによる地域における支え合いの取組を支援する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R5以前 ～R13以降	10,428	高齢福祉課
権利擁護事業			判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止及び対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	R5以前 ～R13以降	64	高齢福祉課
成年後見利用支援事業			市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立て支援や成年後見人等の報酬助成を行う。	R5以前 ～R13以降	5,567	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業			山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組むとともに、計画の進捗管理を行う。	R5以前 ～R13以降	185	高齢福祉課
高齢者の実態の把握			高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	R5以前 ～R13以降	48	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。	R5以前 ～R13以降	445	高齢福祉課
ケアセンターさんよう売却準備事業			ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託していたが、令和5年12月末をもって指定管理期間を終了し、施設を廃止した。本施設については、福祉施設に活用することを条件として民間に売却することを予定しているため、引き続き施設を管理し、売却に向けた準備を進めていく。	R6 ～R8	378	高齢福祉課
老人保護措置事業			経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続し、又は今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続や調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。	R5以前 ～R13以降	220,113	高齢福祉課
加齢性難聴者補聴器購入助成事業			難聴は、認知症の危険因子としての影響が大きいという報告があり、難聴への早期介入が認知症予防として有効であることが分かっている。また、補聴器の使用が認知機能低下の抑制に効果があることもわかっていることから、本市では、認知症予防の取組の一つとして、難聴の早期発見及び中等度難聴者の補聴器の使用を進めたいと考えている。一方で、補聴器の購入については、経済的に困難な方もおられると考えられることから、補聴器の購入助成制度を創設する。	R7 ～R13以降	1,500	高齢福祉課
寝具乾燥消毒サービス事業			市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障がい者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	R5以前 ～R13以降	268	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業			身体上又は精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	R5以前 ～R13以降	30	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業			低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	R5以前 ～R13以降	384	高齢福祉課
緊急時短期入所事業			対象者を通常介護している者が疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じたときに介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	R5以前 ～R13以降	63	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給事業			国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	R5以前 ～R13以降	0	高齢福祉課
生活管理短期入所事業			市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められるものが、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	R5以前 ～R13以降	259	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:地域支援事業)			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」及び介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。 計画策定時には、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R5実績 対象3,000件、回収率62.2%)の実施が国から求められているため、地域支援事業(一般介護予防評価事業)に該当する形で実施する。	R5以前 ～R13以降	0	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業)		スマエジ	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R5以前 ～R13以降	6,772	高齢福祉課
住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業)			居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するに当たって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2,000円)を行う。	R5以前 ～R13以降	10	高齢福祉課
家族介護支援事業			市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	R5以前 ～R13以降	683	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業			紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。	R5以前 ～R13以降	4,274	高齢福祉課
「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業)			高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	205	高齢福祉課
(3)介護予防の推進						
介護予防普及啓発事業		スマエジ	地域の高齢者に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R5以前 ～R13以降	1,032	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業		スマエジ	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R5以前 ～R13以降	378	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業			介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取組を推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援などを行う。	R5以前 ～R13以降	81	高齢福祉課
介護予防把握事業		スマエジ	訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何らかの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R5以前 ～R13以降	159	高齢福祉課
一般介護予防評価事業			住民運営通いの場や介護予防普及啓発などの一般介護予防事業全体の事業評価を行い、より効果的な事業の実施に向けて、事業の見直し・改善を行う。	R5以前 ～R13以降	0	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
訪問型サービス(第一号訪問事業)			総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R5以前 ～R13以降	29,391	高齢福祉課
通所型サービス(第一号通所事業)			総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R5以前 ～R13以降	167,197	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)			高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託)	R5以前 ～R13以降	30,166	高齢福祉課
総合事業給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	R5以前 ～R13以降	1,239	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業			総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	R5以前 ～R13以降	500	高齢福祉課
総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業			総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

(4) 認知症施策の推進

認知症サポーター養成事業		スマエジ	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R5以前 ～R13以降	114	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業			認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になったときに早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める	R5以前 ～R13以降	119	高齢福祉課
認知症地域支援推進事業			認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の理解の促進や、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備などの地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。認知症地域支援推進員を中心に、認知症普及啓発や関係機関のネットワークの構築、認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。	R5以前 ～R13以降	927	高齢福祉課
認知症初期集中支援推進事業			認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	R5以前 ～R13以降	303	高齢福祉課

(5) 介護(予防)サービスの充実

介護サービス提供事業			要介護者が安心して暮らせるように、介護状態に応じてデイサービスやホームヘルプ等の在宅サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供する。	R5以前 ～R13以降	5,990,081	高齢福祉課
介護予防サービス提供事業			要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)を提供する。	R5以前 ～R13以降	168,015	高齢福祉課
介護保険施設サービス利用者負担軽減事業			低所得者に対して、介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう、補足給付を行う。	R5以前 ～R13以降	114,251	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高額介護・高額医療合算 介護サービス費支給事業			介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	R5以前 ～R13以降	168,603	高齢福祉課
指定介護予防支援業務			介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	R5以前 ～R13以降	8,480	高齢福祉課
地域密着型サービス指導 監督事業			グループホームなどの地域密着型サービス事業所に対して、実地指導や運営委員会を通じて、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者への対応などについて指導・監査を行う。	R5以前 ～R13以降	32	高齢福祉課
地域密着型サービス事業 所の指定及び指導監督事 業			介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。	R5以前 ～R13以降	30	福祉指導監 査室
居宅介護支援事業所等の 指定及び指導監督事業			介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の指定並びに各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、居宅介護支援事業所等の健全かつ適正な運営の確保を図る。令和6年4月から介護保険法改正により、介護予防支援事業所の指定及び指導監督業務が新たに加わった。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
(6)介護保険の円滑な運営						
介護給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に、国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	R5以前 ～R13以降	8,160	高齢福祉課
介護サービス給付費適正 化事業			自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。	R5以前 ～R13以降	23	高齢福祉課
介護保険低所得者利用者 負担対策事業			介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4)	R5以前 ～R13以降	35	高齢福祉課
介護保険管理事業			基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行う。	R5以前 ～R13以降	4,097	高齢福祉課
介護認定審査事業			介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要があるため、対象者の調査・審査等の業務を行う。	R5以前 ～R13以降	26,801	高齢福祉課
介護保険資格管理事業			介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行うため、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者並びに要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行う。	R5以前 ～R13以降	6,694	高齢福祉課
介護保険賦課徴収事業			介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされているため、第1号被保険者の前年所得や世帯状況等を勘案した保険料の賦課・徴収を行う。	R5以前 ～R13以降	5,795	高齢福祉課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。そこで、県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	3,142	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護認定審査会ペーパーレス化事業		DX・GX	介護認定審査会資料をペーパーレス化することで、委員の方々にはクラウド上で事前の審査資料を確認していただけるようになり、現状の郵送と比較して迅速な資料提供が可能となる。また、審査資料の印刷費、郵送料などが削減できるため、コストカットが見込まれる。	R7 ～R13以降	570	高齢福祉課
基本施策3 障がい者福祉の充実						
(1)障害福祉サービスの充実						
各種障害者手帳受付・証明事業			①障がい者有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障害内容、等級に応じた市や県の障害福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	R5以前 ～R13以降	135	障害福祉課
障害者計画等策定及び推進事業			山陽小野田市障害者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障害福祉計画、山陽小野田市障害児福祉計画(障害福祉サービス等の見込み、確保の方策を定める3年を1期とする計画)の計画の進捗確認や事業の検証を行う。	R5以前 ～R13以降	68	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金助成事業			心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	R5以前 ～R13以降	264	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業			日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障害の程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。	R5以前 ～R13以降	27,869	障害福祉課
在宅酸素濃縮器電気料助成事業			呼吸器機能障害3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する(非課税世帯に限る)。	R5以前 ～R13以降	252	障害福祉課
自立支援給付事業			自立支援給付の種類 計画相談支援の内容を基に、障害福祉サービスの提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 ①介護給付:障害支援区分の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供②訓練等給付:主に就労に係るサービスの提供 ③補装具給付:失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るための補装具に対して補装具費を支給する。	R5以前 ～R13以降	1,454,614	障害福祉課
障害児通所給付事業			障害児相談支援の内容を基に、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R5以前 ～R13以降	426,712	障害福祉課
審査システム導入事業			自治体は国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況を点検するためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。	R5以前 ～R13以降	792	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。	R5以前 ～R13以降	6	障害福祉課
住民情報システム帳票アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。これにより通知書等の印刷・封入封緘作業に要する作業時間を短縮することができる。 障害福祉課では、重度心身障害者医療費助成事業における年次更新業務において、福祉医療受給者証の印刷を委託している。	R5以前 ～R13以降	53	障害福祉課
住民情報システム改修事業			障害福祉サービス等の報酬改定等に対応するため、必要なシステム改修を行う。	R5以前 ～R13以降	1,126	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
障害者計画等策定及び推進事業(臨時分)			山陽小野田市障害福祉計画及び山陽小野田市障害児福祉計画を令和9年3月に策定するため、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会を追加開催する。策定した計画については印刷・配布を行い、周知を図る。	R5以前 ～R13以降	185	障害福祉課
重度心身障害者医療費助成事業			対象:①身体障害者手帳1,2,3級②療育手帳A③精神障害者保健福祉手帳1級④障害基礎年金1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がいがある者のうち、所得要件を満たす障がい者 内容:受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。	R5以前 ～R13以降	278,722	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業			小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	R5以前 ～R13以降	42	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業			補装具費支給制度の補完的措置として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成する。	R5以前 ～R13以降	170	障害福祉課
自立支援医療給付事業			自立支援医療の種類 ①更生医療:「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。②育成医療:18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。③精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。④療養介護医療:療養介護のうち、医療に係るもの。	R5以前 ～R13以降	111,500	障害福祉課
社会福祉法人指導監査事務事業			山口県からの権限委譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで障がい者施設に関する事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施している。※会計処理に係る指導監査は、福祉指導監査室が実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業			所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	R5以前 ～R13以降	34	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	障害福祉課
山陽小野田市社会福祉事業団自主運営移行事業			令和8年4月1日から、みつば園、まつば園及びのぞみ園は山陽小野田市社会福祉事業団による自主運営に移行するため、市イントラネット回線を撤去する。	R7 ～R8	2,396	障害福祉課
障がい者地域生活支援事業			支援の種類:①意思疎通支援事業②日常生活用具等給付③手話奉仕員等養成研修事業④移動支援⑤地域活動支援センター事業⑥訪問入浴サービス事業⑦日中一時支援⑧点訳・音訳事業⑨相談事業⑩自動車運転免許取得費助成⑪自動車改造費助成⑫成年後見制度利用支援事業⑬障がい者スポーツ大会開催事業⑭自発的活動支援事業	R5以前 ～R13以降	45,292	障害福祉課
保健・医療・福祉等連携事業			執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取組む。	R5以前 ～R13以降	68	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
権利擁護推進事業			障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	R5以前 ～R13以降	20	障害福祉課
障がい者相談業務委託料			委託先:障がい者相談員 本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。 また、市民から障がい者相談員が受けた相談や、市民から直接障害福祉課へ入る相談に保健師が対応する。	R5以前 ～R13以降	294	障害福祉課
地域生活支援拠点整備事業			障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R5以前 ～R13以降	16,000	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	福祉指導監査室
(2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり						
障がい者団体支援事業			障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	R5以前 ～R13以降	328	障害福祉課
福祉タクシー費助成事業			対象者:①身体障害者手帳1,2,3級②身体障害者手帳4級の下肢障害、心臓機能障害、呼吸機能障害③療育手帳A、B④精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者 内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。	R5以前 ～R13以降	12,531	障害福祉課
手話奉仕員、要約筆記奉仕員等養成強化事業			手話通訳や要約筆記の技術・知識の向上を目指すため意思疎通支援者向けの研修会を開催する。	R5以前 ～R13以降	30	障害福祉課
「障害者差別解消法」推進事業			障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことにより、市は障害を理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。	R5以前 ～R13以降	122	障害福祉課
手話通訳者等配置事業(経常)			市が主催する講演会等や市が記者発表を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。	R5以前 ～R13以降	1,232	障害福祉課
ヘルプカード配布事業			障がいのある人が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるためのカードを作成し、対象となる方へ配布するとともに、周知を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業			障害への理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため、普及啓発を目的とする研修・啓発(市民向けの講座)を行う。	R5以前 ～R13以降	20	障害福祉課
発達障害児地域支援体制強化事業			発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。	R5以前 ～R13以降	158	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策4 地域福祉の推進						
(1)地域福祉推進体制の整備・充実						
石丸総合館管理運営事業		スマエジ	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。	R5以前 ～R13以降	3,115	市民活動推進課
社会福祉法人指導監査事業			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	高齢福祉課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	R5以前 ～R13以降	40	高齢福祉課
社会福祉協議会支援事業			地域福祉事業は、市と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	R5以前 ～R13以降	74,257	社会福祉課
福祉センター管理運営事業			LABV事業の施設(ASKエア)内に、市の福祉の拠点として福祉センターを設置し、地域福祉を推進する。	R5以前 ～R13以降	15,520	社会福祉課
日赤活動資金募集			市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	社会福祉課
献血推進事業			山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	社会福祉課
福祉関係団体支援事業			市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協議会、社明運動実施委員会、更生保護女性会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協議会、社明運動実施委員会、更生保護女性会	R5以前 ～R13以降	400	社会福祉課
遺家族援護事業			市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	R5以前 ～R13以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金事業			「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	R5以前 ～R13以降	286	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業			戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	R5以前 ～R13以降	409	社会福祉課
社会を明るくする運動推進事業			すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1街頭啓発(駅・中学校・高等学校・市内商業施設) 2社明講演会 3市広報、ラジオ、新聞広告での周知	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域福祉計画推進事業			社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R5以前 ～R13以降	64	社会福祉課
再犯防止計画推進事業			再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定した山陽小野田市再犯防止推進計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。	R5以前 ～R13以降	44	社会福祉課
山口県総合社会福祉大会 開催事業			少子高齢化や地域社会の担い手減少が進む中、地域社会における支え合いの意識醸成・機運の向上、社会福祉関係者の功績表彰及び、福祉に関する情報共有・連携強化を図ることを目的として、毎年、県内持ち回り制による「第76回山口県総合社会福祉大会」を令和8年度に本市で開催する。 事業内容①山口県内の福祉関係団体(24団体)による主催のもと、本市を開催地として大会を実施。②社会福祉功労者等の表彰式、決意表明、福祉団体活動報告、福祉に関する作文発表、講演会等を実施。③県内の社会福祉関係者、民生委員・児童委員、福祉施設関係者、ボランティア等約600名が参加予定。④会場(不二輸送機ホール)運営、設営、式典準備、関係団体との調整および大会運営に要する業務の一部を主催者として本市が担当。⑤開催に係る費用の一部を本市が主催者として負担する。	R8 ～R8	200	社会福祉課
指導監査事務事業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	社会福祉課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体を活用することになる。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	社会福祉課
災害見舞金支給事業			市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	R5以前 ～R13以降	250	社会福祉課
災害援護資金貸付事業			災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	R5以前 ～R13以降	10	社会福祉課
災害援護資金貸付金債権 回収事業			災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害及びH22大雨災害…市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎても未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたる。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	社会福祉課
被災者関連業務支援システム事業			南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R5以前 ～R13以降	488	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
個別避難計画作成事業	安全・安心		平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新している。また、令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、自己避難が困難な高齢者や障がい者(避難行動要支援者)への「個別避難計画」の作成が各市町村の努力義務とされた。これを受けて、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R5以前 ～R13以降	175	社会福祉課
社会福祉法人等指導監査事務			社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(12園)に対して保育所指導監査を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域型保育事業所指導監査事務			地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度～対象は2園(ブティット小野田保育園、こぐま保育園)。 令和5年度から対象は1園(ヤクルト保育園ブティット小野田)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域協議会開催事業			社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	R5以前 ～R13以降	40	子育て支援課
社会福祉法人指導監査事業			社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	R5以前 ～R13以降	12	福祉指導監査室
地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業			地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進						
民生委員・児童委員活動 支援事業		スマエジ	民生委員・児童委員が、地域の方々のよい相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R5以前 ～R13以降	16,285	社会福祉課
民生委員推薦事業			民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	R5以前 ～R13以降	120	社会福祉課
山陽地区民生委員・児童 委員活動支援事業		スマエジ	年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要があり、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々のよい相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	市民窓口課
基本施策5 社会保障の安定						
(1)国民健康保険の安定運営						
国民健康保険給付事業			国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付費、高額療養費等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機関に支払う(現物給付)ほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填(現金給付)等を行う。保険給付に必要な費用に対して、県から普通交付金が交付される。	R5以前 ～R13以降	4,916,628	保険年金課
国民健康保険その他保険 給付事業			国民健康保険被保険者に対するその他の給付事業。 ○出産育児一時金の支給・・・被保険者が出産したとき、世帯主に50万円を支給する。このうち、直接支払制度においては、被保険者が出産したとき、かかった出産費用として、国保連を経由して出産育児金が病院などに直接支払われる。 ○葬祭費の支給・・・被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する。	R5以前 ～R13以降	18,756	保険年金課
国民健康保険医療費適正 化事業			医療費適正化対策として、 ①・国保連合会へレセプトの二次点検を委託する。 一次点検:請求内容や点数の確認(医療機関と国保連との間でいう確認作業) 二次点検:資格確認(市などの保険者と国保連との間でいう確認作業) ・海外療養費の不正請求対策として、国保連合会へ審査点検業務を委託する。 ②医療費通知事業 被保険者や被扶養者が医療機関で受診した際の医療費情報を通知するもの ③ジェネリック医薬品推進事業 代替え可能な先発医薬品からジェネリック医薬品への転換を促進する 転換した場合の差額通知を送付する	R5以前 ～R13以降	4,671	保険年金課
国民健康保険医療費適正 化に向けた保健事業推進 支援事業		スマエジ	医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。データヘルス計画に基づく、効果的・効率的な保健事業を展開するためにKDBデータ等のデータ分析結果を用い、本市特有の健康課題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等を実施する。そのため、公衆衛生に精通する医師や保健師等の専門家が所属する事業者からの指導、助言体制を整える。 令和8年度はデータヘルス計画の中間評価の年度であり計画の進捗確認を実施する。データヘルス計画の中間評価・進捗確認に対する助言も得ることで、計画の着実な実施と医療費適正化を目指す。	R6 ～R8	499	保険年金課
国民健康保険特定健診事 業		スマエジ	40歳～74歳の市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症等の疾病の早期発見と生活習慣の改善を図る。特定健診未受診者に対して、勧奨時期・勧奨対象者に応じた受診勧奨を実施する。 【みなし健診】 医療機関で特定健康診査の基本健診項目をすべて満たす検査を実施した場合、結果の診療情報を活用し、特定健康診査を受診したとみなすことが出来る。このみなし健診を令和8年度から、県内市町国保における「情報提供料」及び「情報提供様式」の標準化を実施する。	R5以前 ～R13以降	55,555	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特定保健指導事業		スマエジ	特定健康診査の検査結果等をもとに選定した対象者に、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すための保健指導を実施することで、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。 特定保健指導の対象者に対して、利用券発送後の電話による勧奨及び医療機関において健診結果説明時に対面で利用勧奨を実施する。	R5以前 ～R13以降	4,818	保険年金課
国民健康保険保健事業		スマエジ	データヘルス計画に基づき国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 がん検診事業・健康運動事業・はり・きゅう施術費補助事業・脳ドック事業・歯周病検診事業・糖尿病性腎症重症化予防事業・慢性腎臓病(CKD)受診勧奨事業 市の健康課題の検討結果に基づき、青年期からの生活習慣病対策・がん・骨粗しょう症対策の必要性が高いことから、国保加入者の20～39歳までの対象者に若者健康診査(骨量検査含む)及び子宮がん検診の利用勧奨を行う。若者健診の結果、生活習慣を見直すための保健指導を実施する。	R5以前 ～R13以降	21,756	保険年金課
デジタルを活用した保健事業の推進事業		DX・GXスマエジ	令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国民健康保険保健事業においても実施する。 国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るため、特定保健指導の対象者等の生活習慣病ハイリスク者や希望者に市民向けアプリ(スマエジ健康アプリ)及びスマートウォッチを活用して、保健医療専門職が個別に具体的な保健指導を実施する。	R8 ～R13以降	678	保険年金課
国民健康保険保険料徴収事業			滞納整理業務として、滞納がある世帯に催告書や納付勧奨通知書を送り納付勧奨を行う。納付相談の機会を作るが、反応がなく滞納の解消が見込めない場合等には財産調査を行い、滞納処分を執行する。また、1年以上前の納付期限の保険料に未納がある滞納者に対し、判定委員会において審議のうえ、特別療養費の交付決定を行う。 収納率向上のために、窓口納付、口座振替、コンビニ納付やスマホ決済等、納付方法の選択肢を増やすことで、納付義務者が納付できる機会を増やし、期限内納付の増加を図っていく。また、口座振替率の向上を目的とし、保険年金課及び市民窓口課でのページーによる口座振替の受付を行う。	R5以前 ～R13以降	7,065	保険年金課
国民健康保険一般管理事業			保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業を行う。 ○国民健康保険一般管理費…資格確認書の年次更新及びレセプト審査電算処理や特別調整交付金資料作成、国保被保険者資格情報及び給付情報の管理手数料等の協同事業の実施業務等に要する費用。 ○国民健康保険団体連合会負担金…国保連に対する負担金を計上。単価は毎年、国保連から主管課長会議で示され総会で決定。 ○運営協議会経費…市国民健康保険運営協議会の開催事業。年2回開催。委員報酬。	R5以前 ～R13以降	22,116	保険年金課
住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業が発生する。また、市で印刷等を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかることから、人件費・維持管理費削減のため、県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	4,313	保険年金課
国民健康保険事業費納付金納付事業			平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。 事業費納付金…国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が算定した金額を市が県へ納付するもの。	R5以前 ～R13以降	1,323,423	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども・子育て支援金制度 関連事業			国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用に充てるため、令和8年度から医療保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設される。 令和8年度以降、現行の医療分・後期高齢者支援分・介護分に子ども・子育て支援分を加えた4区分により保険料を賦課・徴収することとなるため、初年度となる令和8年度は、子ども・子育て支援金を適正に賦課徴収するために必要となるシステム改修を行い、被保険者への制度説明のための周知広報をする予定である。	R7 ～R8	4,806	保険年金課
(2)後期高齢者医療制度の円滑な実施						
後期高齢者医療事業(特別会計分)			【後期高齢者医療の運営】 ・資格確認書や保険料納入通知書等の発送をする。 ・収納業務として、保険料の徴収を行うとともに、減免、徴収猶予の受付や滞納者には督促等滞納整理を行い、過誤納金等は還付処理を行う。 ・資格や給付に係る申請書の受付を行い、システム入力を行うとともに広域連合へ書類の進達を行う。 【広域連合への負担金の拠出】 ・負担金として、広域連合へ事務費負担金、徴収した保険料を保険料納付金、低所得者等への保険料軽減額の負担分として保険基盤安定負担金を納付する。	R5以前 ～R13以降	1,549,931	保険年金課
後期高齢者医療事業(一般会計分)			【法令等により、市町が負担することとなっている経費の支弁】 ・療養給付費負担金:被保険者に係る療養の給付に要する費用を、法令で市町が負担することと定められた12分の1の額について、広域連合が県内各市町の保険給付費の占有率で算出した額を納付する。 ・山口県後期高齢者医療広域連合負担金:広域連合の運営に係る経費として、広域連合が均等割(10%)、高齢者人口割(45%)、人口割(45%)で算出した額を納付する。	R5以前 ～R13以降	1,003,456	保険年金課
後期高齢者医療 保健事業			後期高齢者の健康診査の実施主体は山口県後期高齢者医療広域連合である。広域連合との委託契約に基づき、市は年度途中の新規資格取得者に対して受診券の発送を行う。年度当初の受診券の発送は広域連合から直接送付する。 被保険者の健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度特別対策補助金を活用しはり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行う。	R5以前 ～R13以降	2,234	保険年金課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	1,390	保険年金課
高齢者の保健事業と介護 予防の一体的実施事業		スマエジ	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、市町の課題に応じて高齢者の保健事業を展開している。 KDBシステム等を活用して本市の後期高齢者の健康課題を抽出し、課題に応じて個別支援を行うハイレスクアプローチと集団に対して知識の普及啓発を行うポピュレーションアプローチの2種類がある。 ポピュレーションアプローチは通いの場等で、口腔、栄養、服薬管理などの、フレイル予防の健康教育や健康相談等の事業を実施する。 ハイレスクアプローチは条件に応じた対象者を抽出し、健康状態不明・低栄養防止・糖尿病性腎症重症化予防・CKD受診勧奨事業・身体的フレイル防止・認知症ハイレスクアプローチの事業を実施する。市の健康課題の検討結果に基づき、認知症ハイレスクアプローチを令和8年度から開始する。	R5以前 ～R13以降	16,276	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
後期高齢者医療システム 改修事業			後期高齢者医療制度改正等に対応するため、住民情報システム(後期高齢者医療システム)の改修等を行う。 【令和8年度実施予定】 国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用に充てるため、令和8年度から医療保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度保険料賦課から現行の基礎賦課額に「子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え保険料を賦課・徴収することになる。当該制度の円滑な施行に向けて、令和7年度に引き続きシステム改修を行う。 ※後期高齢者医療については、広域連合が標準システムにて賦課を行うが、市基幹システムにて賦課台帳を整備し、保険料納入通知書の作成・発送などを行っており、市基幹システムの改修も必要となる。	R7 ～R8	340	保険年金課

(3)低所得者福祉の充実

行旅困窮者一時保護事業			行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの旅費を支給する。	R5以前 ～R13以降	196	社会福祉課
行旅病人死亡人取扱業務			行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する行旅者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	R5以前 ～R13以降	1,396	社会福祉課
無縁墓地の管理			無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	R5以前 ～R13以降	13	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援 事業			生活困窮者を支援するために家計や仕事など生活に関する困り事に係る相談を受けて、課題を把握し、解決方法を検討して解決を図っていく。	R5以前 ～R13以降	9,240	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援 事業			退職して数年のブランクがあったなどの理由で今すぐ一般就労に従事するのが困難な者に一般就労の準備として、就労体験等を通して必要なことを学んでもらう機会を提供することにより就労を支援する。	R5以前 ～R13以降	6,083	社会福祉課
住居確保給付金支給事業			離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある者で、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。 また、生活困窮者自立支援法の改正により令和7年度からは、支給対象として家賃が低廉な住宅への転居費用が追加された。	R5以前 ～R13以降	1,062	社会福祉課
生活保護費支給事業			生活困窮者に生活保護費を支給することで、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受理し、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	R5以前 ～R13以降	1,077,111	社会福祉課
生活保護一般管理業務 (単独)			生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	3,632	社会福祉課
生活保護適正化事業(医 療扶助適正化分)			生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	R5以前 ～R13以降	704	社会福祉課
生活保護適正化事業(収 入資産把握事業分)			適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	R5以前 ～R13以降	150	社会福祉課
生活保護適正化事業(体 制強化事業分)			警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	R5以前 ～R13以降	4,318	社会福祉課
被保護者就労支援事業			被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。	R5以前 ～R13以降	3,922	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
査察指導機能強化			査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。	R5以前 ～R13以降	81	社会福祉課
医療扶助のオンライン資格確認事業			全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)に基づいた厚生労働省からの生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認の導入を指示する通知に則り、令和5年5月システム完成(運用テスト)～令和6年9月運用開始し、生活保護制度の適正で持続可能な運用を行っている。	R5以前 ～R13以降	1,561	社会福祉課
生活保護基幹事務システム等の改修事業			令和8年6月より「特定個人番号601:生活保護法による保護の実施に準じた保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給取扱いに準じた就労自立給付金の支給に関する情報」が追加されます。それに伴い、生活保護システムにて当該データ抽出に伴う改修作業を実施します。	R8 ～R8	880	社会福祉課
基本施策6 健康づくりの推進						
(1)地域ぐるみの健康づくりの充実						
総合的な人材育成事業 (高齢福祉課分)			山口市市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。	R5以前 ～R13以降	18	高齢福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)		スマエジ	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R5以前 ～R13以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)		スマエジ	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R5以前 ～R13以降	127	健康増進課
食育推進計画の推進		スマエジ	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和7年度から第3次計画を推進。 市民のさまざまな健康課題及び食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を活かした生活習慣病予防、フレイル対策等食育事業を展開する。 また、市民が主体的な食育を実践できるよう支援し、庁内関係各課や関係機関との食育ネットワークを強化する。	R5以前 ～R13以降	309	健康増進課
食育推進会議		スマエジ	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和7年度から第3次計画を推進。 第3次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R5以前 ～R13以降	131	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)		スマエジ	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R5以前 ～R13以降	58	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ		スマエジ	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R5以前 ～R13以降	17	健康増進課
スマイルエイジング推進事業		スマエジ	本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 また、スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R5以前 ～R13以降	718	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		理科大スマエジ	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援する。	R5以前 ～R13以降	241	健康増進課
自殺対策事業		スマエジ	自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(R4.10)、県の自殺総合対策計画(第4次)をふまえ、市では第2次自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、本市において自殺死亡率が増加していることから、こころの相談会を実施し、こころの支援体制を強化する。	R5以前 ～R13以降	75	健康増進課
自殺対策事業(臨時分)		スマエジ	自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(R4.10)、県の自殺総合対策計画(第4次)をふまえ、市では第2次自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。本市において自殺死亡率が増加していることから、こころの相談会を新たに実施し、こころの支援体制を強化する。	R8 ～R13以降	60	健康増進課
ひきこもり対策事業		スマエジ	社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族、支援者が、地域の中で相談できる体制を整備する。支援には家族支援、本人支援、居場所づくり、社会参加の4段階があり、まずは家族が本人への対応方法を学ぶ機会を提供することで、家族支援を行う。	R5以前 ～R13以降	2,478	健康増進課
総合的な人材育成事業			山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	R5以前 ～R13以降	39	健康増進課
実習生受け入れ業務(看護学生、栄養士学生)			大学及び専門学校の教育カリキュラムの中で、公衆衛生学・公衆栄養学実習が必須であり、市が基準に基づき実習を引き受けている。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援		スマエジ	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう。	R5以前 ～R13以降	243	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援		スマエジ	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	825	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域・職域連携推進事業		スマエジ	本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実践することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実践し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	健康増進課
(2)地域保健サービスの充実						
健康手帳の活用		スマエジ	自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R5以前 ～R13以降	3	健康増進課
成人保健健康教育		スマエジ	市が主催で行う健康教育を実施する。	R5以前 ～R13以降	315	健康増進課
成人健康相談事業		スマエジ	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R5以前 ～R13以降	177	健康増進課
成人訪問指導事業		スマエジ	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R5以前 ～R13以降	53	健康増進課
生保等の健康診査		スマエジ	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う。	R5以前 ～R13以降	285	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)		スマエジ	健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特に平成31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R5以前 ～R13以降	74,947	健康増進課
結核検診		スマエジ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R5以前 ～R13以降	1,061	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		スマエジ	①個別の再勧奨(無料クーポン券対象者にターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R5以前 ～R13以降	1,725	健康増進課
健康マイレージ事業		スマエジ	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市で啓発する。参加者は健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)を得ることができる。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	健康増進課
若者健康診査		スマエジ	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R5以前 ～R13以降	1,129	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
がん患者医療用補整具購入費助成事業			がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等によりウィッグや補整下着等を購入する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加へつなぐ。	R5以前 ～R13以降	155	健康増進課
若年がん患者在宅療養生活支援助成事業			40歳未満のがん末期患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活が送れるよう、在宅サービス利用料等の一部を助成し、患者及びその家族の負担の軽減を図る。	R6 ～R13以降	329	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(経常)		スマエジ	50歳及び55歳の社会保険加入者に個別に受診勧奨ハガキを郵送。	R8 ～R13以降	114	健康増進課
定期予防接種事業		スマエジ	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R5以前 ～R13以降	143,795	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業		スマエジ	予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,927	健康増進課
定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン)		スマエジ	個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。 (年一回・秋冬接種)	R6 ～R13以降	28,948	健康増進課
定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン)		スマエジ	免疫向上を目的とし、帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。	R7 ～R13以降	33,557	健康増進課
定期予防接種事業(RSウイルスワクチン)		スマエジ	新生児や乳児の感染・重症化を防ぐことを目的とし、RSウイルスを予防接種法のA類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。	R8 ～R13以降	9,635	健康増進課
定期予防接種事業(75歳以上インフルエンザワクチン)		スマエジ	高用量インフルエンザワクチンは、標準量の4倍の抗原を含み、発症や重症化予防効果に優れており、特に75歳以上で高い有効性と費用対効果が認められている。このことから、令和8年10月から標準量ワクチンとの選択を可能とした上で、75歳以上の者を対象として高用量ワクチンを定期接種として実施する。	R8 ～R13以降	44,562	健康増進課

基本施策7 地域医療体制の充実

(1)医療体制の維持・充実

AED管理事業		スマエジ	平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所を増やし充実を図った。令和8年10月31日にAED設置に係る契約が満了するため、入札により業者決定後、改めてリース契約を行う。	R5以前 ～R13以降	3,655	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)		スマエジ	住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R5以前 ～R13以降	1,718	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業		スマエジ	市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきたため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R5以前 ～R13以降	2,287	健康増進課
休日救急医療対策事業		スマエジ	市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきたため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施し、安心安全な医療体制を提供している。	R5以前 ～R13以降	3,696	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小児救急圏域医療体制確保事業		スマエジ	市内における休日の一次救急医療を確保するための事業である。山陽小野田医師会に委託し、休日の9時から17時までの間、当番医師が軽症の急患に対応する体制を整えている。市民の安心・安全な医療を提供するために不可欠なものである。	R5以前 ～R9	2,592	健康増進課
二次救急医療体制支援事業		スマエジ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある7つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R5以前 ～R13以降	8,778	健康増進課
公的病院支援事業			小野田赤十字病院は、救急告示病院であり、また、小野田南部地域における中核的な医療機関である。救急医療や入院医療に加え、在宅医療の推進にも重要な役割を果たしており、地域住民に対する安定した医療提供体制を維持するためには、同院の継続的な運営が不可欠である。当該病院に必要な財政支援を行うことで、地域医療の確保と充実を図る。	R5以前 ～R13以降	12,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	子育て・ 学び		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R5以前 ～R13以降	3,000	健康増進課
あん摩マッサージ指圧等の施術所管理事業			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。	R5以前 ～R13以降	8	健康増進課
救急勤務医支援事業			若手を中心とした医師のさらなる確保のため、医師の高齢化などにより、近年、特に厳しい勤務状況にある救急病院等において、休日・夜間の救急医療に従事する医師の処遇改善を支援するため、救急勤務医を支援する。	R6 ～R13以降	1,200	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(臨時分)		スマエジ	本事業は、宇部小野田医療圏における二次救急体制の維持・強化を目的として、輪番病院への支援を「出務日に応じた固定額」に加え「救急受入1件につき5,000円の出来高払い」を併用する仕組みに抜本的に見直すもので、これにより、病院の積極的な受入を促進し、患者の搬送先確保を円滑化していく。	R8 ～R13以降	7,103	健康増進課
(2) 市民病院の健全経営						
市民病院運営事業			公立病院として、地域の中核を担い、継続的かつ安全的に安全・安心の医療を提供する。	R5以前 ～R13以降	6,115,973	病院局
市民病院運営事業(臨時)			運営に必要な設備や機器の修繕、更新、導入により、円滑な病院運営を行う。	R8	32,052	病院局
医療機器更新事業			診療内容の充実を図ることを目的に、医療機器を整備し、来院患者数、診療単価を増加させ、医業収益の増収を図る。	R5以前 ～R13以降	70,000	病院局
建物(施設)整備事業			老朽化に伴う施設設備の更新を適宜行う。	R5以前 ～R13以降	5,000	病院局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策8 消防・救急体制の充実						
(1) 消防力の充実・強化						
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R5以前 ～R13以降	1,025,833	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防車両の更新及び新規導入事業に対し、分担金を支払う。 消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。そのため、計画的に消防車両を更新し、市民の安心、安全を確保する。 令和8年度については水槽付消防ポンプ自動車(小野田消防署)及び化学消防ポンプ自動車(山陽消防署)の更新に向けて基金積立を行う。 また、令和8年度より、消防車両のタイヤ更新費を計上し、計画に沿った更新を行うものである。	R5以前 ～R13以降	1,163	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防用ホースや防火衣等の消防資機材の整備事業に対し、分担金を支払う。 老朽化の著しい消防資機材を計画的に更新するとともに、新たに必要となる消防資機材の購入を行い、市民の安心、安全を確保する。 令和8年度は、防火服、消防用ホース等の更新を行う。	R5以前 ～R13以降	3,480	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防庁舎改修等の施設整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が使用する庁舎等で、老朽化が著しく、不具合が生じている庁舎を改善し、防災拠点を整備する。 令和8年度は、消防局仮眠室改修工事、北部出張所アスベスト調査、西消防署の建設に伴う産業廃棄物処理委託料等を計上する。	R5以前 ～R13以降	2,297	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施した過年度の事業に伴う公債費の償還に対し、分担金を支払う。 返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R5以前 ～R13以降	22,557	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防ネットワークの運用・管理事業に対し、分担金を支払う。 消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、そのネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。	R5以前 ～R11	4,242	消防課
消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良)			水道局が実施する老朽化した水道管の管路更新に合わせ、更新範囲にある消火栓の改良工事を実施していく。令和8年度は18基の消火栓改良工事を予定している。	R5以前 ～R13以降	22,541	消防課
埴生出張所整備事業			山陽消防署埴生出張所は老朽化が著しく、雨漏りも酷く防災施設としての適性を欠いているため、新たに埴生出張所を建設するものである。 令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度に解体工事、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。	R5以前 ～R8	77,380	消防課
(2) 消防団活動の推進						
消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年額報酬、出動報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、安全装備品の更新等を行う。	R5以前 ～R13以降	63,174	消防課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
消防団装備改善事業	安全・安心		消防団が使用する被服や装備品などの消防資機材について、老朽化が進んでいるものや規格が変わったもの、新たに必要となったものについて、計画的に更新、整備していく。 現在使用している消防団の防火服は、表面素材の難燃性能も低く、透湿性能が少ないものを使用している。昨今の異常気象等により、消防活動中における熱中症対策は極めて重要である。また、消防団員の活動中の二次災害を防ぐためにも性能の優れた新型の防火服が必要であることから、3年計画で新型のものに更新していく。令和8年度は更新計画2年目となり、83着の更新を行う。	R5以前 ～R13以降	10,751	消防課
基本施策9 防災対策の充実						
(1) 防災体制等の充実						
総合的防災体制整備事業 (経常)			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	R5以前 ～R13以降	15,615	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	R5以前 ～R13以降	40	総務課
総合防災訓練事業	安全・安心	DX・GXスマエジ	災害対策基本法第48条において、市長は法令または防災計画に基づき防災訓練を実施しなければならないと義務付けられている。この規定により、防災訓練を実施してきているが、平成30年度を最後に災害対策本部設置に特化した机上訓練のみの実施。今後、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練(屋外実動訓練)を実施することが望ましい。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業	安全・安心		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R5以前 ～R13以降	8,318	総務課
防災ラジオ助成事業	安全・安心		市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち防災ラジオは、Jアラートからの緊急地震速報等発令時に、ラジオが自動的に起動し防災情報を提供するものである。平成24年度から自主防災組織、要配慮者利用施設、その他の事業所や市民に有償で配布している。令和4年度からは多局放送に対応した新型を配布している。なお令和6・7年度の購入実績はなく、在庫状況(令和7年9月時点)旧型44台、新型69台で在庫不足が見込まれる。	R5以前 ～R13以降	345	総務課
防災情報システム関係事業(臨時)	安全・安心	DX・GX	市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち、Jアラートはミサイル攻撃等の国民保護関係情報や緊急地震速報の発令時に市内14カ所に設置した屋外スピーカー及び学校等の既存放送設備を利用して防災情報を提供するものである。なお、FM波がつながりにくい施設については、現行機器の老朽化更新に合わせてIP告知受信機(LTE網活用)に変更していく必要がある。 令和8年度は、次の事業を実施する。 ・Jアラートシステムソフトウェア更新(改修内容が未定であるが、最大経費を算出したため、計上するもの)	R5以前 ～R13以降	394	総務課
防災体制機能強化事業		DX・GX	・災害時、現場からの緊急連絡や協議等で防災用スマートフォンを利用している。しかし、老朽化によりリチウム電池の劣化が激しく、膨張などにより爆発の危険性が高まっていることから、早急に機種変更を行う必要がある。	R5以前 ～R13以降	448	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市国土強靱化 地域計画推進事業			近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度から山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
防災メール配信事業(臨時)			防災メール配信事業は、気象台の発表する気象注意報や市からの防災情報(避難指示等)を配信するシステムであり、災害発生前や発生直後に市の職員や住民へ迅速かつ確実に防災情報を伝えることにより、職員に対しては防災業務の行動を促し、市民に対しては避難行動を促すなど、本市の掲げる「逃げ遅れがゼロ」に資するために必須の事業である。このたび、現在使用している防災メールシステムの運営事業者が、令和8年度出水期からの防災気象情報の変更に対応せず、また令和9年度に現サービスを終了することに伴い、他事業者のシステムにより防災メール配信事業を継続する必要があることから、予算要求を行うもの。	R8 ～R13以降	1,205	総務課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	R5以前 ～R13以降	5	社会福祉課
避難所備蓄品整備事業	安全・安心		南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予測される中、市として発災直後の避難所運営に必要な食料品などの備蓄を強化する。備蓄品の年次の調達と管理は、品質管理、製造・賞味期限の管理、そして財政的負担の分散を図り、安全で効率的な備蓄を実現するために必要である。これにより、市民の安全と健康を確保し、災害時には迅速かつ適切な対応を行う。	R7 ～R13以降	2,084	社会福祉課
学校施設の非構造部材の 耐震化事業			児童生徒の安全を確保するとともに、災害時に避難所として使用できなくなる事態を防ぐため、小・中学校の多目的ホール等における吊り天井の撤去等の耐震化工事を行う。あわせて、照明器具について、LED化を行う。 令和8年度は小学校2校を対象として実施設計を行う。	R8 ～R13以降	4,800	教育総務課
(2)地域防災力の向上						
防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	安全・安心	DX・GXスマエジ	自主防災組織の設立及び充実により地域防災力の向上が図れ、減災に大きく寄与できる。よって自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 ・自主防災組織は自治会で設置されるもので、自治会総数334自治会のうち、結成自治会は294自治会。	R5以前 ～R13以降	1,120	総務課
防災士育成事業	安全・安心	スマエジ	防災士は“自助”、“共助”、“協働”を基本理念としており、その育成は、①災害時に自分の身を守る正しい知識を習得し、犠牲者を減らすこと②地域の防災訓練の中心としてリーダーシップをとり、地域防災力が向上すること③市と連携し、地域とのつながりの橋渡しになること等につながる。 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠であり、その役割を担う防災士の育成のため講習費用の一部を補助し、防災士を育成する。	R5以前 ～R13以降	60	総務課
避難所等整備事業	安全・安心		国は、能登半島地震の反省や、今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化の一つとして、各市町の避難所環境の改善を掲げており、令和6年度補正予算において新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)を創設した。合わせて、国が最低限必要とする災害用物資・資機材の備蓄量の基準を示したため、当該交付金と同趣旨の地域未来交付金を活用して、備蓄量の基準に達するよう年次的に災害用物資・資機材を購入するもの。なお、令和8年度は、簡易ベット358台、テント式パーティション355張を購入する。また、出水期における避難場所への雨水の流入を防ぐため、止水板を購入する。	R7 ～R10	10,583	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災標語コンクール実施 事業		スマエジ	近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
避難確保計画推進事業			「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられている。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
(3)市域の保全						
基幹水利施設ストックマネジ メント事業(沖開作・古開作・ 後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R5以前 ～R13以降	40,500	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備 事業	安全・安 心		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置された。築造から30年以上が経過し、著しく老朽化が進行しているため施設の整備更新を行う。	R5以前 ～R13以降	113,400	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理 事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R5以前 ～R13以降	5,568	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理 事業(臨時)			西の浜排水機場において、運転管理に加え、ポンプ等設備の保守点検、環境整備、簡易な修繕・補修を実施し、施設機能の維持と適切な維持管理を行う。	R7 ～R13以降	14,520	農林水産課
県営海岸保全施設整備事 業			現在の堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急に改修を行う。 事業実施期間は平成18～31年度。(～令和8年度に事業計画変更)整備延長2,503m	R5以前 ～R8	3,000	農林水産課
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。本港地区、大浜地区、東高泊地区	R5以前 ～R13以降	42,240	土木課
自然災害防止事業負担金 (海岸)			きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R5以前 ～R13以降	19,725	土木課
土砂災害危険箇所整備事 業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や崩壊防止施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、崩壊防止施設の損傷及び災害の発生を防止する。	R5以前 ～R13以降	300	土木課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R5以前 ～R13以降	2,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多く過去に幾度も浸水被害を受けたので、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R5以前 ～R13以降	29,984	土木課
雨水排水機場維持管理事業(臨時)			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多く過去に幾度も浸水被害を受けたので、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R5以前 ～R13以降	11,692	土木課
河川事務事業(経常)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R5以前 ～R13以降	300	土木課
河川寄州除去事業			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R5以前 ～R13以降	300	土木課
河川浚渫事業	安全・安心		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R5以前 ～R13以降	3,000	土木課
河川整備事業	安全・安心		境川は、上流の植生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5以前 ～R10	24,000	土木課
北竜王遊水池環境整備事業			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R5以前 ～R13以降	1,800	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理	R5以前 ～R13以降	1,341	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	5,442	下水道課
高千帆地区浸水対策事業	安全・安心		高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。	R5以前 ～R13以降	33,000	下水道課
雨水出水浸水想定区域図作成事業			令和3年の水防法改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体を対象に、雨水出水浸水想定区域の指定を義務化した。対象となる団体におかれては、「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」(令和3年7月)を参考に、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成する必要がある。 当市においても、浸水対策を実施する団体であり、浸水想定区域図の作成、区域の指定、ハザードマップの公表を行う。	R8 ～R9	43,100	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
砂防設備整備事業(県事業)			令和5年6月末から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、溪流から土砂が流出し、周辺施設まで到達した。本溪流の下流周辺には、人家等があり、次期降雨等により土砂災害が発生するおそれが高いため、山口県が砂防設備である新設の溪流保全工の整備を行うものである。その事業費の一部を負担金として山口県に支払う。	R5以前 ～R13以降	1,550	土木課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進						
(1)交通安全思想の普及						
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R5以前 ～R13以降	4,904	生活安全課
(2)交通安全環境の整備						
高速道路等を跨ぐ橋梁点検事業			橋梁等の道路構造物が老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による【点検→診断→措置→記録】のメンテナンスサイクルを確立するため、平成26年度に「道路法施行規則」が改正された。5年に1回の頻度で橋梁等の点検等を行うことが義務付けられたため、宇部下関自動車道を跨ぐ橋梁のうち、山陽小野田市の管理である3橋について年次的に点検を行う。	R5以前 ～R13以降	2,200	農林水産課
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R5以前 ～R13以降	6,896	土木課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R5以前 ～R13以降	1,694	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・経常)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備されていますが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。そのため、駅前広場や市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R5以前 ～R13以降	1,110	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・臨時)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備されていますが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。そのため、駅前広場や市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R5以前 ～R11	300	土木課
通学路安全対策事業	子育て・ 学び		通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R5以前 ～R13以降	61,000	土木課
(3)地域防犯対策の推進						
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R5以前 ～R13以降	1,928	生活安全課
防犯外灯助成事業			LED灯の防犯外灯を新たな場所に設置する(新設)経費及び蛍光灯等からLED灯への取替(LED灯化促進)を含む修理経費の一部を補助することで、自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。	R5以前 ～R13以降	1,825	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R5以前 ～R13以降	200	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
犯罪被害者等支援事業			犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、総合的対応窓口での相談支援や他部署と連携した総合的な支援施策を推進する。また、犯罪被害者等への見舞金を支給する。	R6 ～R13以降	300	生活安全課
(4)空家等対策の推進						
特定空家等除却事業			安全・安心なまちづくりを推進するため、経年による著しい劣化や腐朽が進行し、屋根や外壁が損傷し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家については、空家法に基づく特定空家等への措置を検討する。所有者や相続人不存在(相続人全員が相続放棄等)の特定空家等については、財産管理人制度の活用等の取組を検討する。また、略式代執行及び所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な特定空家等の行政代執行による除却を行う場合は、空き家対策総合支援事業補助金を活用し、市の財政負担の軽減に努める。	R5以前 ～R13以降	1,000	生活安全課
空家等適正管理事務			空家法改正の方向性である空き家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却」の基本方針のもと、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	R5以前 ～R13以降	1,108	生活安全課
空家等管理確保事業			一部の空き家については所有者による適切な管理がなされておらず、建物の老朽化や草木の繁茂、ごみの放置などにより、住環境の悪化をもたらしている。所有者の意識と理解の向上を図るため、適正管理のお知らせの配布や固定資産税等納税通知書に空家等対策のお知らせを同封する等、これまでの周知・啓発活動を継続する。適切に管理されていない空き家については、空家等実態調査結果をデータベース化し、随時更新することにより、空き家対策に活用し、施策の展開を図るとともに、老朽化して危険な空家等については、空家法に基づく適切な措置を検討するほか、補助金の交付により除却を促進する。 また老朽危険空家等除却促進補助金について、資力が乏しい等の理由により、所有者による除却が見込めない場合に他の者が所有者に代わって除却をする場合の補助金として近隣住民空家等除却支援事業を開始した。	R5以前 ～R13以降	5,645	生活安全課
空家等活用推進事業			活用されない空き家の増加は、地域コミュニティの活力低下だけでなく、周辺地域の防犯性にも悪影響を与え、住環境の悪化にもつながるおそれがある。活用可能な空き家を地域の有効な資源と捉え、空き家流通促進プラットフォームに相談することにより、流通を阻害する要因を取り除き、空き家バンクへの登録を促し、空き家の活用を促進する。 また、空家等の有効活用として「地域コミュニティスペース促進事業補助金」により、地域コミュニティ活動の拠点づくりに繋げていく。	R5以前 ～R13以降	2,300	生活安全課
空家等活用促進区域活性化事業	安全・安心		空家法改正(R5)により市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能となった。中心市街地や地域再生の拠点など、地域の拠点となる区域において空家等が集積すると、当該地域の本来の機能を低下させてしまうおそれがあるため、空家等の分布や活用の状況等からみて、空家等の活用が必要と認める区域を空家等活用促進区域として定め、空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進する。	R7 ～R13以降	2,000	生活安全課
(5)消費生活の安全確保						
消費者保護事業			電子商取引やキャッシュレス決済等が浸透するなど、消費生活のデジタル化が進む中、デジタルサービスに関連した消費トラブルが増加している。消費生活センターの広報や消費者への啓発等により、消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R5以前 ～R13以降	147	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。令和8年度は、消費生活相談のデジタル化における新システム・PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)が本稼働となり、令和8年度10月頃から、現在稼働中のPIO-NETの撤去を予定している。	R5以前 ～R13以降	12,025	生活安全課
消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして、令和4年12月に消費者安全確保地域協議会を設置した。	R5以前 ～R13以降	12	生活安全課

基本施策11 地域づくりの推進

(1)持続可能な地域づくりの推進

地域運営組織推進事業	地域づくり	スマエジ	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となり、様々な地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区運営協議会(以下、各協議会)に対し、財政的支援、人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 各協議会が行う地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対して、各協議会が自らの裁量で事業への配分や使途の決定を行うことができる「地域づくり交付金」を交付する。 【専門家派遣事業】 地域づくりの専門家を各地区に派遣し、年に2回、協議会に関するヒアリングを実施し、課題解決に向けた助言を行う。また、協議会が研修会やワークショップ等を実施しようとする場合に、必要に応じて外部講師の調整・派遣を支援する。	R5以前 ～R13以降	24,526	市民活動推進課
地域づくり支援事業	地域づくり		地域住民の主体的な取組に基づいた地域づくりを推進するため、国の集落支援員制度を活用した「地域づくり支援員」を各地域交流センターに配置している。地域づくり支援員は、住民の話し合いの場づくりや地域の課題解決に向けた取組の運営支援、また、地区運営協議会の運営サポート、事務局機能などを担う。 地域づくり支援員の資質向上を図り、各地区運営協議会の活動を支援することで、持続可能な地域社会の実現を図る。	R5以前 ～R13以降	43,284	市民活動推進課

(2)市民活動の支援

ふるさとづくり推進事業		スマエジ	市ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、特色ある活動を支援する。	R5以前 ～R13以降	715	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		スマエジ	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業 ■補助対象事業 若山公園さくらまつり、竜王山公園桜まつり、江汐公園つつじまつり、復活!住吉まつり、寝太郎の里ほたるまつり、やけの美タフェスタ、埴生ぎおんふるさと祭り、山陽小野田Smileジュニア☆フェスタ、ふるさと風あげフェスティバル、I Love Sanyo-onoda	R5以前 ～R13以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		スマエジ	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数が、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R5以前 ～R13以降	62,467	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ●R6年度要望(待機分):修理3件 ●R7年度要望 :増改築2件、修理2件	R5以前 ～R13以降	3,000	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(経常)	地域づくり		Aスクエアに設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進することで、市民活動の推進を図る。 また、指定管理者制度による民間活力を導入し、民間事業者のノウハウ等を運営に反映させることにより、多様な主体が、それぞれが持つノウハウ、資源、ネットワークを持ち寄り、地域の課題解決に向け、対等な立場で協力して共に働くことで「未来の山陽小野田市」のための新しい価値を創出する協創によるまちづくりを推進する。	R6 ～R13以降	68,118	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(臨時)		DX・GX	LABV事業による新施設(Aスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。令和8年度は、施設の利便性を高めるため、オンライン施設予約システム及びオンライン決済を導入する。	R8 ～R13以降	14	市民活動推進課

(3)地域の拠点づくりの推進

社会教育士育成事業	地域づくり	スマエジ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士の取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆取得予定者数 1名 ◆受講計画 (開催地未定) 広島大学、18日間想定 ◆社会教育士取得実績 (R5)1名、(R6)1名、(R7)1名	R5以前 ～R8	335	市民活動推進課
本山地域交流センター管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	9,231	市民活動推進課
赤崎地域交流センター管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	9,692	市民活動推進課
須恵地域交流センター管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	8,265	市民活動推進課
小野田地域交流センター管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	310	市民活動推進課
高泊地域交流センター管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,023	市民活動推進課
高千帆地域交流センター管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	7,847	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	8,094	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理 運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	8,188	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理 運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	437	市民活動推進課
出合地域交流センター管理 運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	6,706	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理 運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	6,537	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理 運営事業	地域づくり		地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	9,533	市民活動推進課
地域交流センター管理運 営事業	地域づくり		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R5以前 ～R13以降	5,855	市民活動推進課
地域交流センター整備事 業			様々な地域活動及び生涯学習の拠点施設として、必要な改修や環境改善整備を計画的に行うことで、だれもが利用しやすい地域交流センターをめざす。 ◆整備計画 ・消防用設備修繕（誘導灯改修:高千帆1台、有帆1台） ◆実績 (R5)修繕・備品購入、スロープ手すり設置、(R6)会議机更新、消防設備修繕、(R7)消防設備修繕	R5以前 ～R13以降	584	市民活動推進課
地域交流センター複写機 等更新事業			各地域交流センターの複写機及び印刷機を計画的に更新していく。 ◆令和8年度 更新計画 複写機のリース更新はなし、印刷機のみ1センターの購入を行う。 以降、複写機はR9に5センターのリース更新、印刷機は毎年1台ずつの購入を予定。 ◆更新の目安 複写機…5年間の長期継続契約によるリース契約の更新(機器の状況により再リース継続) 印刷機…10年ごとを目途に機器の購入	R5以前 ～R13以降	605	市民活動推進課
地域交流センターデジタル 化推進事業		DX・GX	地域住民による主体的な地域課題解決の取組には、デジタルの活用が不可欠であることから、地域の拠点である地域交流センターにおいてデジタル化の推進を図る。 R8年度はオンライン施設予約システム及びオンライン決済の導入により、施設利用申請における利便性の向上を図る。 ・R5年度:インターネット環境整備(11センター) ・R6年度:スマホ講座(11センター) ・R8年度:オンライン施設予約システム及びオンライン決裁の導入	R8 ～R13以降	52	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)中山間地域の活性化						
地域おこし協力隊による中山間地域活性化事業	地域づくり		中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を配置する。	R5以前 ～R13以降	7,624	地域活性化室
中山間地域づくり推進事業(経常)			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。	R5以前 ～R13以降	54	地域活性化室
基本施策12 人権尊重のまちづくり						
(1)人権教育・啓発の推進						
人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R5以前 ～R13以降	484	市民活動推進課
福祉援護資金貸付金償還事業			同和福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R5以前 ～R13以降	613	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。 ①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など	R5以前 ～R13以降	179	社会教育課
平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。 近年は、戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞くことで、平和の尊さについて考える場としている。	R5以前 ～R13以降	118	社会教育課
人権教育推進協議会事業			地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成する人権教育推進協議会を設置し、年3回程度開催して、主に①今年度の人権教育推進計画、②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、③次年度への課題、④人権課題などを協議する。	R5以前 ～R13以降	228	社会教育課
(2)人権擁護体制の充実						
人権相談事業			人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	市民活動推進課
DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「女性相談支援員(旧DV相談員)」を設置している。 女性相談支援員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R5以前 ～R13以降	4,210	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R5以前 ～R13以降	213	市民活動推進課
(3)男女共同参画社会の推進						
男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。	R5以前 ～R13以降	519	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		スマエジ	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	176	市民活動推進課
男女共同参画プラン(第5次改定)策定事業			第2次総合計画との整合性を図りながら、令和5年3月に男女共同参画プラン(第4次改定版)を策定した。その後も4年ごとに国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して計画を策定する。	R5以前 ～R13以降	180	市民活動推進課
生理の貧困支援事業			「生理の貧困」とは、経済的な理由や環境的要因により生理用品を購入できない状態を指す。 生理用品を適切に使用できないことで、感染症や皮膚のかぶれ、かゆみなどの身体的症状が発生することや、購入できないことで心理的苦痛を感じ、うつ病や不安障害のリスクが高まると言われている。 本市では、災害に備えて生理用品を一定数備蓄しているが、衛生上の問題から定期的な入れ替えが必要である。ついては、「生理の貧困」対象者を支援することを目的に、災害備蓄品の生理用品の入れ替え期に不要となる生理用品を前倒して活用し、対象者に無料配布する。	R8 ～R8	ゼロ予算	市民活動推進課
基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成						
(1)リサイクルの推進						
リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R5以前 ～R13以降	720	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R5以前 ～R13以降	165	環境課
(2)地球温暖化対策の推進						
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている。	R5以前 ～R13以降	299	環境課
山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取組を推進する。	R5以前 ～R13以降	22	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る。	R5以前 ～R13以降	18	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う。	R5以前 ～R13以降	130	環境課
GX推進事業		DX・GX理 科大	本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指す。 令和8年度は山陽小野田市GX推進協議会の開催経費を計上する。	R6 ～R13以降	54	環境課
(3)環境・公害監視の推進						
環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R5以前 ～R13以降	2,401	環境課
環境・公害監視事業(環境保全)(臨時分)			環境基準や水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視することにより、快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。そのうち騒音規制法第18条により市に義務づけられた自動車騒音状況の常時監視を行うための、3つの騒音計うち、平成6年に購入した1つの騒音計が、今年の検定に合格しなかったことが判明した。検定は5年ごとに行われ、残りの2つの騒音計も平成15年に製造されたものであるため、部品の保存期限が10年であることを考えると、令和10年の検定に合格しない可能性があるため検定前に購入する必要がある。	R7 ～R8	8,740	環境課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得た上で市が承認する。	R5以前 ～R13以降	288	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	環境課
相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間21件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が11件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	環境課
(4)環境美化・生活衛生の向上						
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限30,000円)。	R5以前 ～R13以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	R5以前 ～R13以降	131	環境課
動物等死体回収業務委託事業			令和5年9月から、公共施設、道路等で発見された動物等死体回収業務を民間委託している。昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや、死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。	R5以前 ～R13以降	1,650	環境課
飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業			環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)	R5以前 ～R13以降	1,000	環境課
環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R5以前 ～R13以降	468	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R5以前 ～R13以降	242	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R5以前 ～R13以降	20	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理しているが、老朽化に伴い、令和7年度末で渡場公衆便所を閉鎖し解体事業を進めていく。	R5以前 ～R13以降	138	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し、指定管理者による運営が行われている。	R5以前 ～R13以降	41,440	環境課
埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し、指定管理者による運営が行われているが、火葬炉の長寿命化を目的とした予防保全方式による定期的な修繕については、火葬炉設備修繕年次計画書に基づき、市が実施する。	R5以前 ～R13以降	9,130	環境課
霊園管理整備事業			市営墓地の経営者として、年間を通して草刈りや立木の伐採などを中心に維持管理を行っている。特に小野田霊園については、69,591㎡と広大である。	R5以前 ～R13以降	2,093	環境課
(5)一般廃棄物処理の推進						
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R5以前 ～R13以降	220,101	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R5以前 ～R13以降	96,870	環境課
環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R5以前 ～R13以降	492,054	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分)			・空かん圧縮機更新 ・リサイクル事業委託業務 ・山陽地区一般廃棄物(燃やせるごみ)収集運搬業務	R5以前 ～R13以降	107,972	環境課
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託事業			一般廃棄物(ごみ)の安定的な収集・処理体制を維持するため、環境衛生センターの収集業務等について、民間委託を導入する。	R5以前 ～R13以降	71,757	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないように、速やかに修繕しなければならない。	R5以前 ～R13以降	3,000	環境課
小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から36年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、小野田浄化センターを下水投入施設として整備する事業を並行しているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥を処理しなければならないため、設備の更新、分解整備、修繕等を行い、安定稼働を維持する。	R5以前 ～R13以降	19,171	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者による設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,365	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田浄化センター脱水 汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、搬送業務を委託する。	R5以前 ～R13以降	4,158	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理 事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。 「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。	R5以前 ～R13以降	119,376	環境課
小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い処理・処分を行う。 水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理、設備機器のメンテナンス等を専門業者に委託する。	R5以前 ～R13以降	72,270	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R5以前 ～R13以降	30,834	環境課
小野田浄化センター施設 整備事業			小野田浄化センター(し尿処理施設)の老朽化に伴い、手法として総合的に優れている下水道との共同処理を行う「し尿受入施設」の整備を進めることで、し尿の安定的な処理の継続を図る。 令和8年度は、投入後の処理の安定性を確保するため、し尿及び浄化槽汚泥を小野田水処理センターに試験投入を行うとともに、投入を開始するための仮設管敷設工事を実施する。	R5以前 ～R13以降	109,436	環境課
水質分析事業			環境調査センターの閉鎖に伴い、以下のとおり水質分析業務を委託する。 試料:放流水、搬入し尿、搬入浄化槽汚泥 検査項目(搬入し尿及び浄化槽汚泥) ・PH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、塩化物イオン(年4回) (放流水) ・PH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、塩化物イオン、大腸菌数(年12回) ・水質汚濁防止法第2条第2項第1号の政令で定める物質(年1回) ・水質汚濁防止法第2条第2項第2号の政令で定める物質(年1回)	R7 ～R13以降	875	環境課

(6)森林・里山環境の保全

生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行うとともに、給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を実施する。	R5以前 ～R13以降	3,348	農林水産課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、補助金を交付する。	R5以前 ～R13以降	123	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善を図る。	R5以前 ～R13以降	54,707	農林水産課
中山間地域等直接支払交付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在2地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第六期対策期間(令和7年度～11年度・5カ年)	R5以前 ～R13以降	1,089	農林水産課
市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R5以前 ～R13以降	406	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進						
(1) 国際交流・地域間交流の推進						
国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体が組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	R5以前 ～R13以降	352	市民活動推進課
中学生海外派遣事業			本市とモートンベイ市は、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。 親善大使として中学生をモートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。派遣生徒の経験を生かし、モートンベイ市と派遣生徒以外の生徒の交流をオンラインミーティングを活用して実施し、多文化共生の理解を深める。	R5以前 ～R13以降	5,131	市民活動推進課
友好都市交流推進事業			本市は、R4年8月にオーストラリアモートンベイ市との姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。令和6年度については、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談の実施に加え、レッドクリフステートハイスクールからの高校生(21名)が修学旅行のプログラムで本市に訪し、市内の中高生と交流した。さらに、モートンベイ市長含め、4名が本市に10月3日から4日間来訪され、市内小学校での給食体験や中学生海外派遣事業報告会への出席、山口東京理科大学とのミーティングなどを実施した。 令和7年度は、本市から藤田市長がモートンベイ市を訪問し、関係施設の視察や現地の方と交流をした。令和8年度はレッドクリフハイスクールが修学旅行で2日間本市に滞在予定であり、さらなる友好都市間交流の充実を図り、関係人口の増加に務める。	R6 ～R13以降	60	市民活動推進課
(2) 多文化共生の推進						
多文化共生推進事業		スマエジ	本市における外国人の人口は、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な日本語教室の運営を目指している。	R5以前 ～R13以降	1,155	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進						
(1) シティセールスの推進						
シティセールス推進事業	魅力の発信	スマエジ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R5以前 ～R13以降	459	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	魅力の発信	スマエジ	市の魅力を大々的にPRするため、10月の1か月間、「スマイルハロウィンさんようおのだ」を開催します。市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」をはじめ、10月の1か月間、市内全域における交流人口の増加や観光促進を図ることを目的に、実行委員会に補助金を支出する。	R5以前 ～R13以降	3,500	シティセールス課
シビックプライドアドバイザー活用事業			活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R5以前 ～R13以降	30	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業		スマエジ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R5以前 ～R13以降	335	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域おこし協力隊によるスマイルシティ魅力発信事業	地域づくり		シティセールス課が抱える課題の一つとして、全国的な観点からみて本市の知名度の低さが挙げられる。これまで以上に交流人口や関係人口、移住・定住者を増やし、更なる活性化を図るためには、まず本市のことを知ってもらうことが第一であり、そのためには、本市の魅力を様々な分野から発信を行い、知名度を上げていくことが必要不可欠である。 その課題の解決策として、地域おこし協力隊の制度を活用し、令和6年4月1日から地域おこし協力隊員として委嘱した、シンガーソングライターでありスペシャルスマイルプランナーの西広ショータさんと市が協力し合い、様々な媒体を活用して情報発信を行うことで、本市の知名度の向上を図る。	R7 ～R8	6,864	シティセールス課
(2)移住・定住の推進						
転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付します。 令和4年3月議会で廃止条例を提出。原則、令和4年12月31日までの住宅取得者又は転入者を、最後の新規交付対象者とする。令和7年度が最後の新規交付の受付となり、令和11年度ですべての交付が終了する。	R5以前 ～R11	15,774	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業	魅力の発信		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者及び関係人口を増やす。「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。移住等の相談からお試し暮らし、関係人口及び移住へと繋げていく。	R5以前 ～R13以降	361	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、一定の条件を満たす移住者に移住支援金を交付する。更に、山口県と協力し、移住元を大都市圏(愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県)とした移住支援金、市独自にIT人材を対象とした移住支援金を創設し制度を拡充している。令和6年度は国において東京圏の大学生が県内企業に就職した場合に地方就職学生支援金制度も創設された。	R5以前 ～R13以降	10,030	シティセールス課
移住定住プロモーション事業	魅力の発信		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイトの運用・保守を行うもの。	R5以前 ～R13以降	262	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業	魅力の発信		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図ります。令和8年度も、移住支援員による情報発信等を行い、本市の認知度向上を図ります。また、お試し滞在利用者を移住に導くためのフォローアップを行うため、利用後も移住検討者との接触を図ります。	R5以前 ～R13以降	2,165	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	地域づくり	官民連携	「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5以前 ～R13以降	7,075	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策16 住環境の確保						
(1)住宅整備の支援						
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。	R5以前 ～R13以降	347	建築住宅課
建築営繕積算システム利 用料			公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R5以前 ～R13以降	649	建築住宅課
建築士技術者技能取得事 業			建築技術者が業務に必須となる技能を取得する。建築物の解体・改修等の工事を行う時は、事前に石綿含有の有無等について、石綿含有建材調査講習を修了した者により行わなければならない。専門資格を取得し、法的適合性と安全管理の強化を行い、石綿による健康被害から、作業員や市民の安全確保のため、専門知識を持つ調査者の養成が必要である。	R5以前 ～R9	50	建築住宅課
マンション管理適正化推進 事業			滋賀県野洲市で、築49年の管理不全の老朽マンションの外壁や手すりが見える危険な状態になった。市は建築基準法に基づく勧告や所有者に改善指導書の送付、空家対策特別措置法の特定空き家に指定し、所有者に対して解体命令を出すなどしたが、実行されないため、約1億2千万円をかけて、行政代執行で解体工事を行った。全国的に今後、築40年を超えるマンションの急増が見込まれ、管理不全のマンションの対応には、多大な時間的・金銭的コストを要することになる。そのため、国ではマンションの管理の適正化の推進に関する法律(マンション管理適正化法)を改正し、地方公共団体の権限を強化し、マンション管理の適正化を図ることとした。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制 度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	R5以前 ～R13以降	12,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進 事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。	R5以前 ～R13以降	4,370	建築住宅課
居住安定援助賃貸住宅事 業			住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の改正法(令和6年法律第43号)により、居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)事業が創設された。これは、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯)に対し、居住支援法人等が安否確認・見守り、福祉サービスへのつなぎの実施を提供する住宅の供給を促進し、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できる環境整備を図るというものである。市では、居住サポート住宅の認定審査及び指導監督等の事務を行う。	R7 ～R13以降	ゼロ予算	建築住宅課
(2)市営住宅の適正管理						
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R5以前 ～R13以降	21,493	建築住宅課
市営住宅消防設備点検及 び維持管理事業(経常)			市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R5以前 ～R13以降	3,517	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管 理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R5以前 ～R13以降	10,566	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅エレベーター保守 管理			市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R5以前 ～R13以降	4,343	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R5以前 ～R13以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。	R5以前 ～R13以降	346	建築住宅課
市営住宅浄化槽の空家補償			市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している6団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始、令和6年度から有帆に補償開始)	R5以前 ～R13以降	4,921	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理 事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R5以前 ～R13以降	5,695	建築住宅課
市営住宅草刈			市営住宅の空き家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R5以前 ～R13以降	400	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。	R5以前 ～R13以降	426	建築住宅課
市営住宅消防設備点検及 び維持管理事業(臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。	R5以前 ～R13以降	8,252	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災 警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けにいったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R5以前 ～R13以降	395	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点 検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R5以前 ～R13以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道 メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R5以前 ～R13以降	9,573	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	132	建築住宅課
市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅の昇降機4基(古開作第二団地H-1棟とH-2棟、神帆団地D棟、萩原団地1棟)の経年劣化により、修繕が必要である。取替時期を迎えた部品の取替えや修繕を行い、昇降機の安全性を確保し適正な維持管理を図る。	R5以前 ～R8	5,812	建築住宅課
市営住宅下水道切替事業			本山団地の汚水処理設備である合併処理浄化槽を公共下水道に切り替え、浄化槽を撤去する工事を行う。この浄化槽は、昭和52年に設置され一般的な寿命とされる30年を経過している。公共下水道に接続することにより、維持管理のコストを削減し、入居者の居住環境の安定を図る。	R8 ～R10	11,140	建築住宅課
市営住宅管理事業(経常)			市営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に良好な住環境を提供することを目的に建設された賃貸住宅であり、公営住宅法及び条例に基づき、その管理を行っている。また、入居者の募集や選考を行うほか、家賃の収納管理や設備の保守管理等を実施する。	R5以前 ～R13以降	5,576	建築住宅課
市営住宅管理事業(臨時)			市営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に良好な住環境を提供することを目的に建設された賃貸住宅であり、公営住宅法及び条例に基づき、その管理を行っている。また、入居者の募集や選考を行うほか、家賃の収納管理や設備の保守管理等を行う。 なお、現在、賃借中の公用車のうち修繕業務用の車両(1台)が令和8年5月末日に賃貸借契約が終了するため、更新するものである。	R8 ～R13以降	198	建築住宅課
市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R5以前 ～R13以降	11,911	建築住宅課
市営住宅改修事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。	R5以前 ～R13以降	111,200	建築住宅課
市営住宅建替整備事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	R5以前 ～R13以降	358,200	建築住宅課
漁民アパート入居者移転 促進			本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。	R5以前 ～R13以降	631	建築住宅課

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

(1)都市公園の整備と管理

公園管理運営事業(経常)			江汐公園をはじめとした65箇所の都市公園等について、管理委託契約の締結や指定管理者制度の導入により、草刈や清掃、施設の点検・補修等の維持管理及び有料公園施設に係る管理運営業務を行う。	R5以前 ～R13以降	154,982	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした65箇所の都市公園等を対象に、老朽化した施設について、利用者の安全確保のため適宜修繕等を行う。	R5以前 ～R13以降	7,450	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
遊具定期点検事業			都市公園内遊具を安心して使用できる環境を維持するため、腐食や損傷、緩み等遊具の設置状況について専門技術者による詳細点検を行う。当該結果に基づき、早急な修繕による安全の確保及び適切な維持管理に努める。	R5以前 ～R13以降	2,364	都市計画課
公園管理運営事業(臨時)			環境調査センターの廃止に伴い、有帆緑地における浸透水及び地下水の水質分析を外部委託する。	R7 ～R13以降	1,168	都市計画課
(2)緑化の推進と保全						
支障樹木剪定伐採事業			都市公園他市有地内にある樹木が成長し、迫り出しや落葉等、隣接地(民家)にとって支障となっている高木について、適宜剪定、伐採を行う。	R5以前 ～R13以降	1,430	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜伐採を行う。	R5以前 ～R13以降	330	都市計画課
系根公園松くい虫防除事業			市指定の文化財である系根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	R5以前 ～R13以降	402	都市計画課
街路樹剪定事業(経常)			街路樹管理計画に基づき、道路の通行および沿線住民の生活に支障が生じないよう、街路樹(高木・低木・交通障害となる樹木等)の剪定を行い、適切な維持管理を実施する。高木の剪定は、毎年実施する路線と概ね3年に1回程度実施する路線を設定し、計画的に行う。低木の剪定は、街路樹のうち低木、または交通障害となっているものを対象に実施する。	R5以前 ～R13以降	13,984	都市計画課
街路樹剪定事業(臨時)			街路樹管理計画に基づき、道路の通行や沿線住民の生活に支障をきたさないよう、街路樹(高木、低木、交通障害物)の剪定を実施し、適切な維持管理を行う。毎年の実施路線における予算不足分や、巨大化など通常の剪定業務では対応できない特異な事例について行う。	R5以前 ～R13以降	12,000	都市計画課
緑地帯維持事業			厚狭駅南5号線(桜川通線)の緑地帯について、環境整備を委託する。	R5以前 ～R13以降	335	都市計画課
街路樹管理事業			成長が著しい樹木は、根などが大きくなることで街路樹帯を隆起させて、交通障害となる場合がある。剪定の時期に合わせて、樹木の成長を抑制する薬剤の注入を行うと同時に、破損した街路樹帯(年間約10箇所)の補修も行う。	R5以前 ～R13以降	941	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R5以前 ～R13以降	358	都市計画課
基本施策18 水道の安定供給と汚水処理の充実						
(1)安全で安心な水の供給						
飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R5以前 ～R13以降	400	環境課
浄水処理施設維持管理事業			コンクリート構造物の亀裂、鋼構造物の腐食等、経年により劣化したものについては「安全・安心な水」の供給に支障が出ないよう補修または更新を行います	R5以前 ～R13以降	19,080	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
送水・配水設備維持管理 事業			送水設備、配水設備(高天原・鴨庄浄水場、各配水池、各ポンプ場)の維持管理	R5以前 ～R13以降	85,916	水道局
計装設備整備事業			本市の水道施設は、市内各所に分散しており、各施設の状況は通信網により高天原浄水場の計装設備で24時間、集中監視しています。 通信及び計装設備では、各施設の運用状況の監視、また、ポンプ等の遠隔操作等による運転管理を行っており、「安全・安心な水」を供給するためには、定期的な施設更新が必要となります。	R5以前 ～R13以降	7,290	水道局
旧簡易水道施設整備事業			旧簡易水道施設の整備	R5以前 ～R13以降	14,293	水道局
水質検査共同事業			宇部市と共同で水質検査をすることで効率的に業務を行い、安全で良質な水道水を供給する体制を構築するとともに、新たな水質リスクである有機フッ素化合物(PFAS)についても定期的に行う。	R5以前 ～R13以降	517,778	水道局
水道管末水質維持管理事業			浄水場からお客さまの蛇口までの品質を確認し管理するため、検査機器による手分析や水質自動監視設備及び住民による委託検査により水道水の色及び濁り並びに消毒の残留効果等について常時監視を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	水道局
水源涵養保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の維持・活用を図る。	R5以前 ～R13以降	218	水道局

(2)災害に強い強靱な水道の構築

管路耐震化事業			市内には水道管が約432km(導水管約12km、送水管約20km、配水本管約9km、配水支管約391km)布設されているが、老朽化が進行し令和6年度末で耐用年数(40年)経過している管路が約48%を超えている。また、水道の基幹管路である導水、送水、配水本管の耐震適合率は約48%でしかなく、東日本大震災や能登半島地震を受け早急な耐震化が求められている。 ○布設年度や埋設状況、漏水履歴などを総合的に勘案し、基幹管路を中心に、計画的に更新する ○更新する際には、大規模地震等の災害時においても市民給水が確保されるように、耐震管で更新する ○水需要に見合った施設規模となるようにダウンサイジングに取り組み、コスト縮減を図る	R5以前 ～R13以降	655,243	水道局
---------	--	--	--	----------------	---------	-----

(3)水道事業運営の持続

上下水道料金徴収事務事業			水道料金収納業務の事業計画は、安定的な事業運営を維持するための重要な計画であり、人口減少等による給水収益の減少が予想される中、利用者への利便性の向上、業務の効率化を図るとともに、新上下水道料金システム導入に基づく経費削減に努め、未収対策としては、滞納者には粘り強く納付を促し、計画的かつ継続的な料金納付意識の定着を図ることで、適正な水道料金の賦課・徴収を行うものです。 また、下水道使用料等の徴収業務を受託することに関しては、下水道事業の経済性発揮に資するものですが、両事業が経費削減、効率的な事業執行を図ることができるため、受益者負担の原則に則り等分に経費を負担し合うものです。	R5以前 ～R13以降	77,127	水道局
水道事業広報推進事業			水道事業を広報するための各種イベントを実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	水道局
局内ネットワーク構築事業			情報の共有、時間の効率化を図るための局内ネットワークの構築する。	R5以前 ～R13以降	1,060	水道局
水道情報活用システム導入事業			水道情報活用システムの導入及び運用を行う。	R5以前 ～R13以降	5,392	水道局
電子入札システム運用事業			電子入札システムの導入及び運用を行う。	R5以前 ～R13以降	1,084	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)下水道の整備と管理						
下水道管渠整備事業			国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。	R5以前 ～R13以降	380,068	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R5以前 ～R13以降	295,100	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	R5以前 ～R13以降	766,100	下水道課
し尿受入施設整備事業			小野田浄化センターの老朽化のため令和3年度に整備方針の検討を行ったところ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道へ投入し処理することが経済的に有利との結論となった。 し尿及び浄化槽汚泥の安定処理のため、社会資本整備総合交付金を活用し、し尿受入施設の整備を進めるが、小野田水処理センターの施設整備の方向性(再構築または耐震)によって経済的な整備方針を検討するものとし、その間、仮設管による下水投入を進める。 【令和8年度】投入後の処理の安定性を確保するため、し尿及び浄化槽汚泥を小野田水処理センターに試験投入を行うとともに、投入を開始するための仮設管敷設工事を実施する。(環境課予算)また、し尿受入に伴い汚泥処理量が増加するため、小野田水処理センターに脱水機を増設する。(下水道事業会計予算)	R5以前 ～R13以降	150,000	下水道課
竜王中学校区デザインマンホール蓋作成事業			竜王中学校3年生が総合学習で、地域活性化やPRを目的とし、校区内にデザインマンホールを設置したいとの提案があった。下水道への理解促進及び普及啓発を図るだけでなく、地域活性化の一翼を担うため、新規に校区内(山口東京理科大学そばの市道の歩道)にデザインマンホールを設置する。デザインについては竜王中学校の生徒で考えたものを使用し、デザインプレートに印刷し、専用鉄蓋に取り付ける仕様とする。	R8 ～R8	191	下水道課
汚水処理施設整備構想及び全体計画変更事業			本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画については、概ね5年ごとの見直しを実施している。 見直しにあたっては、国の指導により令和8年度末までに下水道整備進捗率95%を目指す必要がある。整備も終盤に差し掛かっており、今後の汚水処理施設整備構想及び下水道整備区域について検討、精査を行う。	R8 ～R9	8,696	下水道課
下水道管渠維持管理事業			公共下水道管渠施設の維持管理に関し、管渠の破損や施設付近の路面陥没などの復旧や緊急対応が必要とする管渠の詰まりを解消するための汚泥引き抜きを実施する。	R5以前 ～R13以降	41,774	下水道課
不明水対策事業			耐用年数の過ぎた管渠施設が多く、近年の異常気象による降雨は、分流式の施設であっても雨水や地下水の流入がある。このため、管渠施設等が健全であるか判断するには、調査を実施しその結果により不明水の原因となる場所については対策の検討、工事を実施する。これにより、公共下水道施設の安定した運営を通じて、市民生活の環境を維持していく。	R5以前 ～R13以降	22,000	下水道課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したこと、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R5以前 ～R13以降	42,809	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収については、徴収事務の委任に関する規則及び協定書に基づき水道局に委任しているため、使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムを水道局と共同して使用している。そして、システムの機器更新等の経費については、協定書に基づき、負担割合に基づいた負担金を支出する。令和7年度に水道局が新料金システムを導入し、令和8年度以降はそのイニシャルコストを5年分割で支払うもの。	R5以前 ～R13以降	1,191	下水道課
住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	36	下水道課
処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R5以前 ～R13以降	352,593	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R5以前 ～R13以降	24,468	下水道課
下水道管理デジタル化推進事業		DX・GX	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。また、地下埋設物協議のWeb受付システムの導入により、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5以前 ～R13以降	516	下水道課
下水道使用料改定事業			平成26年10月に使用料改定を行って以来、10年以上にわたって使用料改定を行っていない。昨今の急激な物価や人件費の高騰及び維持管理費の増加に伴い、使用料改定を行わなければ事業を維持できなくなる。平成31年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に意向したが、法的化をし初めての料金改定となり、また料金体系の見直しも必要となるため、使用料改定の委託を行う。	R8 ～R10	2,860	下水道課
農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	8,409	下水道課

(5)合併浄化槽の整備

浄化槽整備推進事業			公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	50,915	下水道課
-----------	--	--	--	----------------	--------	------

基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実

(1)道路網の整備

市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	R5以前 ～R8	10,000	土木課
----------------	--	--	---	-------------	--------	-----

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市道くし山線道路改良事業			市道くし山線は、JR小野田駅の北側に東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。平成25年時点では、県道小野田山陽線の4車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間の整備は完了している。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および、歩道の設置を行うことで利用者の交通安全環境の向上を図る。	R5以前 ～R11	30,000	土木課
市道舗装リフレッシュ事業			大型車の交通量が多い幹線市道は、舗装の傷みが激しく、轍やクラックが発生している。 劣化した舗装が起因となって発生する事故は、一般通行に支障を来し、人命に関わる重大事故に繋がる危険性があるため市道舗装に係る老朽化対策として切削オーバーレイ等による舗装のリフレッシュを石油貯蔵施設立地対策交付金及び、公共施設等適正管理推進事業債を活用して行う。	R5以前 ～R13以降	15,000	土木課
橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路法施行規則に基づき実施し、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の定期点検を完了している。また、令和3年度に道路メンテナンス補助制度要綱が改正されたため、令和4年度に補助要件を満たした長寿命化修繕計画を策定し、令和5年度に2巡目の点検を完了している。令和6年度から3巡目の定期点検を実施している。	R5以前 ～R13以降	14,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のイニシャルコストやランニングコストの軽減を図る。	R5以前 ～R13以降	36,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。	R5以前 ～R13以降	13,243	土木課
道路台帳整備事業(臨時)			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	R5以前 ～R13以降	9,900	土木課
道路環境整備事業			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R5以前 ～R13以降	16,992	土木課
道路橋りょう維持補修事業(工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R5以前 ～R13以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業(工事費・臨時)			道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を行う。 経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R5以前 ～R13以降	4,000	土木課
道路橋りょう維持補修事業(修繕料・臨時)			市道の道路維持は、市民の安心安全な生活に必要な不可欠な用務であるが、近年の異常気象により緊急を必要とする補修や用務が多くある。これにより、耐用年数の過ぎた機材の更新と新に必要とする工具を購入する。これにより、機材や工具を使用することで緊急作業時間を短縮することが可能となり、市道の交通開放を早めることで安心安全な通行に寄与する。	R8 ～R8	400	土木課
市道共和台1号線道路整備事業			市道共和台1号線は、大型団地内の幹線道路であり過去から一部の区間で道路施設に沈下やひび割れなどの変状が発生している。そのため舗装補修や側溝改修など通常の維持管理については適宜実施してきたが、現在も道路が沈下するなど変状が治まらない傾向にある。また、今後その変状が拡大し市民生活支障を来す恐れがあることから本格対策に着手する。	R7 ～R9	50,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小規模土木事業			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R5以前 ～R13以降	28,500	土木課
都市計画道路整備県事業負担金			県が実施する都市計画道路新開作二軒屋線街路整備事業(小野田レミコン前交差点～公園通り交差点)に対して負担金を支出する。	R5以前 ～R8	27,200	都市計画課
(2)持続可能な地域公共交通網の形成						
JR小野田線利用促進事業			JR小野田線の利用促進を図るため、沿線市、県、JR西日本、その他関係団体と協働して利用促進協議会を設置し、利用助成事業や普及啓発、近隣他路線との連携事業等を行う。 【令和8年度】 《JR小野田線》 沿線地域における公共交通利用ガイドの作成や、主な利用者である高校・大学等に対する重点的な広報など、公共交通利用者の拡大を図る。	R5以前 ～R13以降	200	商工労働課
厚狭駅柵外トイレ維持管理事業			JR厚狭駅のバリアフリー化整備事業に伴い在来線柵外に整備した多機能トイレについて、清掃等の維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	2,691	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	R5以前 ～R13以降	137,038	商工労働課
地域公共交通計画推進事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく本市の持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。具体的には、JRローカル線の利用促進、バス路線の再編、デマンド型交通(厚狭北部・高泊)の運営・運行方法などについて協議を行う。	R5以前 ～R13以降	282	商工労働課
地方バス路線維持対策事業(臨時)			現在運行しているコミュニティバス路線(ねたろう号、いとね号、高泊高畑線、厚狭北部便)の維持、利用促進を図るため、車両等の更新を行う。コミュニティ路線の計画主体は市であるため、実施にあたっては、事業主体である船木鉄道に補助金を交付(毎年のバス路線維持費補助金に包含)して行う。	R5以前 ～R13以降	8,833	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通運営事業			厚狭北部地域の38自治会の住民を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進に努めている。	R5以前 ～R13以降	9,700	商工労働課
JR小野田線活性化事業			JR小野田線の活性化を図ることを目的に、本市及び県、宇部市、西日本旅客鉄道株式会社、山口大学、山口東京理科大学で「JR小野田線活性化委員会」を組織し、小野田線をより利用し易くする仕組みづくりや、実証事業の実施などを通じて利用促進を図る。	R5以前 ～R13以降	3,330	商工労働課
高泊地区デマンド型交通運営事業		DX・GX	令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入した。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10～)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7～R9)。	R5以前 ～R13以降	6,255	商工労働課
バス・タクシー運転士確保対策事業			県央連携都市圏域の7市町で、バス・タクシーの車両や現役運転士と接する機会を設け、公共交通事業への理解を促進し、就業へ結びつけることを目的として、「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア」を開催する。	R5以前 ～R13以降	149	商工労働課
美祢線沿線地域公共交通推進事業			令和5年6月末の大雨により被災し、運休となっているJR美祢線について、復旧についての具体的な検討を行うため、沿線市、県、JR西日本、その他関係団体と協働して法定協議会である美祢線沿線地域公共交通協議会を設置し、地域公共交通計画等を策定する。	R7 ～R13以降	2,912	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)駐車場・駐輪場の整備						
厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年に新幹線厚狭駅の開業に伴い開設した厚狭駅南口駐車場について、適切な維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	7,130	都市計画課
厚狭駅南口駐車場施設改修事業			厚狭駅南口駐車場事業経営戦略の施設整備計画に基づき、令和8年度は通路への屋根(シェルター)設置に向けた設計・測量を行う。	R5以前 ～R13以降	12,200	都市計画課
駅前広場管理運営事業			JR小野田駅とJR厚狭駅の駅前広場について、草刈り、花壇の管理、施設の補修などを行い、適切な維持管理を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,208	都市計画課
(4)広域交通網の整備						
県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。	R5以前 ～R13以降	6,105	土木課
(5)港湾施設の整備						
小野田港港湾整備事業償還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する予定であり、港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	R5以前 ～R13以降	16,356	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするともに泊地・航路の浚渫を実施する。	R5以前 ～R13以降	61,350	土木課
基本施策20 適正な土地利用の推進						
(1)適正な土地利用の推進						
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	R5以前 ～R13以降	83	土木課
土地利用規制等対策事業			乱開発や無秩序な土地利用を防止するとともに、遊休土地の有効利用を推進し、適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、その後に遊休地の現況実地調査を行い、報告する。	R5以前 ～R13以降	83	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定および変更等の審議案件があった場合、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会を開催する。	R5以前 ～R13以降	112	都市計画課
地理情報システム管理事業(臨時)			平成30年度に更新した地理情報システム(統合型GIS)及び令和3年度に構築した情報公開システム(公開型GIS)について、システム保守を行う。	R5以前 ～R13以降	4,443	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。また、防災分野での活用として災害被害状況の撮影を行う。	R5以前 ～R13以降	163	都市計画課
地理情報システム管理事業(経常)			平成30年度に更新した地理情報システム(統合型GIS)及び令和3年度に構築した情報公開システム(公開型GIS)に対し、データセンターへのシステム利用料の支払いを行う。	R7 ～R13以降	2,797	都市計画課
建築指導事業			建築物を建築しようとする場合、工事着手前に、その計画が建築基準法令及び関係規定に適合しているか審査事務を行う。また、当該工事中及び完了した建築物等について現場の検査業務を行う。	R5以前 ～R13以降	969	都市計画課
厚狭駅南部地区土地区画整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業の事業費を捻出するため、保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却した。公社が保留地取得のために金融機関から借り入れた資金については毎年借り換えを行っており、当該利子分に対して補填を行う。	R5以前 ～R13以降	3,606	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分割合併、建物の増減)や街区表示板の調査・点検など適切な維持管理を実施する。また、住居表示に係る各種届出や証明書等に関する事務を行う。	R5以前 ～R13以降	575	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策21 多様な働く場の確保						
(1)就業対策の充実						
雇用創出推進事業			有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と情報共有を行う。また、企業訪問等の際に雇用に関する情報交換等を行い、必要に応じて就職フェアや面接会等を紹介することで地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	商工労働課
高齢者就業機会確保事業			高齢者が増加する中、働く意欲を持つ高齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	R5以前 ～R13以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年4月6日から設置している地域職業相談室の管理を行う。令和6年度よりAスクエアへ移転し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等就職支援を行っている。	R5以前 ～R13以降	5,518	商工労働課
就業対策促進事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元の特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。	R5以前 ～R13以降	30	商工労働課
雇用開発支援事業(サポート事業)			平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。	R5以前 ～R13以降	3,300	商工労働課
(2)職業能力の開発向上						
雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	R5以前 ～R13以降	8,944	商工労働課
(3)勤労者福祉の推進						
労働会館管理運営事業			勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。昭和56年3月建設	R5以前 ～R13以降	8,200	商工労働課
勤労福祉推進事業			中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の普及・拡大を促進するとともに、勤労者団体の支援等を行い、勤労者の福祉の推進を図る。	R5以前 ～R13以降	4,475	商工労働課
基本施策22 企業立地の推進						
(1)企業誘致の推進						
企業誘致推進事業	地域経済		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会(協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供。)との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R5以前 ～R13以降	10,823	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業	地域経済		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R5以前 ～R13以降	330,612	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。 新山野井団地のかんがい施設については、平成6年に新山野井団地を造成する際に、旧山陽町は七日町自治会と新山野井団地内調整池を農業用水として利用するための協定を締結した。このため、調整池にポンプを設置し毎年5月～10月にポンプを動かして農業用水を供給している。しかしながら、施設も老朽化が進んでおり、ポンプが作動しないなどの不具合等も発生している。このため、施設の維持管理のため、必要な修繕等を行っていく。また、調整池の土砂も堆積しているため、管理道の草刈りを年次的に行い、土砂の撤去も行っていく。	R5以前 ～R13以降	3,207	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強い。そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。 ◆水道加圧装置の設置(団地内での上水使用量が少量であるため、既存配水施設が利用できず、水圧が低い状況である。そのため、水圧を確保するため、水道加圧装置設置を行う。) ◆水道加圧装置の点検及び修繕(古いもので設置から10年経過しているため、定期的な点検及び修繕を行う。) ◆防火水槽の設置(団地内水道管の圧力が低い。既存消火栓の出力に影響し、消防水利が確保できていないため、防火水槽を設置)	R5以前 ～R7	756	商工労働課
工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	R5以前 ～R13以降	0	水道局

(2)産学官連携の推進

産学官連携推進事業		理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部を設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	商工労働課
-----------	--	-----	--	----------------	------	-------

基本施策23 商工業の振興

(1)商業振興支援の充実

商店街等活性化事業			商店街等の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備やイベント開催に対して補助金の交付を行う。	R5以前 ～R13以降	5,090	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業	地域経済		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 【指定地区】小野田駅前商店街周辺、厚狭商店街周辺、旧セメント町商店街周辺、理科大周辺	R5以前 ～R13以降	2,000	商工労働課
商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R5以前 ～R13以降	10,107	商工労働課
創業支援事業	地域経済		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴奏支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R5以前 ～R13以降	7,200	商工労働課

(2)中小企業支援の充実

中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,646	商工労働課
商工業振興事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R5以前 ～R13以降	80	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業振興資金等融資事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。 融資制度の実施に関して、金融機関への預託金が必要である。	R5以前 ～R13以降	186,000	商工労働課
地域おこし協力隊による中小企業支援事業	地域づくり		市内の中小企業については、コロナウイルス感染症が終息した後も、物価や燃料費高騰等の影響を受け、その経営環境は厳しい状況が続いている。中小企業への支援については市と商工会議所で連携して対応しており、支援活動を強化するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、隊員を山陽商工会議所へ派遣する。	R8 ～R10	7,235	商工労働課
基本施策24 農林水産業の推進						
(1) 経営体の育成・確保及び経営基盤の強化						
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等を行う。	R5以前 ～R13以降	1,100	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金で、この協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行っている。	R5以前 ～R13以降	264	農林水産課
やまぐち農林振興公社支援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費である。当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中間管理機構として農地の集積等の業務も行う。	R5以前 ～R13以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金で、農業管理センターは、山陽地区に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R5以前 ～R13以降	496	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね70%とすることとしているため、集積目標は70%とする。	R5以前 ～R13以降	450	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R5以前 ～R13以降	4,168	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 なお、令和4年度に新規就農者育成総合対策(経営開始資金)が創設され、令和4年度から認定新規就農者として認定された者から適用される。	R5以前 ～R8	1,200	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、R3までは国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行う。R4以降は、4年間は国の雇用就農資金に単県事業を上乗せし、5年目分を延長して単県事業で支援する。	R5以前 ～R13以降	1,650	農林水産課
新規就農者支援事業	地域経済		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R5以前 ～R13以降	5,263	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R5以前 ～R13以降	1,427	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会を通して、家畜法定伝染病及び伝染性疾病的発生予防とまん延防止を推進するとともに、家畜の改良増殖、受胎率の向上を図る。また、環境保全対策や担い手支援対策、耕作放棄地の保全対策として山口型放牧を推進する。	R5以前 ～R13以降	43	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R5以前 ～R13以降	112	農林水産課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施する。	R5以前 ～R13以降	4,660	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。また森林環境整備基金からの繰入金で財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R5以前 ～R13以降	14,018	農林水産課
森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R5以前 ～R13以降	14,018	農林水産課
再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会運営事業			本市で稼働している再生可能エネルギー発電所は、地域の未利用材由来の木質チップを燃料に発電しており、これにより、林業の活性化や森林整備の推進等、林業の健全な発展が図られている。事業の持続性・安定性の向上を図るため、協議会において基本計画を作成するとともに、本発電所が作成する設備整備計画を審査・認定し、認定後のフォローアップとして、計画の進捗状況の確認等を行っていく。	R7 ～R13以降	10	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会に負担金を支払う。	R5以前 ～R13以降	38	農林水産課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祢農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進し、センターに負担金を支払う。	R5以前 ～R13以降	60	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施する。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R5以前 ～R13以降	72	農林水産課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R5以前 ～R13以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施する種苗を放流する事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R5以前 ～R13以降	1,200	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R5以前 ～R13以降	220	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R5以前 ～R13以降	12,578	農業委員会 事務局
農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に、積極的に取り組む。	R5以前 ～R13以降	5,729	農業委員会 事務局
地域計画推進事業			令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、市長部局(農林水産課)は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和5・6年度で策定こととなった。これを支援するため、農業委員会ではタブレットを活用して農業者の意向把握等を行い、目標地図の素案を作成した。令和7年度以降は「地域計画」及びその目標地図の変更を行うことから、引き続き地域での話し合いを進める。	R7 ～R13以降	ゼロ予算	農業委員会 事務局
漁業近代化資金利子補給事業			漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。	R5以前 ～R13以降	13	農林水産課

(2)生産基盤の整備

県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。	R5以前 ～R8	2,223	農林水産課
県営農業競争力強化基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。(整備予定面積:約26ha)	R5以前 ～R13以降	18,552	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象になる。	R5以前 ～R13以降	27,483	農林水産課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。	R5以前 ～R13以降	8,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R5以前 ～R13以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となって、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R5以前 ～R13以降	744	農林水産課
石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川 応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造され、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定されるため、改修工事を実施する。	R5以前 ～R13以降	720	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
危険ため池改修事業	安全・安心		市内には、危険ため池に指定されたため池が7箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、改修を行う。	R5以前 ～R13以降	3,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業	安全・安心		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されてないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態にため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R5以前 ～R13以降	11,000	農林水産課
農業用ため池管理事業			農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、ため池の維持管理が義務化された。防災重点ため池等のうち、管理者不明箇所及び市所有箇所について、維持管理が必要になる。ため池の草刈り等を行うことにより、早期に危険な状態が確認できるため、年次的に維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	245	農林水産課
単市土地改良整備事業 (追加)			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R5以前 ～R13以降	400	農林水産課
積算システム保守事業			土地改良事業、災害復旧事業の工事発注の際に、山口県土地改良設計積算システムを使用し積算を行っている。山口県土地改良事業団体連合会と委託契約し保守管理業務を行っている。	R5以前 ～R13以降	415	農林水産課
地方卸売市場管理事業			令和4年度より民間会社にて市場施設を貸し付け、民間会社による市場運営を行っていることより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R5以前 ～R13以降	1,168	農林水産課
公用車更新事業			農林水産課でリース契約し管理している公用車2台が故障等の不具合により更新ができなくなった。R7年度に安全性を踏まえて、車両の新規更新リースでの契約を行う。	R5以前 ～R13以降	653	農林水産課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R5以前 ～R13以降	1,374	農林水産課
森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R5以前 ～R13以降	526	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県小野田地区猟友会、山口県山陽地区猟友会に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。	R5以前 ～R13以降	1,117	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。	R5以前 ～R13以降	2,312	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業である。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R5以前 ～R13以降	1,000	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時の追払備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。	R5以前 ～R13以降	128	農林水産課
危険鳥獣対策事業			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が令和7年9月に施行され、クマ等の銃猟に関する制度の見直しが行われた。これにより、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、市町村長の判断により地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能となったため、緊急銃猟を実施する上で必要な体制を構築する。	R8 ～R13以降	30	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	1,198	農林水産課
機構集積支援事業			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R5以前 ～R13以降	455	農業委員会 事務局
(3)需要に応える生産力の強化						
地産地消推進補助事業			旬菜感星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織であり、JA、県、市場、企業とともに推進する。	R5以前 ～R13以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベントであり、安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進する。	R5以前 ～R13以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R5以前 ～R13以降	18	農林水産課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R5以前 ～R13以降	50	農林水産課
魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R5以前 ～R13以降	23	農林水産課
圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R5以前 ～R13以降	50	農林水産課
基本施策25 観光・交流の振興						
(1)観光・交流資源の整備・充実						
観光資源整備事業			市内最高峰(標高324m)の松嶺山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R5以前 ～R13以降	408	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きらら交流館再整備事業	魅力の発信		きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅そらうみ』として、リニューアル工事を行う。 リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募し、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。令和5年度から令和6年度にかけて基本設計及び実施設計を実施し、令和7年度から令和9年度にかけて改修工事、外構工事を行い、令和9年9月のリニューアルオープンを目指す。	R5以前 ～R13以降	636,550	シティセールス課
きらら交流館運営事業		スマエジ	改修工事のため休館中のきらら交流館の維持管理を行う。観光交流拠点施設として、令和7年度から改修工事に入るため、令和7年4月に社会教育課からシティセールス課へ所管替えを行い、以後シティセールス課が維持管理を行う。	R7 ～R13以降	242	シティセールス課
産業観光振興事業			宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。 令和7年度からは、令和8年度のデスティネーションキャンペーンに向けて、当協議会と下関市が連携し、新たに特別版コースを造成している。	R5以前 ～R13以降	600	シティセールス課
山口県央連携都市圏域事業			山口県央連携都市圏域において、第2期ビジョンとして、圏域住民が誇りを持てる地域づくりと、おもてなしあふれる観光地づくりを一体的に行う「観光地域づくり」を推進する。また、7市町に居住する子供が利用する施設の料金を減免することによる圏域周遊促進事業を実施し、圏域内の周遊促進を図る。	R5以前 ～R8	1,680	シティセールス課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図るとともに、新たな名産品の発掘や認定に取り組んでいく。 令和8年度は、物産フェアなどのPRイベントに積極的に参加し、本市の名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。	R5以前 ～R13以降	121	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	R5以前 ～R13以降	200	土木課
きららビーチ焼野管理事業 (臨時)			焼野海岸排水処理場は、焼野海岸(きららビーチ焼野)の水質保全のために周辺自治会の排水を集めて処理する施設である。 処理場の適正な管理のため、環境調査センターに水質調査(検査)を依頼しているが、令和7年度から水質調査を民間へ委託することで、適正な水質保全管理を実施する。	R7 ～R13以降	95	土木課

(2)情報発信・誘客体制の強化・充実

国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業と連携することにより、国内外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。	R5以前 ～R13以降	200	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。 令和8年度は、山口デスティネーションキャンペーン等の絶好の機会を捉えて、戦略的なプロモーションや受入環境の整備を一層強化し、国内観光客やインバウンド需要の獲得につなげていく。	R5以前 ～R13以降	850	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等287会員)と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。 山口県内で生産される物産の紹介、宣伝、斡旋等により本県物産の需要拡大を図るとともに品質の向上と新製品の開発を推進し、県産業の振興に寄与することを目的として各種事業を展開していく。	R5以前 ～R13以降	12	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
第二次山陽小野田観光振興プラン策定事業			観光分野に関する個別計画「山陽小野田市観光振興プラン」を上位計画である第二次総合計画の後期計画との整合を図り、新たに「第二次山陽小野田市観光振興プラン」として策定する。	R5以前 ～R8	90	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業 (デスティネーション)			自治体が全国の JR グループ6社と連携し、重点的かつ集中的に、観光宣伝や旅行商品の造成・販売の促進を行う。国内最大級の大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」の令和8年度秋の開催地として「山口県」が選出されたことから、当該キャンペーンを通じた、観光客の誘客促進及び地産品の認知度向上を図る。 また、デスティネーションキャンペーンを契機とした観光素材のブラッシュアップ、宣伝、誘客の取組による持続的な観光誘客に向けた基盤整備を実施する。	R7 ～R9	889	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。当観光協会公式ホームページの充実を図るとともに、インスタグラム等のSNSを活用した効果的な情報発信に努め、市内への誘客促進を図っていく。また、ラジオや情報紙等での会員PRを行い、会員意義を見出していく、今後の組織強化に繋げていく。	R5以前 ～R13以降	2,332	シティセールス課
観光誘客宣伝事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、インスタグラム等)を活用した観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することで本市の観光資源の認知度向上及び観光誘客を図る。	R5以前 ～R13以降	300	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		スマエジ	山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。	R5以前 ～R13以降	50	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策26 学校教育の推進						
(1) 心に寄り添う学校づくりの推進						
いじめ防止対策推進事業			平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、教育委員会において「いじめ防止基本方針」が策定された。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校に「いじめ対策委員会」、教育委員会に「いじめ問題対策協議会」・「いじめ対策本部」、市長部局に再調査を行う機関として「いじめ調査検証委員会」を設置することとなっており、この基本方針に基づき、重大事案が発生した際に迅速に対応するため、「いじめ調査検証委員会」を附属機関として設置した。	R5以前 ～R13以降	100	総務課
スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業			小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整える。	R5以前 ～R13以降	1,362	学校教育課
いじめ防止対策推進事業			いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進める。	R5以前 ～R13以降	152	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業		スマエジ	臨床心理士や教員経験者等の専門的な知識・経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室(教育支援センター)及び学校を訪問し、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R5以前 ～R13以降	23,632	学校教育課
心の支援室リース車更新事業			心の支援室において使用するリース車両2台のリース契約の更新を行う。 なお、現在、小野田及び山陽のふれあい相談室に公用車を各1台配備しているが、小野田に配備している車両は平成16年式であり、老朽化が著しいため、令和8年度に車種を軽自動車に変更して更新する。	R5以前 ～R13以降	475	学校教育課
少年安全サポーター配置事業			現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を巡る小・中学生の支援業務に対応している。今後も、より困難な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整える。	R5以前 ～R13以降	4,565	学校教育課
(2) 教育環境の向上						
総合教育会議			市長と教育委員会が一致して教育行政にあたることができるよう、総合教育会議を開催する。教育大綱の策定のほか、教育の環境整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うことにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、共有する。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
私立幼稚園振興事業			私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。	R5以前 ～R13以降	648	教育総務課
埴生幼稚園施設管理事業			比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならではのサービスを希望する他の地区に在住する幼児も等しく同じ教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・修繕を行う。	R5以前 ～R13以降	2,579	教育総務課
通学援助事業			厚狭小学校は昭和50年3月に川上・森広分校が閉校され当時1年生から4年生までの児童が在籍し、埴生小学校では、昭和51年3月に福田分校が閉校され1年生と2年生の児童が在籍していた。閉校時に分校に関する協定書を締結し厚狭小学校は小学校4年生までの児童、埴生小学校は2年生までの児童を送迎することとし、バスの無料バスカードを発行している。令和2年度から、両校の対象地区の全学年を対象を拡大し、通学路の安全の確保を図るとともに、通学費の保護者負担を軽減する。	R5以前 ～R13以降	360	教育総務課
学校施設管理事業			小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるようにするため、小・中学校の施設を適切に管理する。	R5以前 ～R13以降	238,630	教育総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校施設小規模改修事業			学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修繕せずに改修する。	R5以前 ～R13以降	10,890	教育総務課
小学校遊具補修・更新事業			各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保する。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し、腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。	R5以前 ～R13以降	594	教育総務課
学校和式トイレ洋式化事業	子育て・ 学び		家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進める。	R5以前 ～R13以降	8,880	教育総務課
空調機器フロン排出抑制 法保守点検業務			平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行され、機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が一定規模以上の機器について、定期点検の実施が義務付けられた。高千帆小学校、本山小学校、厚陽小学校の3校に対象空調が各1台ずつ(計3台)あるため、専門家による3年に1回の定期点検を実施する。	R5以前 ～R13以降	132	教育総務課
学校施設跡地維持管理事業			平成24年度に旧厚陽中は厚陽小・中学校に令和2年度に旧埴生小学校は埴生小・中学校となり現在の場所に移転した。令和4年度からは旧津布田小学校が埴生小・中学校に統合されている。法面を含む学校敷地の管理は地元からの要望も強く、適切に管理を行う必要がある。	R5以前 ～R13以降	916	教育総務課
特別教室空調設備設置事業	子育て・ 学び		近年、夏季の気温が上昇傾向にあるため、小・中学校におけるエアコン未設置の特別教室にエアコンを設置することで、教育環境の改善を図る。 令和8年度は中学校を対象として実施設計を行う。	R8 ～R12	7,901	教育総務課
学校プール水質分析業務			小・中学校のプールについては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき文部科学大臣が定める学校環境衛生基準に照らし、水質の分析を行う必要がある。これまで、水質分析業務は、市が設置する環境調査センターにおいて実施してきたが、同センターの廃止に伴い、民間事業者これに委託することで、児童生徒及び職員の健康の保護を図る。	R7 ～R13以降	1,470	教育総務課
法面等維持管理事業			小・中学校敷地の草刈り等については学校教職員や保護者が行っているところだが、児童生徒数の減少に伴い教職員や保護者の数自体も減少している中、傾斜の急な法面の草刈りについて業者委託を行ったり、防草シートを施工することによって教職員や保護者の負担を軽減するだけでなく、ケガや事故を未然に防ぐ。	R7 ～R13以降	1,580	教育総務課
学校施設管理事業(臨時)			【下水道メーター】 下水道メーターを計測し、下水道使用料を支払っていることから、水道メーターと同様に法定更新が必要なため、該当学校のメーターを更新する。	R7 ～R13以降	1,017	教育総務課
埴生小学校スクールバス 運行事業			令和3年度末で津布田小学校は閉校し、旧津布田小学校区該当児童はスクールバスを利用して埴生小学校に通学している。スクールバスの運行における必要経費について計上する。	R5以前 ～R13以降	4,230	教育総務課
私立高等学校振興事業			私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。	R5以前 ～R13以降	1,800	教育総務課
学校給食実施事業		スマエジ	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	101,982	学校給食センター
学校給食費管理事業			令和3年度から学校給食費を公会計し、市が管理・徴収業務などを行う。	R5以前 ～R13以降	115,960	学校給食センター

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
幼稚園給食実施事業	子育て・ 学び	DX・GXス マエジ	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。 また、栄養管理ソフトの導入により、食物アレルギー管理における安全性の向上を図る。加えて、業務の効率化により創出された時間を食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に充当し、栄養価のみならず様々な面に配慮した献立作成を可能とする。	R5以前 ～R13以降	1,010	学校教育課
学校給食実施事業(人材派遣)		スマエジ	令和5年度から定年延長制度が始まったが、従来の60歳で退職を考えている調理員や60歳前に辞める早期退職者が多く、調理業務の人員確保が困難になっている。今までは退職者の補充をハローワーク等で募集していたが、現在の方法では人材の確保が困難になっているため、人材派遣会社も利用して給食調理員の確保に努め、安心安全なおいしい給食を安定提供する。	R7 ～R13以降	3,344	学校給食センター
学校給食実施事業(臨時分)			学校給食センターで調理した給食の食缶の配送及び使用した食器、食缶の回収については、センター稼働時(平成30年9月)から、民間業者と業務委託契約を締結して実施している。この契約期間が令和8年7月をもって満了となり、令和8年8月までに新たに委託業者を決定し、2学期からの給食の配送に支障がないように契約を締結する。	R8 ～R13以降	38,159	学校給食センター
学校給食実施事業(小学生負担軽減)	子育て・ 学び		小学校の学校給食費については、県の補助金等を活用し、保護者負担を0円とします。引き続き、安心・安全な学校給食の提供に努めます。	R8 ～R8	178,752	学校給食センター
学校給食実施事業(物価高騰分)	子育て・ 学び		保護者負担を抑制するため、中学校の学校給食費は据え置きとし、物価高騰分を支援します。引き続き、安心・安全な学校給食の提供に努めます。	R5以前 ～R8	31,237	学校給食センター
幼稚園医設置事業			学校保健安全法に基づき、埴生幼稚園に学校医と学校歯科医及び薬剤師を置き、園児及び就園予定者の健康管理を行う。	R5以前 ～R13以降	245	学校教育課
小学校教育振興事業(単独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R5以前 ～R13以降	15,153	学校教育課
中学校教育振興事業(単独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に通う生徒が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R5以前 ～R13以降	11,632	学校教育課
幼稚園教育振興事業			埴生幼稚園に通う園児が必要な教材等を購入し、教育の振興を図る。	R5以前 ～R13以降	3	学校教育課
学習法等の充実関連業務			子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、教育支援委員会を実施。また、個別最適な学び・協働的な学びについての様々な活動に取り組み学びの充実を図る。	R5以前 ～R13以降	1,407	学校教育課
教科書・指導書購入事業			教員用の教科書を、クラス数増加等に対応し購入する。	R5以前 ～R13以降	120	学校教育課
教育系ネットワーク保守管理事業			教育系ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムにより集中管理し、安定的な運用を図る。併せて、老朽化したネットワーク機器の修繕及び更新を行う。さらに、パソコンの集中管理に不可欠な資産管理サーバについて、適切な保守管理を行う。 学校に設置している教職員用及び児童生徒用パソコンに対し、ウイルス対策を実施し、ウイルス感染を防止する。	R5以前 ～R13以降	4,255	学校教育課
小・中学校教員用パソコン更新事業			小・中学校の教職員が使用するパソコンについては、平成30年度に導入した端末に搭載の基本ソフトウェア(Windows 10及びMicrosoft Office 2019)のサポートが令和7年10月14日をもって終了したことに伴い令和7年度に更新を完了しており、その安定的な運用を図るため、適切な維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	16,529	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
GIGAスクール推進事業	子育て・ 学び	DX・GX	児童生徒に1人1台整備したタブレット端末を活用し、効果的な授業の実施を可能とするため、ICT支援員を配置し、学校からの質問対応や機器故障等への支援体制を整備する。また、Wi-Fi環境が未整備である生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネット通信に係る費用を負担する。 1人1台端末の活用が日常化する一方、令和2年度に整備した端末は故障の増加やバッテリーの耐用年数到来が見込まれるため、補助要件である県の共同調達により、生徒用端末(予備機を含む)を更新する。調達台数は、年度末の納品を想定し、令和9年度の生徒見込数とする。併せて、令和2年度及び令和4年度に整備した有償ソフトウェアについて、ライセンス期間が満了するため更新する。	R5以前 ～R13以降	135,959	学校教育課
学校図書システム更新事業		DX・GX	学校図書システムは、老朽化に伴い令和4年度にクラウドへの移行を伴う機器の更新を完了した。併せて、公共図書館の図書システムとの統合も完了しており、学校に所蔵のない図書を相互貸借することが可能となるなど、学校図書館機能の充実・拡大を図り、本システムの安定的な運用を通じて児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R5以前 ～R13以降	5,251	学校教育課
授業目的公衆送信補償金制度実施事業			遠隔授業等において著作物をインターネット経由で利用する場合、令和3年度より、文化庁長官が指定する指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」に補償金を支払うことにより、教科書等の様々な資料を円滑に使用することが可能である。本制度の活用により、ICT(情報通信技術)を活用した著作物の教育利用が可能となる。	R5以前 ～R13以降	647	学校教育課
教育系サーバー更新事業			教育系システムサーバー群(ADサーバ、グループウェアサーバ、ファイルサーバ、ウイルス対策用サーバ、クライアント運用管理サーバ等)は、OSサポート期限が令和5年10月に到来したことに伴い、令和5年度にシステム更新を完了した。本更新において、サーバの仮想化・統合によるコストの縮減、並びに冗長化によるシステムの安定稼働を図り、その安定的な運用に努める。	R5以前 ～R10	24,621	学校教育課
統合型校務支援システム導入事業			令和6年度から運用を開始した統合型校務支援システムの活用により、情報の一元管理・再利用による校務の効率化を図る。また、校務及び校務以外のさまざまな情報を連携させ、児童生徒一人一人に紐づく情報を多面的に可視化することで教職員の気づきを促し、エビデンスに基づく個に応じた指導や、組織的な学級運営・学校経営を支援する。	R5以前 ～R13以降	5,632	学校教育課
教育DXの推進事業			教育分野において必要なDX(デジタルトランスフォーメーション)に関する取組を、企業及び大学等と連携して推進していく。デジタル技術とデータを活用して、指導・教育行政の改善・最適化を図り、『みんながワクワク学び続けることができる学習環境』を構築する。	R5以前 ～R7	ゼロ予算	学校教育課
生成AIを活用した新しい学び推進事業	子育て・ 学び	DX・GX	生成AIの活用が当たり前となる時代に、子どもたちには「生成AIを使いこなす力」と「人間ならではの感性」の両方を身につける必要がある。そのため、授業や家庭学習において、自ら問いを立てて探究を進め、思考を広げ、深めるツールとして生成AIを主体的に活用し、出力結果を吟味する経験を重ねることが求められる。こうした観点から、本市は県施策と連携し、学習用に特化した生成AIを全中学校に導入し、個人情報保護等に係るリスクを低減して、安全・安心な環境での活用を推進する。	R8 ～R9	1,947	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	子育て・ 学び		特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R5以前 ～R13以降	11,831	学校教育課
医療的ケア看護職員の配置事業			医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(医療的ケア児)が増加しており、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要とされている。 そのため、学校に医療的ケア看護職員を配置することで、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を行い、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図る。	R6 ～R13以降	ゼロ予算	学校教育課
教職員の資質向上関連経費			教員研修は、その資質を向上させる観点から大変重要なため、教員を全国の先進地に研修派遣する。	R5以前 ～R13以降	38,539	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
外国語教育推進事業	子育て・ 学び	理科大	ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施することにより英語教育の充実を図っている。学習指導要領の改訂を受け、平成30年度から、小学校5・6年生における「外国語」と、3・4年生における「外国語活動」の試行を開始した。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度にALTを3人から5人に増員し、併せて処遇改善を図った。 令和5年度からはALTの配置を5人から4人に変更するとともに、中学校1年生から3年生を対象に英会話学習アプリ「TerraTalk」を導入した。なお、令和8年度以降、学校が引き続き本アプリを利用する場合、ライセンス費用は校納金から支出することとする。さらに、山口東京理科大学との教育連携協定に基づき外国語教育推進事業を位置づけ、小・中学校に同大学の学生を補助指導員として派遣し、併せて大学教員の専門的知識を活用した教職員研修を実施することにより、英語教育の更なる充実を図る。	R5以前 ～R13以降	14,123	学校教育課
学校司書配置事業	子育て・ 学び		全ての小・中学校に学校司書を配置し、学校における読書活動の推進に努める。読書活動の充実により、児童生徒の読解力、語彙力、集中力等の向上が期待される。 また、学校図書館運営の改善・向上を図り、授業における利活用の促進や本に親しむ機会の充実、授業で有効活用できる書籍の選定及び教職員への提案等を通じて、読書活動の充実を図るとともに、学校図書館担当教職員等の資質向上を図る。	R5以前 ～R13以降	33,210	学校教育課
教員業務支援員配置事業			教員の働き方改革の取組として、教員業務支援員を配置し、学校の事務的業務を補助することにより、教員の長時間勤務の削減を図る。教員業務支援員により業務の効率化を促進することで、教員が本来の教育業務に専念し、子どもたちに対してより質の高い教育を提供することを目指す。	R5以前 ～R13以降	8,121	学校教育課
学校医、学校薬剤師配置事業			学校保健安全法に基づき、小・中学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置き、児童生徒の健康管理を行う。	R5以前 ～R13以降	14,128	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業		スマエジ	学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R5以前 ～R13以降	12,762	学校教育課
小・中学校体育振興事業		スマエジ	学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、水泳競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R5以前 ～R13以降	186	学校教育課
健康診断器材の滅菌消毒業務委託			学校における健康診断で使用する医療器材(鼻鏡・歯鏡)の消毒については、養護教諭が煮沸消毒機や鍋を用いて煮沸消毒をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、令和3年度から滅菌を行うため業者に委託を行ってきた。 煮沸消毒では、完全な滅菌はできないため、公益財団法人日本学校保健会の「児童生徒等の健康診断マニュアル」によれば、「耳鼻科及び歯科で使用する器具の消毒については、オートクレーブ滅菌が望ましい。」とされている。 また、洗浄・梱包・滅菌処理を業者に一括して依頼することで、各学校に設備や機器を持つ必要が無く、業者で医療器材の保管・配送等の運用管理を行うため、養護教諭の作業時間の削減や2次感染リスクの軽減にもつながっている。	R5以前 ～R13以降	1,100	学校教育課
学校保健の充実関連業務			学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うことなど、学校における保健管理と保健教育の充実のための様々な施策推進を図る。	R5以前 ～R13以降	10,451	学校教育課
学校飲料水検査事業			学校保健安全法で、児童生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、学校環境衛生基準が定められており、その達成状況を調査するため、毎学年定期的に検査を行うこととされている。また、給食施設についても学校環境衛生基準に定める基準を満たす飲料水を使用することが、学校給食法に基づく、学校給食衛生管理基準によって定められていることから、市内小中学校、埴生幼稚園給食調理室及び給食センターの水道水について水質検査を実施する。	R7 ～R13以降	369	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
通学路安全対策推進事業			登・下校中の児童生徒が交通事故に会わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めている。	R5以前 ～R13以降	4	学校教育課
(3)指導内容・方法の工夫						
生活改善・学力向上プロジェクト事業	子育て・ 学び	スマエジ	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	子育て・ 学び	スマエジ	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R5以前 ～R13以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業		スマエジ	次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育むため、豊富な知識や経験、技能等を有する保護者や地域住民等から教育活動への協力を得て、教科書の上に依らない多様な教育活動を実施する。	R5以前 ～R13以降	412	学校教育課
小学校社会科副読本デジタル化事業		DX・GX	小学校3・4年生の社会科学習においては、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえ、本市の現状に即した内容とするため副読本を改訂する。この改訂に併せ、今後の学習者用デジタル教科書の導入を見据え、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル化を推進する。 また、一般市民等もWebで閲覧が可能となることから、本市の魅力を市内外に発信するシティセールスのツールとしても活用する。	R5以前 ～R13以降	548	学校教育課
キャリア教育推進事業	子育て・ 学び		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	子育て・ 学び	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R5以前 ～R13以降	417	学校教育課
青少年劇場・巡回芸術劇場公演事業			市内の小学校において児童が芸術文化に触れる機会の充実を図るため、山口県と市の共同主催で毎年2校を対象に、音楽、伝統芸能、演劇等の鑑賞会を実施する。	R5以前 ～R13以降	353	学校教育課
(4)学校間連携教育の推進						
山口東京理科大学連携事業		理科大	市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月に「薬学部」が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されるところである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となつて市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
幼保・小連携事業			市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催し、小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて講演等を行い、今後の取り組みについて協議を行う。	R5以前 ～R13以降	10	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小中一貫教育推進事業			「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴い、平成28年度から厚陽小・中学校で、令和2年度から埴生小・中学校で行っている小中一貫教育を更に推進するとともに、小中一貫教育の質を高めるために、研修会を実施する。 【令和5年度以降】 厚陽中学校と厚狭中学校の生徒の授業交流を実施。交流を通して、生徒同士が切磋琢磨する場を設け、自信や自己肯定感の育成に努める。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	学校教育課
小規模特認校制度導入事業			小人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで転入学を認める小規模特認校制度を導入する。 R7年度導入:山陽小野田市立厚陽小中学校	R6 ～R13以降	ゼロ予算	学校教育課
基本施策27 社会教育の推進 (1)社会教育活動の推進						
社会教育関連事業			学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの派遣社会教育主事の経費負担、通信料等、その他個別の事業を除く社会教育に係る活動及び経費を位置づけているもの。	R5以前 ～R13以降	4,540	社会教育課
社会教育委員会議開催事業			社会教育委員会を設置し、社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、調査・研究を行う。	R5以前 ～R13以降	247	社会教育課
地域交流センター社会教育推進事業		スマエジ	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管され、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていく。	R5以前 ～R13以降	4,217	社会教育課
二十歳のつどい開催事業			民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、従来通り二十歳を迎える人たちを対象とし、成人の日記念事業として「二十歳のつどい」を開催する。対象者を祝福するとともに、式典等を通して大人としての自覚を促す。式典、記念行事等は、保護者や地域の方の席を設置し、地域で参加者を祝う会とする。	R5以前 ～R13以降	713	社会教育課
花いっぱい運動事業			環境美化と花の生育を通して、地域の「輪づくり」を進めるため、花いっぱい運動に取り組む。 また、苗の無料配布により花壇づくりを奨励し、春・秋の花壇コンクールを開催して優秀な団体や個人を表彰することで参加者の意欲を高め、まちの景観美化につながることを期待している。	R5以前 ～R13以降	1,155	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業		スマエジ	社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R5以前 ～R13以降	1,022	社会教育課
青年の家管理運営事業			研修棟、体育館、運動広場、テニスコート、天文館等からなる施設であるが、老朽化により現在利用できる施設は体育館と運動広場、テニスコートのみであり、今後の系根公園の整備が進むまで適切に管理する。	R5以前 ～R13以降	7,706	社会教育課
青年の家管理運営事業 (臨時)			系根公園整備事業で再整備されるまで体育施設は引き続き利用していくため、受付等の管理業務を担う事務所が必要である。事務所がある研修棟は、キュービクルの老朽化により、継続使用が困難であり、また数年後解体も予定されていることから、事務所機能を体育館のミーティングルームへ移転し業務を継続する。 それに伴い消防設備の改修、体育館内の修繕、その他備品の整備を行う。	R6 ～R10	858	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
津布田会館管理運営事業			津布田地域における交流や集いの場の提供をしていくとともに、学びをより充実させ、地域課題の解決に向けた人材の発掘・育成を行う。 「地域づくり」に関与できる「人づくり」を推進するため、今後も、地域へ管理・運営を委託し、地域が自走できるよう支援を行う。	R5以前 ～R13以降	4,104	社会教育課
津布田会館管理運営事業 (臨時)			施設の適切な利用を行うため施設敷地の適正な管理を行う。 現在、施設敷地内の雑草は地域が定期的に草刈をしているが、樹木が大きく成長し、出入口付近の視界不良、電線への影響、緊急車両の入場妨げ等の影響が出ており、これらの問題を解消するため樹木伐採の委託を行う。	R8 ～R13以降	300	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	地域づくり	スマエジ	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R5以前 ～R13以降	311	社会教育課
マタニティ・ブックスタート 事業	子育て・ 学び	スマエジ	赤ちゃんが生まれる家庭に絵本をプレゼントし、誕生する前から読み聞かせを通して親子の絆を深め、子どもが楽しみながら本を読むきっかけを提供する。	R5以前 ～R13以降	678	中央・厚狭 図書館
子ども読書活動推進計画 推進事業		スマエジ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃなながくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R5以前 ～R13以降	113	中央・厚狭 図書館
子ども読書活動推進計画 推進事業(臨時分)		スマエジ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。 また、「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」は令和5年度から令和9年度までの5ヶ年の計画期間であるため次の計画期間の第五次計画の策定の準備をするめる。	R5以前 ～R13以降	24	中央・厚狭 図書館
読書会等読書普及事業		スマエジ	読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R5以前 ～R13以降	584	中央・厚狭 図書館
中央図書館管理事業			市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図る。 また、学校図書館と連携して閲覧・貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各地域交流センターや山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	R5以前 ～R13以降	21,955	中央・厚狭 図書館
厚狭図書館管理事業			市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧・貸出や、中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。	R5以前 ～R13以降	1,148	中央・厚狭 図書館
図書資料購入事業		スマエジ	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として図書資料の充実を図る。	R5以前 ～R13以降	18,117	中央・厚狭 図書館
図書館システム管理事業			図書館の資料は多種多様にわたることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に行い、利用者へのサービス向上を図るため、図書館情報システムを業者から借り受ける。 R4年3月に更新した図書館情報システムを活用する。	R5以前 ～R13以降	11,520	中央・厚狭 図書館
電子書籍購入事業		DX・GXス マエジ	来館しなくても、いつでも・どこでも・だれでも利用できる電子図書館で利用できる電子書籍を購入し、コンテンツの充実を図る。	R5以前 ～R13以降	500	中央・厚狭 図書館

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭図書館管理事業(臨時)			厚狭図書館の空調機器等フィルター機器の清掃について、安全・清潔に管理する必要があるため専門業者の委託により実施する。	R8 ～R13以降	98	中央・厚狭 図書館
(2) 青少年健全育成活動の推進						
青少年育成協議会運営事業			青少年育成協議会を設置し、青少年の健全育成に関する諸事業を実施する。 「夏休み親子木工教室」等の体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行う。	R5以前 ～R13以降	82	社会教育課
青少年問題協議会運営事業			青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の推進のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整等を行う。	R5以前 ～R13以降	184	社会教育課
青少年育成センター運営事業			青少年育成センターを設置し、青少年健全育成事業、相談、補導、環境浄化等を行う。 主に、補導員による夜間の街頭補導や、朝夕のあいさつ等の声かけを行う。	R5以前 ～R13以降	1,315	社会教育課
基本施策28 次世代の学校・地域創生の推進						
(1) 学校・家庭・地域の連携の推進						
コミュニティ・スクール推進事業		スマエジ	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。 コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会及び地域教育協議会における助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R5以前 ～R13以降	3,669	学校教育課
地域学校協働活動推進事業		スマエジ	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R5以前 ～R13以降	5,017	社会教育課
放課後子ども体験教室事業	子育て・ 学び	スマエジ	社会教育課、小学校、地域交流センター等が連携して取り組む中で、地域の方の参画を得て、放課後の子どもの居場所をつくとともに、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組むことにより、地域社会の中で、子どもたちを見守り、育んでいく環境づくりを推進する。 体験活動の内容については、各教室に配置している校区コーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R8 ～R13以降	9,256	社会教育課
家庭教育支援事業		スマエジ	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R5以前 ～R13以降	905	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)		スマエジ	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R5以前 ～R13以降	254	社会教育課
基本施策29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実						
(1) 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実						
公立大学法人山口東京理科大学運営事業			地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の設立団体である山陽小野田市に執行機関の附属機関として山陽小野田市公立大学法人評価委員会を設置し、同法人の業務の実績に関する評価等の事務を処理させる。評価委員会の組織及び委員その他評価委員会に関し必要な事項は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例で定める。	R1以前 ～R7以降	141	企画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
公立大学法人山口東京理科大学授業料等減免補助事業			大学等における修学の支援に関する法律(以下「修学支援法」という。)第4条第1項に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が実施する授業料等の減免については、同法第8条第3号の規定により、公立大学法人の設立団体である市が当該減免に要する費用を支弁する。	R2 ～R9以降	344,134	企画課
公立大学法人山口東京理科大学運営費交付金事業			地方独立行政法人法第42条に基づき、山陽小野田市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるために、運営費交付金を交付する。	R1以前 ～R9以降	2,241,050	企画課
公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事業			公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の健全な運営等を支援するため、山陽小野田市立公立大学法人運営基金条例に基づき基金を設置し、計画的に積み立てを行う。	R1以前 ～R9以降	339,792	企画課
公立大学法人山口東京理科大学施設整備事業			平成28年4月に公立化した山陽小野田市立山口東京理科大学において、教育研究活動に必要な校舎や研究機器等の施設・設備の整備充実を図る。 令和8年度は、大学が整備する研究室棟(11号館)の財源として、施設整備費補助金を交付する。	R1以前 ～R6	1,129,002	企画課

基本施策30 芸術文化によるまちづくりの推進

(1) 芸術文化を育む環境づくり

市民館管理運営事業(文化ホール棟)		スマエジ	発表会や式典、総会などを開催できる市民館の文化ホール、会議室等を管理し、市民等の利用に供する。	R5以前 ～R13以降	18,989	文化スポーツ推進課
市民館維持整備事業(市民館整備事業)			令和8年度は、老朽化した文化ホール舞台照明操作卓の明度制御部品(27本)の交換、製造メーカーの方針により、令和8年5月末でトナーの提供が終了し、じきに使用できなくなる市民館・小野田地域交流センター・歴史民俗資料館3施設共用の複合機1台(平成29年度購入)の更新(リースに変更)を行う。 令和9年度以降は、文化ホール棟屋上防水工事、文化ホールステージ西側外壁改修工事、文化ホール舞台照明設備部品(直流安定化電源等)の定期交換、著しく老朽化した駐車場水銀灯1基の撤去、継続使用可能な駐車場水銀灯のLED化、老朽化した文化ホール棟自動火災報知設備の更新、体育ホール棟屋根防水工事、非常照明用蓄電池の更新、蛍光灯の製造終了に伴う会議室等の蛍光灯のLED化、メインスピーカーの故障など老朽化が著しい文化ホール舞台音響設備(平成12年度更新)の更新、文化ホール舞台照明設備ボーダーライト(ステージ上に横一列に並んだ白熱電球のライト群)のLED化、文化ホール舞台吊物設備ワイヤーロープの交換を行う。	R5以前 ～R13以降	646	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)		スマエジ	文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R5以前 ～R13以降	46,214	文化スポーツ推進課
文化会館内設備更新事業			来館者が安全・快適に施設を利用できるように、館内設備の修繕や更新を行う。 中国電気保安協会点検において、老朽化による電気設備機器改修・更新の指摘を受けた箇所について、機器更新を行う。また、授乳室換気扇修繕、館内照明のLED更新等、必要な修繕を年次的に行う。	R5以前 ～R13以降	5,110	文化スポーツ推進課
文化会館改修事業	文化・スポーツ		館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。第5期工事は、楽屋、研修室、電気室の屋上防水工事を実施する。	R5以前 ～R13以降	31,926	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会		スマエジ	市民が生のおchestra演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R5以前 ～R13以降	565	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業		スマエジ	本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R5以前 ～R13以降	41,535	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きららガラス未来館維持整備事業(溶解炉)			本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において、ガラスアート作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の定期的な小規模修繕を行うことで、設備の適正な維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	3,190	文化スポーツ推進課
(2)芸術文化活動の推進						
(主催)ピアノマラソン大会		スマエジ	ピアノマラソン大会は、不二輸送機ホールが開館当初から保有する、世界最高峰のピアノとして多くのピアニストから愛されているスタインウェイピアノを、広く市内外の人に弾いてもらう機会を提供するとともに、ピアノ演奏の素晴らしさを体感・共感することを目的に、3日間にかけて開催する事業で、1人1曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。	R5以前 ～R13以降	891	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭		スマエジ	第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R5以前 ～R13以降	381	文化スポーツ推進課
市民文化祭		スマエジ	市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌)	R5以前 ～R13以降	349	文化スポーツ推進課
児童生徒書道展			書道の理解と普及を図るとともに市民文化の向上に寄与するため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生から作品を募集し、出展作品を市内商業施設(おのだサンパーク2階大催事場)に展示する。	R5以前 ～R13以降	158	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業		スマエジ	活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R5以前 ～R13以降	27	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業		スマエジ	文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R5以前 ～R13以降	1,100	文化スポーツ推進課
龍王伝説保存会の育成・支援、補助事業			山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行い、活動を支援する。(平成17年に保存会結成)	R5以前 ～R13以降	180	文化スポーツ推進課
市内学校関係の育成・支援、補助事業			市内小・中学校及び高等学校の文化芸術活動を支援するため、全国大会等へ出場する者へ補助金を交付するなど、支援を行う。	R5以前 ～R13以降	305	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	文化・スポーツ	スマエジ	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」を開催する。 ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門的コンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R5以前 ～R13以降	11,980	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ガラスアート作品貸出し支援事業	文化・スポーツ		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、市が所蔵している竹内傳治氏のガラスアート作品及び現代ガラス展受賞作品を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 ガラス作品に付与する動産保険料と、突発的に事業者から作品を回収する必要がある場合や、市の施設に展示する場合の運搬費用を計上する。	R5以前 ～R13以降	612	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業	文化・スポーツ		ガラス文化の発展を目的として、市内で活動するガラス造形作家とともに立ち上げたガラスアートブランド「CLASS GLASS」の浸透を図るとともに、「ガラスアートのまち山陽小野田」の魅力を全国に発信し、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進している。	R5以前 ～R13以降	570	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	文化・スポーツ	スマエジ	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R5以前 ～R13以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	文化・スポーツ	スマエジ	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として好評を得た事業であり、令和8年度についても開催する。	R6 ～R13以降	465	文化スポーツ推進課
三井住友海上文化財団「地域住民のためのコンサート」開催事業		スマエジ	地域における文化の振興を支援するため、都道府県、市町村および公益財団法人三井住友海上文化財団(以下「財団」)の三者共同主催により、各地の公立文化ホール等を会場として、市民へ廉価で質の高いクラシックコンサートを提供する事業である。また、演奏家の出演料、宿泊費等を財団が助成することにより、少ない経費負担でコンサートを開催することができる。 一人でも多くの方にコンサートへ足を運んでもらい、生の演奏に触れ、音楽を好きになってもらうことにより、芸術文化によるまちづくりを推進する。	R8 ～R13以降	495	文化スポーツ推進課
(3)文化財の保護・活用						
文化財の保存・活用			指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託や補助を行う。	R5以前 ～R13以降	1,774	社会教育課
「ふるさと文化遺産」登録・活用			評価が厳選される指定文化財以外にも、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産は多く、そのような財産を「ふるさと文化遺産」として登録し、一定の価値づけを行い、市民のアイデンティティ確立とあわせ、ふるさと学習での活用を図る。 地域交流センターや小中学校で講演会や出前講座を開催し、多くの市民へふるさと文化遺産の周知を図る。 今後もふるさと文化遺産の登録に向け、調査研究を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算事業	社会教育課
文化財の保存・活用(臨時)			指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託や補助を行う。 現在、市指定無形民俗文化財古式行事の保存のための事業に交付している補助金について、平成18年度から一割減額して交付しているが、昨今の物価高騰に伴い保存の継続が困難な状況であるため、古式行事保存会からの要望を受け、令和8年度から減額分を追加して補助金を交付するもの。	R8 ～R13以降	50	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
「旧小野田セメント製造株式会社堅窯」保存活用事業			明治16年の会社創業時に建造された旧小野田セメント製造株式会社堅窯は、平成12年～15年度、平成28年度～30年度と定期的に補修工事を行っている。前回の補修時に塗布した撥水剤の効力も無くなり、また窯内側からの水漏れも確認され、煉瓦の表面が崩れるなどの劣化が進んでいる状態である。所有者が、劣化の原因である水漏れの調査及び補修、撥水剤の塗布等の補修工事を行うにあたり、市文化財補助金交付要綱に基づき事業費の一部を補助する。補修及び撥水剤塗布を計画的に行っており、令和7年度は堅窯の屋根上部の水漏れ調査及び補修、撥水剤塗布を行った。令和8年度は屋根下部焼成部の縦バンドの補修及び塗装を行う。	R7 ～R9	112	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業			施設(昭和57年開館)を適切に維持管理する。市民や利用者が本市の歴史や文化財について学習できる環境を整える。企画展が開催されていない期間には、常設展示を充実させ、利用者の学習意欲に応える。また、見学やイベント、出前講座などを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。収蔵資料を適切に保存・管理し、後世へ継承する。	R5以前 ～R13以降	4,190	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業(企画展)			市民や利用者が、地域の歴史や文化財について理解を深めることができ、郷土愛の醸成に繋がる企画展や講演会・体験教室を開催する。	R5以前 ～R13以降	1,399	社会教育課
基本施策31 スポーツによるまちづくりの推進						
(1)スポーツに取り組む環境づくり						
市民館管理運営事業(体育ホール棟)		スマエジ	スポーツやイベントをすることができる市民館の体育ホール、休憩室等を管理し、市民等の利用に供する。	R5以前 ～R13以降	6,833	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業		スマエジ	体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R5以前 ～R13以降	57,960	文化スポーツ推進課
市民体育館整備事業	文化・スポーツ		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和7年度から、アリーナ内特定天井の解消、アリーナへの空調設備の新設、館内トイレの洋式化、シャワー室の改修を実施する。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。 なお、工事により令和7年度冬から令和8年度末までの間はアリーナの利用を休止する。	R6 ～R8	498,167	文化スポーツ推進課
(2)スポーツ活動の推進						
レノファ山口とのパートナーシップ事業	文化・スポーツ	スマエジ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R5以前 ～R13以降	600	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	文化・スポーツ	スマエジ	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図るため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R5以前 ～R13以降	1,000	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	文化・スポーツ	スマエジ	令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和8年度新体制発足後の休日における学校部活動の地域展開に向けて取組を進める。体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、運営団体や実施主体について調整を図る。また、実証事業の成果を参考に中学校部活動の地域展開を行い、団体数の増加や指導者の確保を進めていく。	R5以前 ～R13以降	18,426	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業		スマエジ	市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業		スマエジ	市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、地域のスポーツの拠点として活動できるよう生涯スポーツを振興する。	R5以前 ～R13以降	383	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業		スマエジ	競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・卓球 前期・後期各10回、40名程度 ・レクリエーション 前期・後期各10回、40名程度 ・小学生水泳教室 7月～8月に全7回程度、250名程度	R5以前 ～R13以降	1,300	文化スポーツ推進課
スポーツによるまちづくり推進委員会			令和7年度に改定した山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画に基づき市スポーツ施策の検証、見直し等を行うに当たり、意見を聴取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会会議を開催する。	R5以前 ～R13以降	50	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業		スマエジ	児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 スポーツ推進委員定例会を毎月開催する。県主催の研修会等へ参加することで市内での活動につなげる。	R5以前 ～R13以降	1,487	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業		スマエジ	西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R5以前 ～R13以降	2,486	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業		スマエジ	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ボッチャの4競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。 また、ニュースポーツの体験ができるブースを出展することで、参加者が新たなスポーツに触れる機会をつくる。	R5以前 ～R13以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業		スマエジ	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R5以前 ～R13以降	420	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
サッカー交流公園運営業務	文化・スポーツ	スマエジ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務を民間事業者へ委託したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R5以前 ～R13以降	66,631	文化スポーツ推進課
スポーツ交流施設管理・運営業務			スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口FCの練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。	R5以前 ～R13以降	5,428	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策32 効率的で効果的な行政運営						
(1) 公共施設の最適化						
公共施設再編検討事業			公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的視点で真に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を進める。また、施設再編に伴い発生する跡地については、跡地活用検討委員会の方針決定を行うとともに、必要に応じてサウンディング調査を実施するなど民間ノウハウを活用しながら適切に検討を行う。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
LABVプロジェクト推進事業			平成31年度に国の補助事業を活用した可能性調査の結果を踏まえ、商工センター跡地、中央福祉センター跡地、高砂用地、山口銀行小野田支店跡地を対象としたLABV手法によるエリアマネジメントの取組で、令和4年度に設立された山陽小野田LABVプロジェクト合同会社が実施主体である。令和6年4月からは、公共施設もテナントとして入居するAスクエアが供用を開始し、今後は他の事業候補地における事業化検討を進めていく。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
官民連携推進事業			老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、民間の資金・技術・ノウハウ活用による行政サービスの質の向上と効率化が有効である。現状、公共施設の管理運営においては指定管理者制度を導入しているが、今後の施設整備や大規模改修に当たっては、適宜、官民連携手法の導入も検討すべきである。なお、民間活力の導入検討に当たっては、必要に応じてサウンディングを実施するなど民間のニーズ・意向等を収集するとともに、具体化する案件については、関係省庁との協議を重ね、交付金や有利な起債の活用を積極的に検討し、最適な事業手法を探る。	R3以前 ～R11以降	200	企画課
(2) 適正な組織体制の確立						
職員採用事務			地方公務員法第17条から21条に規定する市職員の採用に係る業務 計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、市民サービスの向上を図る。	R5以前 ～R13以降	1,658	人事課
人事異動事務			人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。 また、令和4年度から事務応援制度を開始し、部を越えて職員の事務応援を可能としたことで、業務の平準化を図る。	R5以前 ～R13以降	166	人事課
定員管理計画策定事業			令和7年3月に「山陽小野田市定員管理計画(令和7年度～令和11年度)」を策定し、適正な定員管理に取り組んでいる。 今後も、定年延長などの公務員制度改革の状況や、地方分権の進展に伴う権限移譲等の動向、民間活力の活用、公共施設の再編や組織改変に加え、早期退職者等の動向など、様々な要因を勘案しながら適正な市政運営が実施できるよう、毎年検証を行うとともに必要に応じて見直しを行っていく。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	人事課
人事給与システム構築・運用事業		DX・GX	令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化したことにより、国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和8年9月末が保守期限となるが保守期限以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守を行っていく。	R5以前 ～R13以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		DX・GX	令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。 引き続き、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用を行っていく。	R5以前 ～R13以降	11,352	人事課
テレワーク試行実施事業			新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時における市の業務を円滑に実施するための勤務形態として、また、職員のワークライフバランス(仕事と個人生活の調和)の確立に寄与する多様な働き方の選択肢として、テレワーク実施体制を整える。	R5以前 ～R8	ゼロ予算	人事課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
人事給与システム改修事業			令和8年4月から創設される「子ども・子育て支援金」の控除等の管理を適正に実施していくため、既存の人事給与システムを改修するもの。令和8年度は年末調整に係るシステム改修を予定している。	R5以前 ～R8	2,130	人事課
(3)職員の資質の向上						
職員研修事業			職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山口県ひとつくろ財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ派遣する。特に、若年層の職員を中心に、成長を実感しながら活躍することができるよう、自身のキャリア形成について考え、仕事や能力開発への意欲を向上させる機会となる研修を充実させていく。	R5以前 ～R13以降	4,257	人事課
人事評価制度事業			令和5年度から人事評価制度(能力評価・業績評価)を本格運用しており、結果を昇任昇格、分限の基礎資料とすることに加え、勤勉手当の成績率に反映させるなどの処遇への活用も行っている。 引き続き、人事評価制度を活用しながら職員個々のモチベーションの向上、組織の活性化及び業務の効率化を図っていく。	R5以前 ～R13以降	530	人事課
不当要求行為等防止対策研修事業			不当要求行為に対する、職員研修を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	生活安全課
職員資格取得助成事業			職員の積極的な自己成長を促すことで、市職員の資質の向上及び公務の円滑な執行による市民サービスの向上に資するため、予算の範囲内において資格取得助成金を交付する。 対象となるのは、業務効率や市民サービスが向上すると認められる資格の取得等	R5以前 ～R13以降	200	人事課
(4)デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化						
行政改革検証事業			行政改革プランに基づく行動計画の各項目について、行政改革推進審議会を開催し、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	R3以前 ～R11以降	86	企画課
権限移譲推進事業			県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体(市)が事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務について、事務の移譲を受ける。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
職員提案制度の推進			行政運営全般について、所掌事務にとらわれない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上及び業務の改善・効率化につなげる。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境づくりや業務改善意識が高まるよう改善していく。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業		DX・GX	RPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラー防止のほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R5以前 ～R13以降	1,371	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業		DX・GX	令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5以前 ～R13以降	319	市民課
ビジネスチャットツール導入事業		DX・GX	本市では職員間の連絡手段として、業務の効率化や省力化、災害時における迅速な情報伝達と議論・相談への対応、セキュリティ性の確保の面から、有償でのビジネスチャット「LOGOチャット」を導入した。継続して運用する。	R7 ～R13以降	2,772	デジタル推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
窓口業務改善事業		DX・GX	令和7年7月、職員によるワーキンググループを立ち上げ、窓口業務のBPR(窓口の手続きを見直して、無駄を省き、わかりやすく、早く、便利にする取組)を推進している。その第一歩として、死亡に伴う各種手続きを一括で受け付ける「おくやみコーナー」を新設し、ご遺族の負担軽減を図る。また、将来的には、窓口Saasの導入により、おくやみ時だけでなく、出生や転入時においても「書かない・待たない・回らない窓口」を実現し、対面とデジタルの最適融合で、窓口の利便性向上と業務効率化を目指す。	R8 ～R13以降	1,405	デジタル推進課
デジタル化推進事業		DX・GX理 科大	本市では「協創」によるまちづくりや「スマイルエイジング」を推進し、持続可能な地域社会の構築を目指している。これらの取組にデジタル技術を融合させることで、その可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手による「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりへの主体的な参加を促すとともに、まちづくりの質を向上させるため、健康やデジタル技術の知見を有する山口東京理科大学と連携しながらデジタル技術を活用する。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R5以前 ～R13以降	4,960	デジタル推進課
デジタルデバйд対策事業		DX・GX	デジタル化の推進に当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となることから、市民が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携して、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R5以前 ～R13以降	440	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		DX・GX理 科大スマ エジ	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案があった、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業について、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、令和5年度からの3年間で、実証を行いながら事業化に取り組んできた。引き続き、この健康づくり事業に取り組むとともに、数理情報科学科を擁する山口東京理科大学と連携して、データを大学とともに分析し、それを市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組んでいるが、他分野のデータの活用にも広がっていくことも想定しながら取り組む。	R5以前 ～R13以降	3,396	デジタル推進課
公共施設オンライン予約システム導入運用事業		DX・GX	本市では、小学校単位の地域交流センターや、全市対応のスポーツ施設が充実しており、多くの市民に利用されている。また、小中学校の体育館についても、市民の利用が可能である。しかしながら、現在は、各施設において、紙台帳で施設利用の管理がされており、市民は、事前に利用申請や利用料支払いを窓口で行う必要があることから、利用時とは別に窓口に出向く必要があるなど大きな負担となっている。また、各施設においても、利用に伴う様々な事務が発生し、本来の業務の妨げとなっている。公共施設を市民がより利用しやすくするとともに、公共施設のあり方検討に必要な施設の利用状況の正確な把握に向け、公共施設の予約手続きをオンライン上でできるようにすることで、市民サービスの向上と行政業務の効率化を図る。	R8 ～R13以降	11,254	デジタル推進課
学校施設開放事務デジタル化事業		DX・GX	現在、学校体育館等学校施設開放における予約受付・使用料収納事務については学校窓口で行っている。オンライン施設予約システムやオンライン決済を含むマルチペイメントサービスを導入することにより施設利用者の利便性向上を図る。	R8 ～R13以降	170	教育総務課
電子申請サービス更新事業			令和4年度から山口県を主体とする共同利用サービスに移行したことで、経費節減を図っている。	R5以前 ～R13以降	264	デジタル推進課
行政情報オープン化事業			統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を支援する。オープンデータは、二次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、県カタログサイトに公開する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	デジタル推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		DX・GX	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R5以前 ～R13以降	4,625	市民課
マイナンバーカード申請支 援事業		DX・GX	職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを行う。	R5以前 ～R13以降	991	市民課
ワンストップサービス事業 (有帆・本山郵便局特定の 証明発行サービス事業)			平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。	R5以前 ～R13以降	891	市民課
公園通出張所事務事業 (経常)			市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	R5以前 ～R13以降	2,396	市民課
厚陽出張所事務事業			公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。	R5以前 ～R13以降	565	市民課
証明書コンビニ交付事業		DX・GX	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R5以前 ～R13以降	9,859	市民課
証明書等自動交付事業		DX・GX	窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R5以前 ～R13以降	1,133	市民課
申請書作成支援事業		DX・GX	令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードを利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R5以前 ～R13以降	436	市民課
南支所運営事業			南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	R5以前 ～R13以降	698	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		DX・GX	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードの申請、交付、記載事項の変更、電子証明書の更新等の手続きを行っている。	R5以前 ～R13以降	710	南支所

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
埴生支所運営事業			埴生支所は市の西部に位置し、市の公金収納業務、その他申請・届出の受付など多岐にわたる業務を取扱っている。特に、埴生・津布田地区の方の身近な行政窓口として、市民の利便性の向上に寄与している。	R5以前 ～R13以降	1,111	埴生支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業			埴生支所に設置された統合端末等を運用し、マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新等の手続きを行うことで、市民の利便性の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	685	埴生支所
支所等運営事業			山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には本庁関係課と連絡調整を行う。	R5以前 ～R13以降	1,459	地域活性化 室
支所等運営事業(臨時)			山陽総合事務所のコピー機の契約期間が令和8年9月30日で終了するため、更新する。 令和8年9月30日で山口県収入証紙が廃止され、窓口でキャッシュレス決済端末を設置(県費負担)する。	R8 ～R8	465	地域活性化 室
旅券の発給に関する事務			旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の発給の申請受理、申請者の身分上の事実確認、一般旅券の交付、記載事項の変更、一般旅券の紛失及び焼失の届出受理、旅券の返納等である。	R5以前 ～R13以降	412	パスポートセ ンター
旅券の発給に関する事務 (臨時)			現在契約しているIC旅券確認用端末の保守契約期間が令和8年9月30日で終わるため、IC旅券確認用端末を更新する。	R8 ～R8	499	パスポートセ ンター
総合事務所窓口業務		DX・GX	主に山陽地区の行政ニーズに対応するため、各種の申請・届出等の受付や証明等発行、各種税(料)の収納などの業務を行う。 また、令和5年10月より、キャッシュレスに対応したセミセルフレジを設置しており、市民の利便性の向上とデジタルを活用した事務の効率化を図る。	R5以前 ～R13以降	1,117	市民窓口課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		DX・GX	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R5以前 ～R13以降	1,457	市民窓口課

(5) 広域連携の推進

広域圏連携事務事業(山口県央連携都市圏域推進協議会)			連携中枢都市(山口市・宇部市)と近隣5市町で構成する山口県央連携都市圏域(平成29年3月協定締結)は、定住人口の増加・維持を図り、地域全体の活性化につなげるため、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、圏域7市町による広域連携の下、様々な事業に取り組んでいる。この取組を推進するため、山口県央連携都市圏域推進協議会、同幹事会及びプロジェクトチームにおいて協議を行っている。	R3以前 ～R11以降	6	企画課
----------------------------	--	--	---	----------------	---	-----

基本施策33 効率的で効果的な行政運営

(1) 自主財源の確保

個人市県民税賦課事務			地方税法や市条例に則した適正な賦課を行うため、給与支払報告書・公的年金報告書・市県民税確定申告書等の賦課資料を精査する。内容については当初賦課後に全件チェックを行い、課税漏れがないか調査を行う。毎年、当初賦課は5月・6月。変更があったときは逐次更正を行う。	R5以前 ～R13以降	14,422	税務課
法人市民税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適正な賦課を行うため、事業年度終了後2か月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	R5以前 ～R13以降	384	税務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
軽自動車税賦課事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	R5以前 ～R13以降	2,898	税務課
市たばこ税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適正な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R5以前 ～R13以降	68	税務課
入湯税申告納付事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R5以前 ～R13以降	68	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(土地)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R5以前 ～R13以降	851	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(家屋)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R5以前 ～R13以降	674	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(償却資産)			償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末に価格を決定し、賦課する。	R5以前 ～R13以降	928	税務課
固定資産(土地)総合鑑定 評価業務			3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	R5以前 ～R13以降	9,900	税務課
GIS固定資産データ更新 事業			平成18年度に導入した地理情報システム(GIS)は、平成24年度以降毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、毎年の異動に応じて情報を更新する。これにより市内全域の土地・家屋情報の把握が迅速かつ容易になっている。なお、航空写真と重ねることにより、資産の位置関係の把握、立ち入りの難しい土地の推測、実際の使用状況に応じた区分けの目安、滅失建物の同一性確定等、非専門職である事務職員が少人数で事務を遂行するにあたり、適切で公正な賦課業務を遂行するにあたり不可欠な資料兼ツールである。また、窓口における市民の自己財産に関する問合せにおいて、市民の理解をスムーズに得ることができ、市民に対する課税説明の満足度においても貢献している。	R5以前 ～R13以降	3,404	税務課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘業務の外部委託を行うもの。	R5以前 ～R13以降	7,524	税務課
eLTAX更改事業		DX・GX	令和8年10月にeLTAX第5期更改が行われ、eLTAXを利用して納税通知書(軽自動車税・固定資産税)の電子化、国税からの問い合わせ資料や他団体への資料(市民税・軽自動車税・固定資産税)回送システムの改修など機能が強化される。それに伴い、基幹システムの改修を行う。	R7 ～R8	5,320	税務課
扶養情報連携対応事業		DX・GX	令和8年度から個人住民税の扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みが実装されることから、被扶養者の情報を自治体中間サーバーに副本登録をするための基幹システムの改修を行う。	R8 ～R8	2,198	税務課
納税通知書電子化事業		DX・GX	令和9年4月から法人宛の、令和10年4月から個人宛の軽自動車税及び固定資産税の納税通知書の電子化が開始される。それに伴い、通知の電子化が行えるように基幹システムの改修を行う。	R8 ～R8	2,933	税務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
多機能端末機からの所得 証明書発行対応事業			マイナンバーカードを用いて多機能端末機より所得課税証明書を発行しているが、令和8年度税制改正に伴い、所得課税証明書のレイアウトが変更となるため、多機能端末機発行の様式変更及び連携試験を行う。	R8 ～R8	923	税務課
収納管理業務			納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分(差押)の執行、正確な担保力の把握により、早期の滞納解消を目指す。	R5以前 ～R13以降	53,761	税務課
地方税共通納税システム 対応事業			納税者は複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができるシステムを適切に運用する。なお、やまぐち自治体クラウドの関係により、利用団体による協議を行うことも考えられることから、調整等が必要となる。	R5以前 ～R13以降	1,977	税務課
広告掲載推進事業			自主財源を確保するため、市有財産に民間企業等の広告を掲載する。現在、本庁舎の広告付き庁舎案内板のほか、市役所本館ロビー、厚狭地区複合施設ロビー、子育て総合支援センター(スマイルキッズ)に広告モニターを設置している。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
使用料・手数料の見直し事 務			公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を目的として、施設の維持管理経費等を踏まえた使用料となるよう単価等の見直しを行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
公用車広告掲載事業			公用車を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
市有財産売却事業			市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図るとともに必要な整備を行う。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、発生が想定される時点から活用方針の検討など対応に取組む。	R5以前 ～R13以降	800	財政課
ふるさと山陽小野田応援事 業			本市では、平成20年7月からサポート寄附金(ふるさと納税)をスタートし、平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品送付を開始した。現在は、自治体間競争が激しくなる中で、返礼品掲載サイト数を増やして寄附機会の増大を図るとともに、納付方法の簡素化・多様化を実施し、寄附者の利便性拡大に努めている。 5割ルール改正により、返礼品に対する寄附額の増額を余儀なくされたため、今まで以上に市及び市の返礼品の魅力を首都圏を中心にした寄附者にいかに認知して貰うかのPRが重要となる。	R5以前 ～R13以降	130,007	シティセールス課
ふるさと支援基金(サポー ト寄附)積立事業			寄附者の意思に応じた事業にサポート寄附金(ふるさと納税)を活用するため、山陽小野田市寄附条例に基づいて、寄附金をふるさと支援基金に積み立てる。 なお、令和6年度より、積立額は寄附額から必要経費を差し引いた額を積み立てることとする。	R5以前 ～R13以降	94,993	シティセールス課
協創によるまちづくり提案 事業			協創の考え方を共有した市民活動団体等から、地域課題解決などに資する公益的事業について提案を受け、優れた提案に対し、その実施経費をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援する。団体等と適切で良好なパートナーシップを築き、地域課題や社会課題の解決に向けた新たな取組を実施することで、協創によるまちづくりを推進していく。また、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの情勢を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりの担い手の育成をはかる。 また、事業の決定方法については、市職員で構成する審査会において提案された事業を審査し、支援する事業を決定する。	R5以前 ～R13以降	15,000	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)財政の安定的運営						
実施計画策定事業			平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
行政評価実施事業			個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。 また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
実施計画及び行政評価改良事業			第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
予算編成事務			実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	R5以前 ～R13以降	361	財政課
地方債償還事業			実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とならないよう努める。	R5以前 ～R13以降	3,599,703	財政課
基金積立事業			基金の推移としては、令和6年度末の財政調整基金残高は約46億円と一定の金額は確保しているが、原油高・物価高騰に伴う諸経費の増嵩など先行きが不透明な状況が続いており、今後においても、多額の一般財源が必要となることが予測される。 今後の基金の運用としては、各基金の目的に沿った運用を適切に行うとともに、改訂版財政計画において、財政調整基金の取り崩しに頼らない財政運営を行うことで、収支の均衡を図りながら、将来負担を踏まえた基金の積立を行うこととしており、それらを踏まえ積立を行っていく。	R5以前 ～R13以降	28,857	財政課
一時借入金利子償還事業			日々の資金繰りの中で歳計現金の不足を補うため一時借入を行っており、借入日数に応じて、その利息を支払う。	R5以前 ～R13以降	3,000	財政課
公金総合保険加入事務			市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	R5以前 ～R13以降	115	財政課
補助金交付の見直し事務			団体運営補助を中心に、その補助金の有用性・必要性を見極め、統一的な基準に基づく審査・検証を行い、補助金交付の適正化を図る。 (平成20年1月に統一的な基準を策定)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
市有財産評価事業			公共事業用地の取得や市有地の売却等を円滑に進めるため、市内の土地価格等の均衡を図り、適正な土地評価を行うため、市有財産評価審議会を開催し、価格を決定する。	R5以前 ～R13以降	44	土木課
教育に関する事務の点検・評価にかかる外部識者活用事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表している。本事業では、点検評価の客観性及び透明性を高めるため、同条の規定に基づき、学識経験者の意見を聴取し、その知見を活用する。	R5以前 ～R13以降	18	教育総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策34 市政への市民参画の推進						
(1) 市政情報の発信						
ホームページを活用したまちの魅力発信事業		スマエジ	ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R5以前 ～R13以降	1,632	シティセールス課
広報紙発行事業		スマエジ	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R5以前 ～R13以降	14,124	シティセールス課
市政情報発信事業		スマエジ	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R5以前 ～R13以降	327	シティセールス課
市政情報発信事業(コミュニティFM)			市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェーブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回55分週1回)を放送する。	R5以前 ～R13以降	4,665	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行う。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R5以前 ～R13以降	1,377	シティセールス課
ホームページ管理運営事業			ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R5以前 ～R13以降	106	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業(臨時)			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行っている。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R5以前 ～R13以降	126	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
LINE等のSNSを活用した まちの魅力発信事業		スマエジ	本市は公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、X(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知らせてもらい「本市のファン」を増やす。 また、令和4年度に導入したLINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。	R5以前 ～R13以降	1,875	シティセールス課
市政説明会運営事務			市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会(開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。)を開催する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	生活安全課
出前講座運営事務		スマエジ	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R5以前 ～R13以降	12	生活安全課
みんな de スマイルトーク 運営事務			協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	生活安全課
(2)市民参画の機会づくり						
市民意見公募(パブリック コメント)制度の活用			市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考えなどを公表して、広く市民等から意見を募り、その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。	R3以前 ～R11以降	ゼロ予算	企画課
まちづくり懇談会業務			市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。	R5以前 ～R13以降	5	生活安全課
要望・苦情処理業務			市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。	R5以前 ～R13以降	12	生活安全課
市民相談業務			市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。	R5以前 ～R13以降	2	生活安全課
法律相談業務			市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士及び司法書士による無料の法律相談事業を実施する。	R5以前 ～R13以降	672	生活安全課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	R5以前 ～R13以降	66	総務課
個人情報保護事業	個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護法施行条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定めるとともに、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿をWEBシステムにより管理する。	R5以前 ～R13以降	278	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市保有個人情報等安全管理措置規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
例規関係事務事業	○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	R5以前 ～R13以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備	R5以前 ～R13以降	2,224	総務課
文書管理事務事業	○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書通送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理	R5以前 ～R13以降	28,209	総務課
公印管理事業	○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備	R5以前 ～R13以降	12	総務課
行政区域関係事業	○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
文書管理システム運用事業	令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R5以前 ～R13以降	7,577	総務課
庁舎管理事業	○ 本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○ 計画的な改修・修繕の実施	R5以前 ～R13以降	55,901	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
庁内放送・庁内電話管理 事業	○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	R5以前 ～R13以降	4,620	総務課
表彰関係事業	○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰	R5以前 ～R13以降	275	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
固定資産評価審査委員会 事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	R5以前 ～R13以降	48	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	R5以前 ～R13以降	452	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物 処理業務)	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R5以前 ～R13以降	687	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	R5以前 ～R13以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	R5以前 ～R13以降	1,122	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R5以前 ～R13以降	847	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備 基金事業	令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。	R5以前 ～R13以降	4,267	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市長の秘書に関する業務	市長及び副市長が職務に専念できる執務環境を確保するとともに、市政に関する重要事項を審議する庁議を設置することにより、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	R5以前 ～R13以降	3,613	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	R5以前 ～R13以降	2,727	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	R5以前 ～R13以降	7	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R5以前 ～R13以降	155	総務課
職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務遂行できる環境を整え、職員の健康管理を図る。 ストレスチェックによる集団分析等による一次予防の実施や職場環境の改善、長時間労働や業務負担増による労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のための産業医等の面談・カウンセリングを実施している。	R5以前 ～R13以降	7,528	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	R5以前 ～R13以降	355	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	R5以前 ～R13以降	3,060	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	R5以前 ～R13以降	906	税務課
地籍調査成果管理事業 (臨時)	国土調査法に基づく地籍調査について、市内全域の調査を平成26年度に完了している。測量の成果である図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するため、地籍調査成果管理システム及びPC等必要機器一式をリースしているが、現在の契約が令和8年6月末までとなっている。したがって、指名競争入札によって新たな業者を選定し、システム及び機器の更新を行う。	R8 ～R13以降	2,943	税務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地方版総合戦略の効果検証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。	R3以前 ～R11以降	37	企画課
地方財政状況調査(決算統計)事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税:各種基礎数値の提出(4～5月)、交付額決定(7月)、翌年度基礎数値の提出(10月) ●特別交付税:各種基礎数値・資料の提出(8月～11月)、交付額決定(12月、3月)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題であった。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、旧財務会計システムとは別システムとなっていた起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R5以前 ～R13以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	143	財政課
財務会計システム改修事業	国では①納付者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③地方公共団体の事務負担軽減を目的に、eL-QRを活用した公金収納を推進している。現行の財務会計システムではeL-QRに対応していないため、令和9年4月からの運用開始に向けて、システム改修を行う。	R8 ～R13以降	27,141	財政課
管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要な不可欠な管理自動車の管理、運行及び整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	R5以前 ～R13以降	13,178	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む財政課保有の管理自動車を年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減する。また、現在リース契約を行っている車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。あわせて、現在保有している管理自動車について、運行記録から適正な保有台数の検討を行う。	R5以前 ～R13以降	186	財政課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	R5以前 ～R13以降	2,931	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	R5以前 ～R13以降	674	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	236,248	デジタル推進課
情報システム標準化・共通化事業	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、標準準拠システムへ移行を実施したが、令和8年度は特定移行支援システム(健康管理支援システム)を標準準拠システムへ移行し、ガバメントクラウドでの運用を開始する。また、移行済み業務のうち、経過措置を受ける一部の機能の実装に向けた準備を行う。	R5以前 ～R10	20,578	デジタル推進課
住民情報系システム整備事業	国においては令和8年9月までにeLTAXを活用した納付を可能とするよう必要な措置を講ずることとなっており、特に各地方公共団体において相当量の取扱件数がある公金の「国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料」については対応を要請されている。 本市公金のうち、住民情報系システムにて収納管理を実施しているものについて必要なシステム改修を実施する。	R8 ～R8	5,720	デジタル推進課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	55,365	デジタル推進課
内部情報系システム整備事業	①Office製品更新事業 現在一部端末でOffice製品として利用しているMicrosoft Office LTSC Standard 2021のサポート終了に伴い、更新を行う。 ②複合機更新事業 平成29年度に更新した複合機について、認証サーバのOSサポート終了に伴い、本庁用複合機を含めて更新を実施する。なお、本庁舎環境改善事業による部署配置換えにより台数を見直す。	R8 ～R13以降	7,120	デジタル推進課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	52,740	デジタル推進課
情報セキュリティポリシー実施事業	セキュリティポリシーの実施状況を確認していくとともに、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応できるよう、内容の見直しを図る。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	デジタル推進課
情報セキュリティ監査事業	山陽小野田市情報セキュリティポリシーに基づいて策定した監査実施計画に沿い、情報セキュリティ監査を実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	デジタル推進課
情報セキュリティ対策研修等事業	市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	R5以前 ～R13以降	132	デジタル推進課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	R5以前 ～R13以降	1,049	市民課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	R5以前 ～R13以降	7,457	市民課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。 市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	R5以前 ～R13以降	12	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	R5以前 ～R13以降	338	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	R5以前 ～R13以降	10	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代行に行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	R5以前 ～R13以降	6	市民課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示された。これに基づき、令和7年度に戸籍システムを国が提供するガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行した。令和8年度は、システムの安定稼働を図るため必要となる保守管理を行う。	R6 ～R8	55,582	市民課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	R5以前 ～R13以降	1,106,651	高齢福祉課
国民年金事業	【国民年金に係る法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務】 ○法定受託事務:資格取得等の資格に関わる届出の受理、免除や付加など保険料に係る申請書の受理及び審査、年金の裁定請求の受理及び審査、その他国民年金に係る届書等の受理。 ○協力・連携事務:資格取得時等における保険料納付督促、口座振替、クレジットカード納付、前納の促進や、窓口や電話での年金制度の相談対応。その他、電話番号や住所などの各種情報提供を行う。 【交付金請求事務】 法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務に必要な費用は、国が交付することと規定されているため、交付金に係る申請、報告等を行う。	R5以前 ～R13以降	100	保険年金課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民年金システム改修事業	国民年金事務を行ううえで、制度改正等に対応するため、住民情報システム(国民年金)の改修を行う。 ○令和8年度実施予定の改修 ・令和7年度税制改正に対応するための改修 令和7年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されることにより、保険料免除等の前年の所得を用いる各種年金制度において、当該控除を追加することとなる。 ・国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置にかかる改修 こども未来戦略の「加速化プラン」における施策にて、第1号被保険者の育児期間中の支援措置として、その子が1歳になるまでの期間保険料を免除するもので、関連台帳及び年金機構への進達情報の項目追加を行う。	R7 ~R8	1,478	保険年金課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金。 ①保険基盤安定(保険料軽減分) ②保険基盤安定(保険者支援分) ③未就学児均等割保険料分 ④産前産後保険料分 ⑤職員給与費等分 ⑥事務費分 ⑦財政安定化支援事業分 ⑧その他(負担軽減対策分)	R5以前 ~R13以降	531,319	保険年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金 ①保険基盤安定(保険料軽減分) ②事務費分 ③職員給与費等分	R5以前 ~R13以降	393,713	保険年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準に照らして、市民病院に対し適正な繰出金を支出する。	R5以前 ~R13以降	691,170	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	R5以前 ~R13以降	12	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	R5以前 ~R13以降	620	商工労働課
下水道事業会計繰出金 (農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	R5以前 ~R13以降	16,743	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。(令和5年度末残高 52,543千円)	R5以前 ~R13以降	760	農林水産課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていくとともに令和6年度から令和9年度まで一般会計への繰出しを行う。 ※令和4年度以降については、包括的民間委託契約にミッドナイトオートレース運営事業も含める。	R5以前 ～R13以降	29,642,193	公営競技事務所
山陽オートレース場施設整備事業	〇平成30年度に策定した基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法をなど、管理地区を含めた全体的な施設整備計画の見直しを行うため、令和6年度に施設調査及び基本構想を策定し、この基本構想に基づき山陽オートレース場の各施設について施設整備事業を行う。	R5以前 ～R13以降	57,893	公営競技事務所
山陽オートレース場発走合図機・フライング判定装置更新事業	発走合図機・フライング判定装置の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から同装置の更新を令和5年度に行った。 ※発走合図機・フライング判定装置は全場統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受けた。(債務負担行為・5年償還)	R5以前 ～R10	41,100	公営競技事務所
山陽オートレース場残周回灯更新事業	周回通告表示装置(残周回灯)及び周回確認灯の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から更新を行う。 ※小型自動車競走法施行規則第10条第4号の規程に基づく施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準(平成18年経済産業省告示第371号)に定めるその他審判に必要な施設に該当する。また、周回通告表示装置(残周回灯)及び周回確認灯は全場統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受ける。(3年償還)	R7 ～R10	14,044	公営競技事務所
山陽オートレース場施設・設備等保全事業	管理地区を含め、山陽オートレース場の施設の大半が老朽化しており、それに伴って附帯設備も老朽化しており、継続的なレース運営のため年次的に附帯設備の保守・保全・更新等を実施することにより延命化を図る。	R7 ～R13以降	81,807	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を実施する。	R5以前 ～R13以降	162	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	R5以前 ～R13以降	1,035,390	都市計画課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	R5以前 ～R13以降	6,084	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	R5以前 ～R13以降	73	監理室

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出納審査事務(経常)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	R5以前 ～R13以降	11,216	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	R5以前 ～R13以降	302	出納室
公金管理事務	公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	出納室
データ伝送化支払事務	債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPORTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。	R5以前 ～R13以降	731	出納室
財務会計システム電子決裁化事務	既存の財務会計システムを電子決裁化することにより、決裁区分によっては長い時間を要していた決裁をスムーズに行うことが可能となり、支払の遅延もなくなることが期待できる。また、これを実施するとペーパーレスとなり、以前から課題であった文書保管の省スペース化にも繋がる。	R9 ～R13以降	ゼロ予算	出納室
指定金融機関派出所設置事務	地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行は以前から市に要望書を提出してきたが、このたび庁舎内指定金融機関派出所への経費負担に応じるよう強い要請があったことから、県内他市の状況も踏まえ、7万件を超える伝票の支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行う派出所業務に係る応分の手数料を支払う。	R5以前 ～R13以降	2,200	出納室
山口県収入証紙売捌事業	令和8年9月末をもって山口県収入証紙の窓口での現物販売が終了する。10月以降はキャッシュレス端末を窓口を設置し、県収入証紙の代金の収納業務のみを行う。	R8 ～R8	100	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的にを行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	34,454	地域活性化室
厚狭地区複合施設施設整備事業	本館棟エレベーターの部品で交換時期が来ているものについて交換する。	R8 ～R8	595	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	R5以前 ～R13以降	3,150	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体の事務を行う。	R5以前 ～R13以降	3,079	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	R5以前 ～R13以降	124	教育総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等についての研究協議等を通じて、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	R5以前 ～R13以降	190	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,592	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,753	監査委員事務局
議会運営事務事業	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	R5以前 ～R13以降	167,222	議会事務局
本会議、委員会運営事務事業	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。	R5以前 ～R13以降	2,490	議会事務局
タブレット端末導入事業	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5以前 ～R13以降	194	議会事務局
タブレット端末更新事業(臨時)	現在使用中のタブレット端末及びペーパーレス会議システムは、令和5年5月に導入し、令和8年4月をもって契約が満了となる。令和7年10月に議員改選があることから、新たな議会において、満了後の在り方を検討してもらう予定としているため、一旦令和8年5月から令和9年4月まで(1年間)を再リース契約とし、その予算措置を行う。 また、令和8年度は機器更新等に向けた準備を行い、令和9年度に予算措置を行う予定である。	R7 ～R8	2,283	議会事務局
議員活動支援事務事業	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	R5以前 ～R13以降	7,734	議会事務局
議長会等参画事務事業	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に参加し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	R5以前 ～R13以降	2,315	議会事務局
議員活動支援事務事業(臨時)	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提出等議員の活動を支援する。 研修によって、議員による政策形成、立案能力の向上を図り、議員力を高めることで、議会の活性化につながるもの。	R6 ～R13以降	300	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	R5以前 ～R13以降	6,614	議会事務局

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
議会広聴事業	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	公職選挙法に従い永久選挙人名簿、在外選挙人名簿を調製し、国政選挙、地方選挙、住民投票などの事務が適法に滞りなく実施できるよう選挙管理委員会を運営管理する。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び検察審査会法に基づき、永久選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の記載予定者を調製する。	R5以前 ～R13以降	1,034	選挙管理委員会事務局
山口県議会議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布し、告示の前日までにポスター掲示場を設置する。告示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施し、選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行い、当選人を決定し、結果を県選挙管理委員会に報告する。	R5以前 ～R13以降	17,349	選挙管理委員会事務局
選挙啓発事業	明るい選挙推進協議会の運営、主権者教育講座の積極的な推進、選挙啓発作品の募集・優秀作品の展示を実施する。また新たに18歳になる新有権者に対し選挙啓発ハガキを送付する。	R5以前 ～R13以降	198	選挙管理委員会事務局
鉱害復旧事業	鉱害復旧調査の結果が出るまでの期間に2次被害が発生しないように安全施設で仮締切を実施する。	R5以前 ～R13以降	6,100	農林水産課
水道事業会計繰出金	総務省の地方公営企業繰出金基準により、次の事項について一般会計から企業会計へ繰出しを行う。 ・旧簡易水道事業(修繕費) ・上水道統合事業(企業債償還元利) ・児童手当(負担金) ・経営基盤強化事業(出資金)	R5以前 ～R13以降	84,060	環境課

**第二次山陽小野田市総合計画
令和8年度実施計画**

**山陽小野田市企画部企画課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号**